

第3期八幡浜市障害者計画  
第4期八幡浜市障害福祉計画  
(平成27年度～平成29年度)

(素案)



八幡浜市



# － も く じ －

第1章 計画の策定にあたって .....	1
第1項 計画策定の背景等 .....	1
第2項 計画の位置づけ .....	3
第3項 計画期間 .....	4
第4項 計画策定体制 .....	4
第2章 計画の基本理念等 .....	7
第1項 計画の基本理念 .....	7
第2項 計画の基本方針 .....	7
第3章 八幡浜市の現状 .....	9
第1項 市の概要 .....	9
第2項 人口及び世帯 .....	10
第3項 本市を取り巻く課題（まちづくり全体への課題） .....	12
第4項 障害者の状況 .....	13
第5項 障害福祉サービス等サービスの利用状況 .....	17
第6項 アンケート調査 .....	21
第4章 計画推進に向けて .....	22
第1項 計画の推進体制 .....	22
第2項 計画の点検・評価 .....	22
第3項 計画の体系 .....	23
第5章 施策の展開 .....	24
基本施策1 生活支援・福祉サービスの充実 .....	24
第1項 障害福祉サービスの充実 .....	24
第2項 地域支援サービスの充実 .....	34
第3項 相談支援体制の充実 .....	40
基本施策2 保健・医療の充実 .....	41
第1項 障害の予防と健康の増進 .....	41
第2項 精神保健福祉施策の充実 .....	42
第3項 医療サービスの充実 .....	43
基本施策3 障害者（児）教育の充実 .....	45
第1項 障害児支援の充実 .....	45
第2項 障害児保育・療育の充実 .....	45
第3項 学校教育の充実 .....	47
第4項 生涯学習等の推進 .....	48
基本施策4 就労支援の促進 .....	50
第1項 就労支援の促進 .....	50
第2項 福祉的就労の促進 .....	51

基本施策5	まちづくりと防災・防犯対策の推進.....	52
第1項	生活環境の整備.....	52
第2項	交通・移動施策の推進.....	53
第3項	防犯・防災体制の整備.....	54
基本施策6	地域社会への参加促進.....	56
第1項	地域づくり活動への参加促進.....	56
第2項	スポーツ・レクリエーション・文化活動への参加促進.....	56
第3項	交流・ふれあい活動の推進.....	58
基本施策7	差別の解消及び権利擁護の推進.....	59
第1項	障害を理由とする差別の解消の推進.....	59
第2項	権利擁護の推進.....	59
第3項	行政機関等における配慮及び障害者理解の促進.....	60
資料編	.....	61
1	障害者アンケート調査.....	61
2	団体・事業所等アンケート調査.....	91
3	八幡浜市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱.....	97
4	八幡浜市障害者計画及び障害福祉計画策定委員.....	98

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1項 計画策定の背景等

本市においては、旧八幡浜市及び旧保内町において障害者計画を策定し、障害者福祉施策を推進してきました。

平成15年度からは支援費制度により、より一層の施策の推進を図ってきましたが、支援費制度における「身体」・「知的」障害の課題が問題となるとともに、「精神」障害は支援費制度外となっていました。

平成18年度からは障害者のサービスを図る点から、「障害者自立支援法」が施行され、障害者が地域で暮らしていくことのできる地域社会を構築していくことが大切となっています。

平成21年3月には障害者自立支援法に基づき第2期障害福祉計画を、平成24年3月には第2期障害者計画及び第3期障害福祉計画を策定し、本市における様々な課題や市民ニーズに対応するため、障害者施策を推進してきました。

今回、第3期障害者計画及び第4期障害福祉計画を策定します。

国においては、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准を目的とした障害者施策の抜本的な見直しを行い、これまでに「障害者基本法」の改正（平成23年8月公布）や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成23年6月公布）、平成22年12月及び平成24年6月の2回にわたる「障害者自立支援法」の大幅な改正（平成24年6月の改正によって「障害者総合支援法」に改称）が行われました。

また、平成25年6月には障害のある人への差別的取扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務付ける「障害者差別解消法」が成立しています。

「障害者基本法」の改正では、障害のある人の定義について「個人の機能障害に原因があるもの」とする「医学モデル」から、『障害』（機能障害）及び『社会的障壁』（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする「社会モデル」に大きく転換し、加えて社会的障壁の除去を必要とする障害のある人に対し、必要かつ合理的な配慮がなされなければならないと規定されました。一人ひとりの希望に応じた社会的活動への参加が妨げられないために、施設・設備のバリアフリー化といった物理的障壁の除去に加え、雇用・就学の機会からの排除など、制度や慣行上の障壁の除去も含めた社会・日常生活における問題の解決が重要となっています。

障害福祉サービス関係では、平成15年度に、障害のある人がサービスを選択し契約する支援費制度が導入された後、平成18年度には、身体・知的・精神の3障害の障害福祉サービスを一元化するとともに、利用者負担額の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、平成22年12月に「障害者自立支援法」が改正され、利用者負担額の見直し（応能負担の原則化）や障害者の範囲の見直し（発達障害を法の対象として明確化）等が行われ、さらに、平成24年6月に名称を「障害者総合支援法」に改めることや、難病患者を法の対象に加えるなどの一部改正が行われました。

平成24年4月の法改正により、障害のある子どもを対象としたサービスについては、「障害者自立支援法」から「児童福祉法」に根拠規定が一本化されるとともに、通所サービスの実施主体についても、都道府県から市町村に変更されました。

本計画は「障害者基本法」の趣旨や、市民ニーズ等の社会情勢、本市の障害者施策の実施状況等を踏まえ、前計画を発展的に見直し、本市の新たな障害福祉施策を総合的に推進するために策定するものです。

障害福祉計画策定にあたっては、次の点について考慮しながら計画策定を行っています。

<第2期計画における変更点>

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1 都道府県・市町村の協働による圏域単位のサービス基盤整備の促進 |
| 2 障害者の地域生活への移行の一層の促進             |
| 3 相談支援体制の充実・強化                   |
| 4 一般就労への移行支援の強化                  |
| 5 虐待防止に関する取り組みの強化                |
| 6 サービス見込量に対する考え方を見直し             |

<第3期計画における変更点>

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1 都道府県・市町村の協働による圏域単位のサービス基盤整備の促進 |
| 2 障害のある人の地域生活支援の促進               |
| 3 障害児支援の強化                       |
| 4 相談支援体制の充実・強化                   |
| 5 一般就労への移行支援の強化                  |
| 6 虐待防止に関する取り組みの強化                |
| 7 サービス見込量に対する考え方を見直し             |

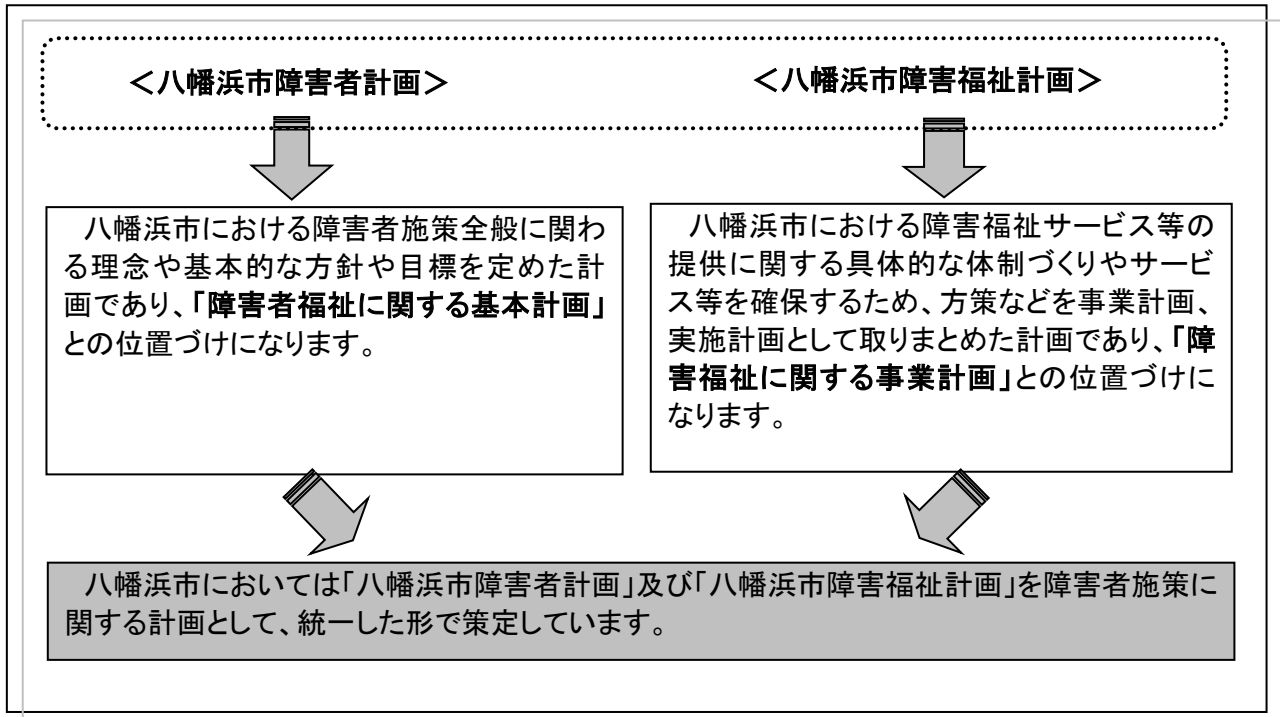
<第4期計画における変更点>

- |  |
|--|
| 1 「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の間接評価、評価結果の公表等 |
| 2 福祉施設から地域生活への移行促進                       |
| 3 精神科病院から地域生活への移行促進                      |
| 4 地域生活支援拠点等の整備                           |
| 5 福祉施設から一般就労への移行促進                       |
| 6 障害児支援体制の整備                             |
| 7 計画相談の連携強化、研修、虐待防止                      |

## 第2項 計画の位置づけ

第3期八幡浜市障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に、また、第4期八幡浜市障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に該当します。

本市においては、関連するこの2つの根拠法をもつ計画を一体的に策定します。



### 第3項 計画期間

市町村障害福祉計画は3か年を1期として策定することとされています。

この計画は、第27年度から平成29年度までを計画期間とする第3期障害者計画及び第4期障害福祉計画を策定するものです。

なお、社会情勢の変化や障害者政策の動向などを踏まえ、必要に応じて見直します。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
18年度～第1期障害者計画			第2期障害者計画			第3期障害者計画		
第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画		

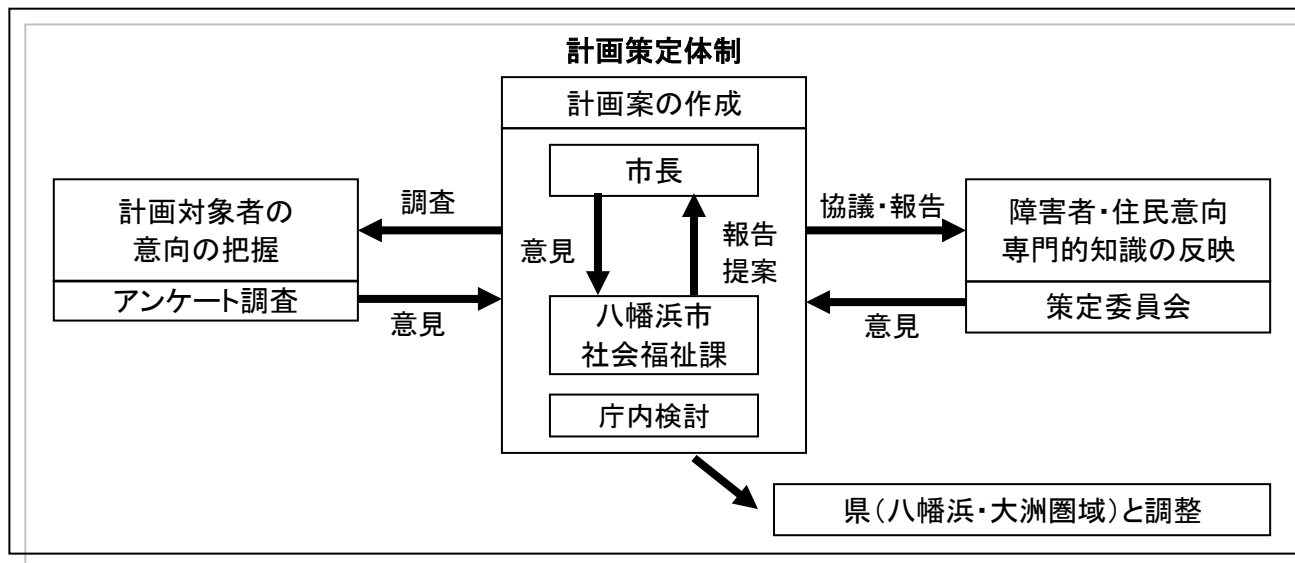
### 第4項 計画策定体制

#### (1) 八幡浜市障害福祉計画策定委員会

学識経験者・有識者等・社会福祉関係団体等の代表者・関係行政機関等の職員などで構成する「八幡浜市障害福祉計画策定委員会」において計画内容を審議しています。

#### (2) アンケート調査

障害者や関係団体などに対して、アンケート調査を実施し、その意見を反映します。



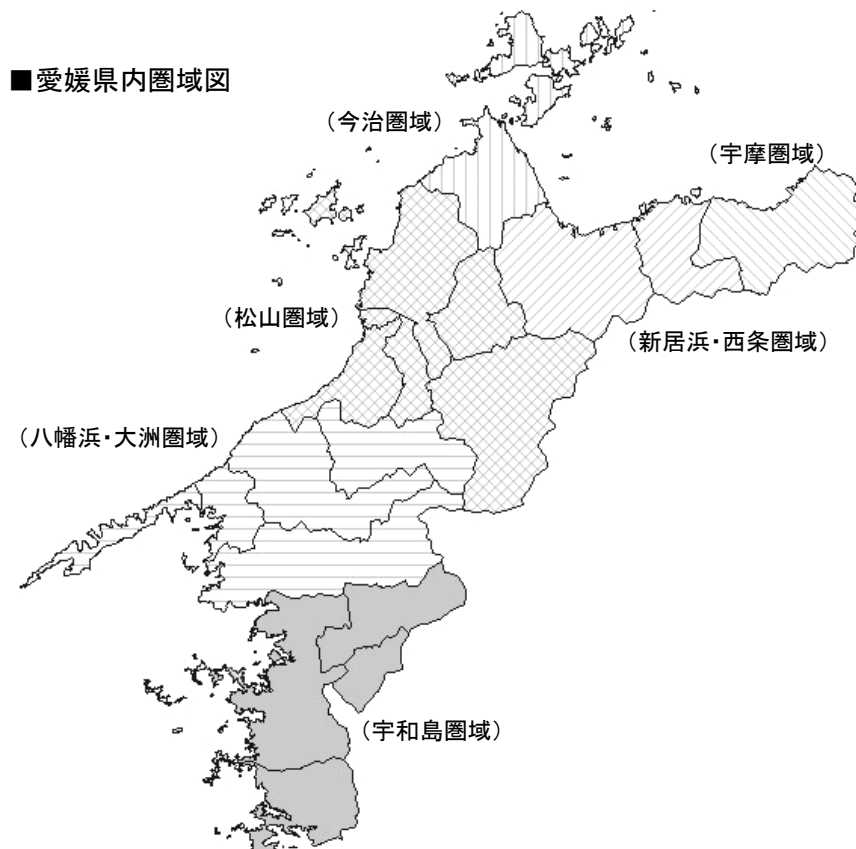


### (3) 計画策定における連携

愛媛県障害福祉計画においては、障害保健福祉圏域が設定され、それぞれ数値目標を定めた圏域ビジョンが示されます。

八幡浜市は、八幡浜・大洲圏域に属しており、八幡浜市・伊方町・大洲市・内子町・西予市など近隣市町との連携を図るとともに、近隣圏域との連携を図っています。

圏域名	圏域市町
宇摩圏域	四国中央市
新居浜・西条圏域	新居浜市・西条市
今治圏域	今治市・上島町
松山圏域	松山市・東温市・久万高原町・砥部町・松前町・伊予市
八幡浜・大洲圏域	八幡浜市・伊方町・大洲市・内子町・西予市
宇和島圏域	宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町





## 第2章 計画の基本理念等

### 第1項 計画の基本理念

八幡浜市においてこれまで取り組んできた基本理念を考慮し、「誰もが安心して、充実した生活を送れるまちづくり」を基本理念として再度定め、さらなるまちづくりをめざしていきます。

#### 誰もが安心して、充実した生活を送れるまちづくり

※参考

■八幡浜市総合計画の障害者施策の取り組み内容(計画期間:平成18年度~27年度)

##### (1)自立生活・福祉サービスの充実

障害の種類、程度を問わず、障害者自らが居住の場を選択し、障害福祉サービス等の支援を受けつつ、自立と社会参加が実現できるよう、関係機関との連携を図りつつ、各種サービス・事業を推進します。発達障害については、今後とも相談・療育体制の充実を図ります。また、障害者団体や障害者の活動を支援し、社会参加や生きがいを促進します。

##### (2)雇用・就業及び地域生活移行の促進

障害者の自立支援の観点から、社会参加や雇用の場となる施設の整備を支援します。また、グループホーム等居住の場の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を促進します。

##### (3)あらゆる障壁解消の推進

全ての人が安全に安心して生活し、社会参加できるユニバーサルデザインに配慮された生活環境の整備を推進するため、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を図ります。また、移動手段やコミュニケーション手段の充実を図るとともに、啓発活動等を通じて「心のバリアフリー化」を図り、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を推進します。

### 第2項 計画の基本方針

本計画の基本理念及び障害福祉計画の理念を加味し、基本方針を下記のとおり定めます。

#### 障害福祉サービスの充実

「障害福祉サービスの充実」では、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに重点をおいた施策の方針とします。



## 第3章 八幡浜市の現状

### 第1項 市の概要

本市は、愛媛県の西部、佐田岬半島の基部に位置しており、総面積は132.98k㎡となっています。北は瀬戸内海に面し、東は大洲市に、南は西予市、西は伊方町に接していません。また、豊予海峡を挟んで九州と対しています。

海岸線はリアス式海岸を形成しており、急斜面が海岸までせり出した地形で平坦地が少なく、岬と入り江が交錯した風光明媚な景観をなしています。

気候は、瀬戸内海と宇和海の2つの海に臨み、温暖な海洋性気候が中心です。東部や山間部では、内陸性気候の影響を受けています。

本市は、少子化や高齢化の進む中、地域高規格道路の整備促進、港湾振興ビジョンの推進、市立八幡浜総合病院の改築などに取り組んでいます。

障害者福祉においては、高齢化による、重度、重複障害者の増加や介護者の高齢化が進み、福祉のニーズは多様化しています。障害者が自立した生活を営むことができるよう多面的な支援が求められており、広域的な相談支援の充実を図るためのネットワーク体制づくりを進めています。



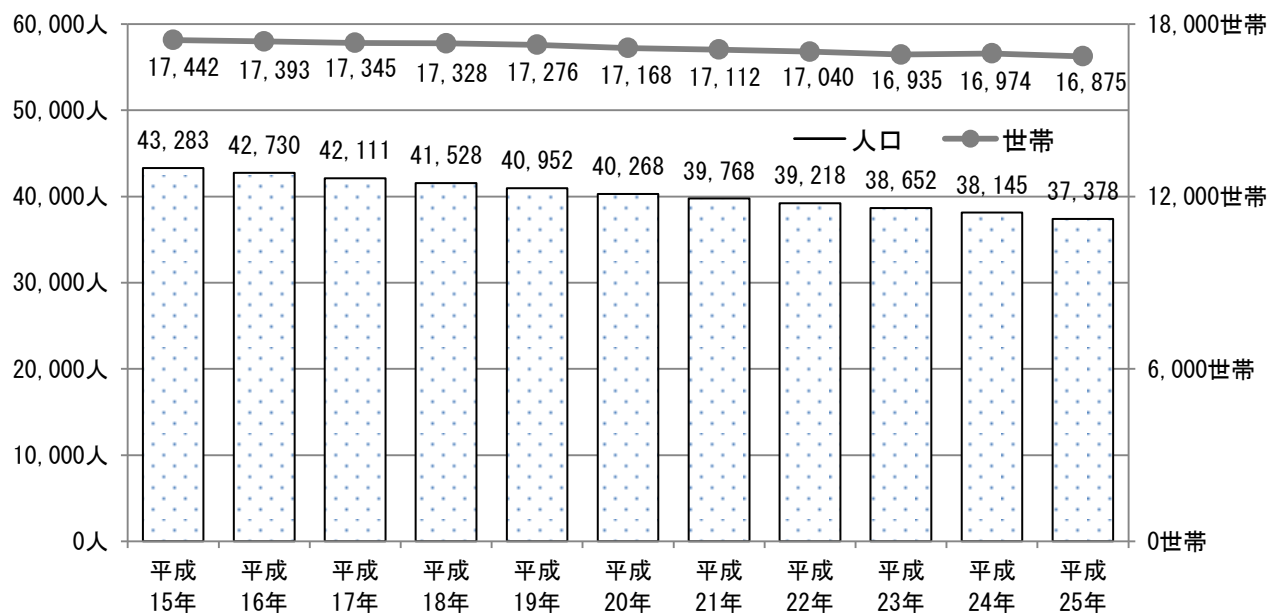
## 第2項 人口及び世帯

本市における人口及び世帯の推移状況をみると、人口は平成12年の45,027人から平成25年には37,378人まで減少しています。

また、世帯は平成12年の17,491世帯から平成22年には16,875世帯まで減少しています。人口及び世帯ともに減少が続いています。

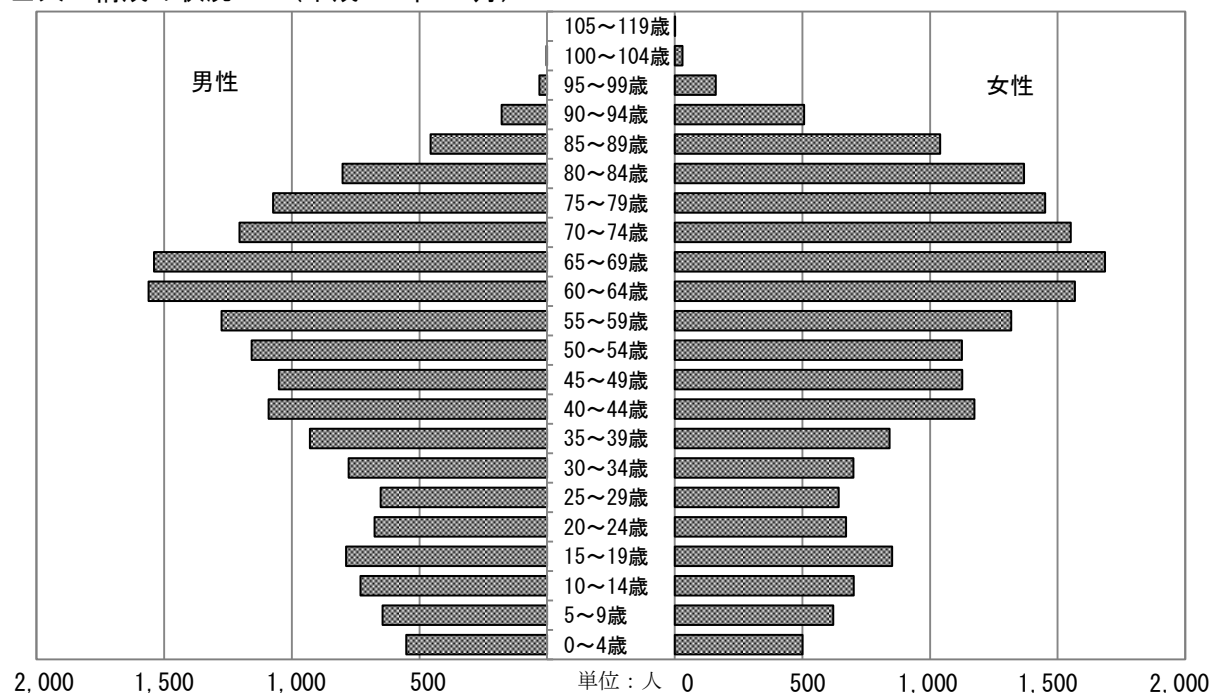
■人口及び世帯の推移(各年12月)

単位:人・世帯



資料:住民基本台帳

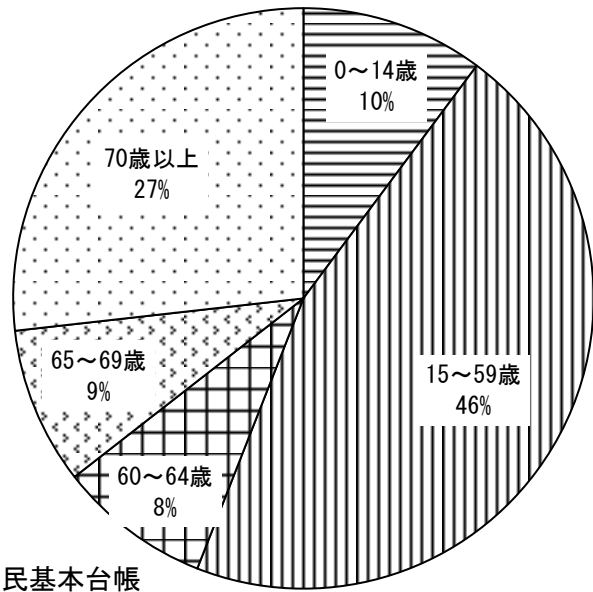
■人口構成の状況 1 (平成26年10月)



資料:住民基本台帳

■人口構成の状況 2 (平成 26 年 10 月)

人口の構成状況をみると、男性では60～64歳、女性では65～69歳が多くなっています。また、65歳以上の方の割合が、全体の1/3を超えています。

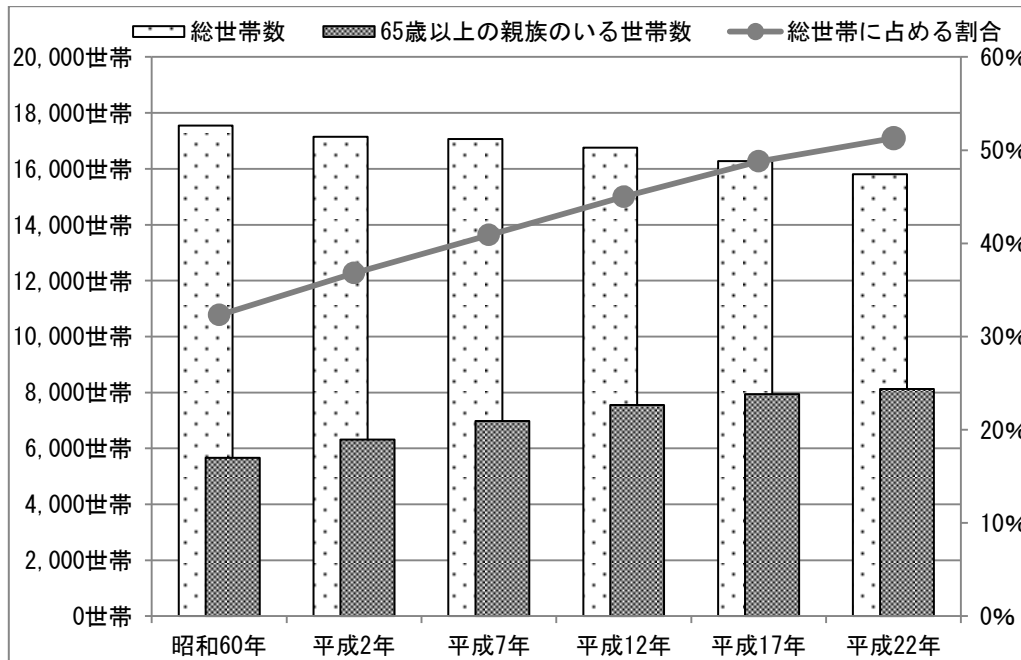


資料:住民基本台帳

■高齢者のいる世帯の状況

単位:世帯・%

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数	17,539	17,141	17,067	16,755	16,273	15,807
65歳以上の親族のいる世帯数	5,660	6,312	6,976	7,546	7,935	8,116
総世帯に占める割合	32.3	36.8	40.9	45.0	48.8	51.3



資料:国勢調査

65歳以上の親族のいる世帯数をみると、平成22年には8,116世帯と増加傾向にあり、総世帯に占める割合も増加しています。

## 第3項 本市を取り巻く課題（まちづくり全体への課題）

本市を取り巻くまちづくり全体への課題としては、次のような課題が考えられます。

### ①地方分権の進展

政治・経済・社会・文化などのあらゆる面で自主的で個性のあるまちづくりを推進することが求められています。

### ②少子高齢化の進行

少子高齢化社会を迎え、子どもを安心して生み育てられる環境整備や、高齢者が健康で安心して暮らし、社会参加を通じてゆとりと生きがいを感じることができるまちづくりが求められています。

### ③地球環境問題の深刻化

環境保全の行動理念のもと、環境への負担の少ない生活スタイルの実践が求められています。

### ④高度情報化の到来

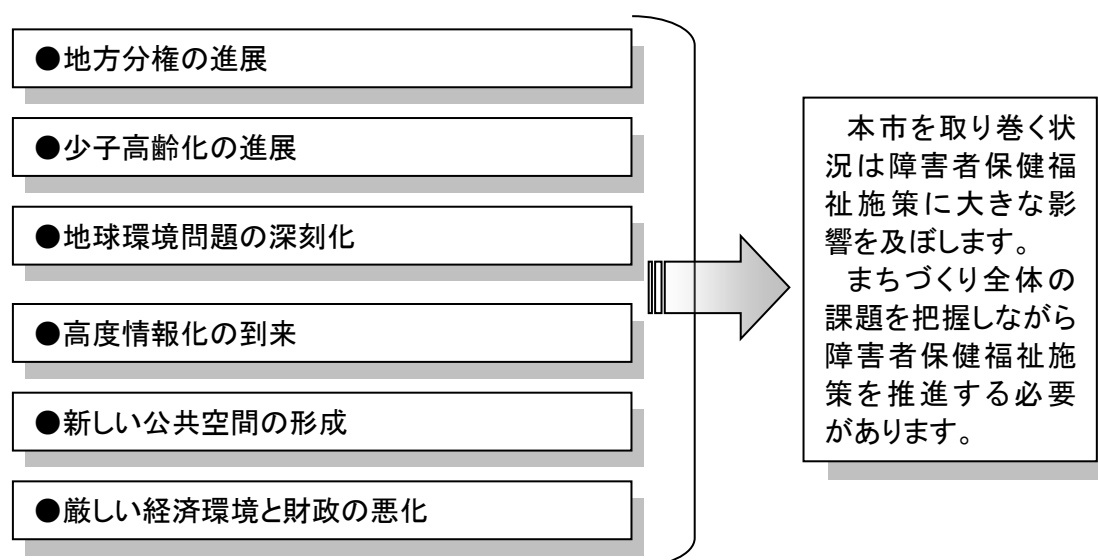
高度情報社会により、今までにない新しい関係や活動を生み出す可能性が秘められてきています。しかし、一方で情報活用能力の違いによる情報格差などの問題が生じています。

### ⑤新しい公共空間の形成

まちづくりの過程や実践についてNPOや市民の参加を促進し、これまで行政が担当していた分野での活動推進とともに、行政との協働によるまちづくりを推進していくことが求められています。

### ⑥厳しい経済環境と財政の悪化

国や地方自治体の財政は財源不足の状況であり、厳しい経済環境のなかでの財政運営が求められています。





## 第4項 障害者の状況

### (1) 身体障害者手帳保持者数

本市における身体障害者手帳保持者数をみると、平成20年3月末時点で2,037人、平成26年3月末には1,914人と微減しています。人口の減少に比例しているものと推測されます。

■身体障害者手帳保持者数(平成23年3月末)

単位:人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	67	61	9	10	15	21	183
聴覚・平衡機能障害	10	40	20	17	0	54	141
音声・言語・そしゃく機能障害	1	2	17	5	0	0	25
肢体不自由	242	298	167	268	73	38	1,086
内部障害	365	1	100	136	0	0	602
計	685	402	313	436	88	113	2,037

■身体障害者手帳保持者数(平成24年3月末)

単位:人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	60	55	8	8	12	18	161
聴覚・平衡機能障害	10	36	21	14	0	45	126
音声・言語・そしゃく機能障害	1	1	13	5	0	0	20
肢体不自由	213	263	160	266	63	35	1,000
内部障害	356	0	92	127	0	0	575
計	640	355	294	420	75	98	1,882

■身体障害者手帳保持者数(平成25年3月末)

単位:人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	55	55	6	7	10	18	151
聴覚・平衡機能障害	10	35	19	16	0	46	126
音声・言語・そしゃく機能障害	1	1	13	5	0	0	20
肢体不自由	210	254	162	267	57	34	984
内部障害	384	1	83	135	0	0	603
計	660	346	283	430	67	98	1,884

■身体障害者手帳保持者数(平成26年3月末)

単位:人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	51	56	8	7	11	17	150
聴覚・平衡機能障害	10	34	19	16	0	49	128
音声・言語・そしゃく機能障害	2	0	13	5	0	0	20
肢体不自由	208	246	174	292	56	34	1,010
内部障害	388	2	80	136	0	0	606
計	659	338	294	456	67	100	1,914

資料:八幡浜市社会福祉課

※参考：要介護認定者の状況

要介護認定者の推移状況を見ると、平成18年の1,958人から平成26年には2,475人まで増加しています。

また、推移状況を軽度・中重度別で見ると、要介護2～5（中重度）では平成19年以降はほぼ横ばいで推移、要支援1・2及び要介護1（軽度）では増加傾向にあります。

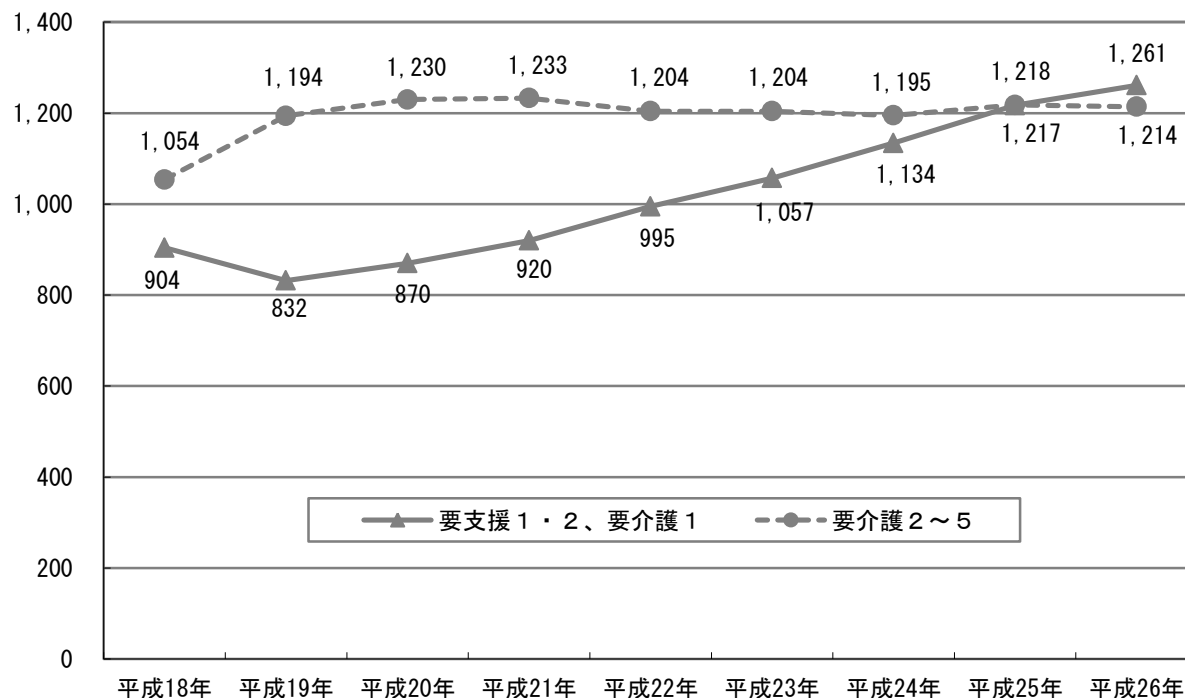
■要介護認定者の推移状況（各年4月）

単位：人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要支援1	17	190	174	170	259	312	340	382	411
要支援2	35	232	269	291	241	229	227	218	211
要支援 (経過的要介護)	250	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護1	602	410	427	459	495	516	567	617	639
要介護2	339	388	388	393	377	336	323	310	317
要介護3	250	309	317	303	282	314	281	281	252
要介護4	265	280	292	285	292	316	243	290	262
要介護5	200	217	233	252	253	238	243	290	262
合計	1,958	2,026	2,100	2,153	2,199	2,261	2,329	2,435	2,475

資料：八幡浜市保健センター

■要介護認定者の推移状況（軽度：要支援1・2、要介護1 中重度：要介護2～5別）



資料：八幡浜市保健センター

## (2) 療育手帳保持者数

本市における療育手帳保持者数をみると、平成23年3月末時点で319人であったものが、平成26年3月末には300人に微減しています。

18歳未満をみると、平成23年の59人が平成26年には53人になっています。また、18歳以上についても、平成23年の260人が平成26年には247人になっています。

### ■療育手帳保持者数(平成23年3月末)

単位:人

	重度	重度以外	計
18歳未満	15	44	59
18歳以上	121	139	260
計	136	183	319

### ■療育手帳保持者数(平成24年3月末)

単位:人

	重度	重度以外	計
18歳未満	16	32	48
18歳以上	107	126	233
計	123	158	281

### ■療育手帳保持者数(平成25年3月末)

単位:人

	重度	重度以外	計
18歳未満	16	38	54
18歳以上	110	130	240
計	126	168	294

### ■療育手帳保持者数(平成26年3月末)

単位:人

	重度	重度以外	計
18歳未満	14	39	53
18歳以上	111	136	247
計	125	175	300

資料：八幡浜市社会福祉課

### (3) 精神障害者保健福祉手帳保持者数

本市における精神障害者保健福祉手帳保持者数をみると、平成23年3月末時点で177人であったものが、平成26年3月末には209人まで増加しています。

精神障害者に対する福祉制度や精神障害者保健福祉手帳についての広報・周知を充実させてきたことなどから手帳保持者数が増加しているものと推測されます。

■精神障害者保健福祉手帳保持者数(平成23年3月末) 単位:人

	1級	2級	3級	計
総数	23	149	5	177

■精神障害者保健福祉手帳保持者数(平成24年3月末) 単位:人

	1級	2級	3級	計
総数	27	152	6	185

■精神障害者保健福祉手帳保持者数(平成25年3月末) 単位:人

	1級	2級	3級	計
総数	30	153	8	191

■精神障害者保健福祉手帳保持者数(平成26年3月末) 単位:人

	1級	2級	3級	計
総数	29	172	8	209

資料:八幡浜市社会福祉課

### (4) 自立支援医療(精神通院)受給者証交付者数

本市における自立支援医療(精神通院)受給者証交付者数をみると、平成19年3月末時点で527人であったものが、平成26年3月末には584人まで増加しています。

精神障害者保健福祉手帳保持者数の増加と同しく、近年の社会状況や経済状況等の影響から、心の悩みなどから手帳保持者数が増加しているものと推測されます。

■自立支援医療(精神通院)受給者証交付者数(各3月末) 単位:人

	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
自立支援医療(精神通院)受給者証交付者	527	477	560	504	584	543	551	584

資料:八幡浜市社会福祉課

## 第5項 障害福祉サービス等サービスの利用状況

### (1) 障害福祉サービスの見込みと実績

■障害福祉サービスの見込みと実績(1か月あたり)【平成24年度】

サービス名		平成24年 見込み		平成24年 実績量		遂行率	
		人数	時間・ 日数	人数	時間・ 日数		
訪問系	居宅介護	31	657.1	36	726	110.5%	
	重度訪問介護						
	行動援護						
	同行援護						
	重度障害者等包括支援						
日中活動系	生活介護	98	1,608	95	1,948	121.1%	
	自立訓練(機能訓練)	1	8	1	1	12.5%	
	自立訓練(生活訓練)	3	44	8	215	488.6%	
	就労移行支援	18	341	21	390	114.4%	
	就労継続支援(A型)	16	263	17	289	109.9%	
	就労継続支援(B型)	37	671	45	834	124.3%	
	療養介護	12		12		100.0%	
	短期入所	9	80	6	44	55.0%	
	障害児通所	児童発達支援	32	150	30	112	74.6%
		医療型児童発達支援	0	0	0	0	0%
		放課後等デイサービス	0	0	2	4	100.0%
居住系	共同生活援助 共同生活介護	33		34		103.0%	
	施設入所支援	82		83		101.2%	
その他	相談支援	計画相談支援	30		16	53.3%	
		地域移行支援	5		0	0%	
		地域定着支援	5		0	0%	

障害福祉サービスの見込みと実績をみると、平成24年度においては、訪問系サービスは遂行率110.5%となっています。また、日中活動系・居住系サービスについても概ね見込みを上回る実績となっています。

■障害福祉サービスの見込みと実績(1か月あたり)【平成25年度】

サービス名		平成25年 見込量		平成25年 実績量		遂行率	
		人数	時間・ 日数	人数	時間・ 日数		
訪問系	居宅介護	33	699.5	38	767	109.6%	
	重度訪問介護						
	行動援護						
	同行援護						
	重度障害者等包括支援						
日中活動系	生活介護	100	1,657	98	2,015	121.6%	
	自立訓練(機能訓練)	1	8	0	0	0%	
	自立訓練(生活訓練)	3	44	7	172	390.9%	
	就労移行支援	19	360	8	163	45.3%	
	就労継続支援(A型)	17	279	21	350	125.4%	
	就労継続支援(B型)	39	707	70	1,276	180.5%	
	療養介護	12		12		100.0%	
	短期入所	9	80	6	46	57.5%	
	障害 児 通 所	児童発達支援	33	155	31	101	65.2%
		医療型児童発達支援	0	0	0	0	-
		放課後等デイサービス	0	0	4	20	100.0%
系 居住	共同生活援助 共同生活介護	35		41		117.1%	
	施設入所支援	82		82		100.0%	
その他	相 談 支 援	計画相談支援	32		39	121.9%	
		地域移行支援	6		0	0%	
		地域定着支援	6		0	0%	

平成25年度においては、訪問系サービスは遂行率109.6%となっています。

また、日中活動系・居住系サービスにおいては、生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、共同生活援助、相談支援において見込量を超えている一方、自立訓練(機能訓練)、就労移行支援、短期入所、児童発達支援で見込量を下回っている状況です。

■障害福祉サービスの見込みと実績(1か月あたり)【平成26年度】

サービス名		平成26年 見込量		平成26年 実績量		遂行率	
		人数	時間・ 日数	人数	時間・ 日数		
訪問系	居宅介護	35	741.9	40	800	107.8%	
	重度訪問介護						
	行動援護						
	同行援護						
	重度障害者等包括支援						
日中活動系	生活介護	102	1,674	100	2,100	107.8%	
	自立訓練(機能訓練)	1	8	1	8	100.0%	
	自立訓練(生活訓練)	3	44	8	200	454.5%	
	就労移行支援	20	379	9	180	47.5%	
	就労継続支援(A型)	18	296	22	352	118.9%	
	就労継続支援(B型)	41	744	72	1,296	174.2%	
	療養介護	12		12		100.0%	
	短期入所	9	80	6	46	57.5%	
	障害 児 通 所	児童発達支援	34	160	32	110	68.8%
		医療型児童発達支援	0	0	0	0	-
		放課後等デイサービス	0	0	20	220	100.0%
居住系	共同生活援助 共同生活介護	37		42		113.5%	
	施設入所支援	82		81		98.8%	
その他	相談 支援	計画相談支援	34		35	102.9%	
		地域移行支援	7		0	0%	
		地域定着支援	7		0	0%	

平成26年度においては、訪問系サービスは遂行率107.8%となっています。

また、日中活動系・居住系サービスにおいては、生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、共同生活援助、相談支援において見込量を超えている一方、就労移行支援、短期入所、児童発達支援で見込量を下回っている状況です。

## (2) 地域生活支援事業の見込みと実績

### ■地域生活支援事業の実績

事業名	単位	平成24年度		遂行率(%)	平成25年度		遂行率(%)	平成26年度		遂行率(%)	
		見込量	実績量		見込量	実績量		見込量	実績量		
相談支援事業	箇所	4	4	100.0	4	4	100.0	4	4	100.0	
コミュニケーション支援事業											
手話通訳者設置	箇所	2	2	100.0	2	2	100.0	2	2	100.0	
手話通訳者等派遣	件／年	500	225	45.0	500	178	35.6	500	130	26.0	
日常生活用具給付等事業	件／年	939	1,022	108.8	939	1,065	113.4	939	1,080	115.0	
移動支援事業	人／年	16	6	37.5	17	4	23.5	18	5	27.8	
	時間／年	1095.4	223.5	20.4	1163.8	269.0	23.1	1232.3	396.7	32.2	
地域活動支援センター機能強化事業	I型	人／月	100	30	30.0	100	30	30.0	100	30	30.0
	II型	人／月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	III型	人／月	50	27	54.0	50	35	70.0	50	35	70.0
福祉ホーム事業	人／月	3	2	66.7	4	2	50.0	5	3	60.0	
訪問入浴サービス事業	人／月	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	
更生訓練費給付事業	人／年	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	
生活支援事業	箇所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	
日中一時支援事業	人／年	20	12	60.0	20	13	65.0	20	13	65.0	

地域生活支援事業の見込みと実績は、以下のとおりです。日常生活用具給付等事業は、見込み量を超えています。手話通訳者等派遣事業や移動支援事業などは、見込みほど利用者はありませんでした。



## 第6項 アンケート調査

### (1) 障害者アンケート調査

#### ①障害者アンケート調査について

本計画を策定するにあたって、障害のある方やそのご家族の状況、意見、要望を把握するため、手帳所持者を対象に、愛媛県及び県内他市町と合同でアンケート調査を実施しました。

#### ②アンケート調査対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人の中から350人を無作為に抽出し、対象者としてしました。

対象者	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳所持者	276 人	183 人	66.3%
療育手帳所持者	44 人	31 人	70.5%
精神障害者保健福祉手帳所持者	30 人	14 人	46.7%
回収数のうち手帳不明数	—	8 人	2.3%
計	350 人	226 人	64.6%

#### ③アンケート調査方法

郵送配布及び郵送回収により実施しました。

- ・アンケート発送日 平成 26 年 6 月 10 日
- ・アンケート返送締切日 平成 26 年 6 月 27 日

### (2) 団体施設等アンケート調査

#### ①団体施設等アンケート調査について

本計画を策定するにあたって、施策の現状・課題、事業所等の方向性等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、障害者関係団体と障害者施設・作業所に対し、アンケート調査を実施しました。

#### ②アンケート実施状況

種類	調査対象者	調査時期
障害者関係団体調査	八幡浜市の障害者関係団体	平成 26 年 10 月
障害者施設・作業所調査	八幡浜市の障害者施設・作業所	

## 第4章 計画推進に向けて

### 第1項 計画の推進体制

八幡浜市障害者計画・八幡浜市障害福祉計画を実効的に推進していくため、社会福祉課が中心となりながら、庁内関係機関と連携を図りながら進めていきます。

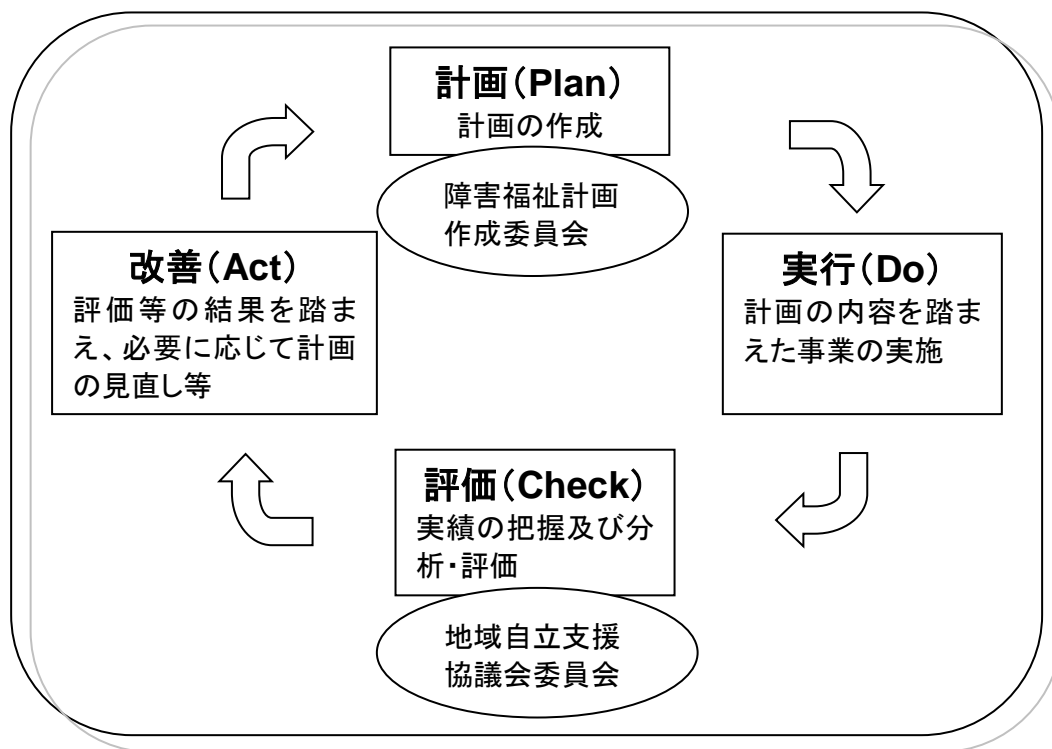
また、障害福祉サービス事業所やボランティアなどとも連携を図りながら計画を推進していきます。

### 第2項 計画の点検・評価

計画の点検・評価について、八幡浜市障害者計画・八幡浜市障害福祉計画の推進事業を毎年点検・評価していきます。

また、計画の点検・評価にあたっては、地域自立支援協議会等において協議するとともに、県・近隣市町と連携を図り、障害福祉サービス見込量について見直しを進めていきます。

計画におけるPDCAサイクルイメージ図



## 第3項 計画の体系



## 第5章 施策の展開

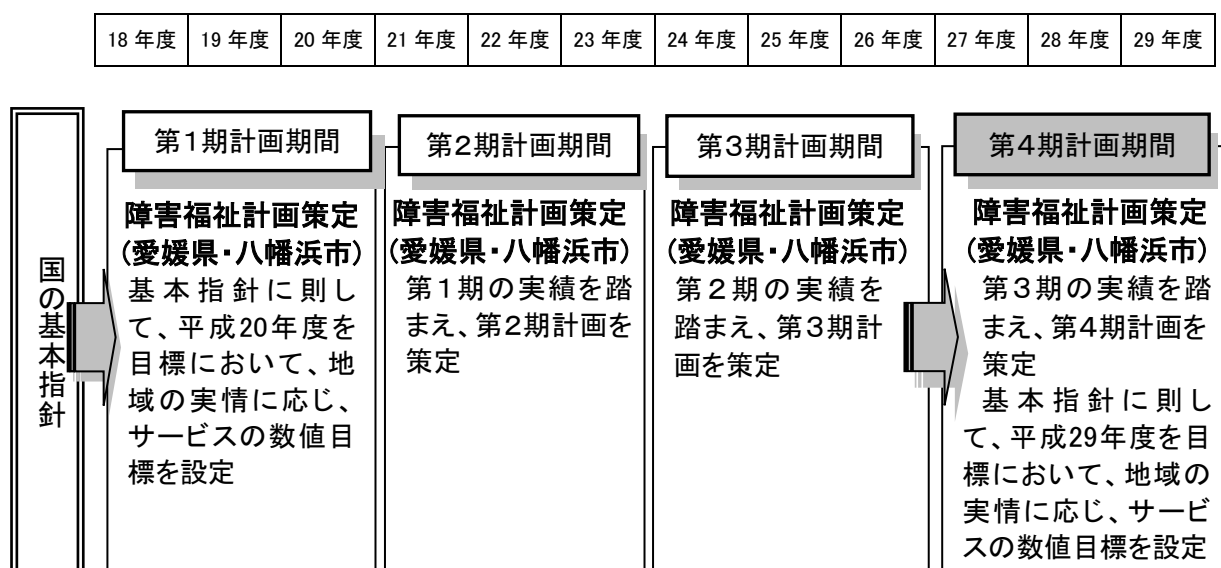
### 基本施策1 生活支援・福祉サービスの充実

#### 第1項 障害福祉サービスの充実

##### (1) 障害者総合支援法に基づくサービス体制

###### ① 障害福祉計画策定へ

国の基本指針を踏まえながら、数値目標（事業量）を設定します。



###### ② 障害福祉サービスを提供するにあたっての基本的な理念

###### ● 障害者の自己決定と自己選択の尊重

障害の種別・程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図り、障害福祉サービスの提供基盤を整備する。

###### ● 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

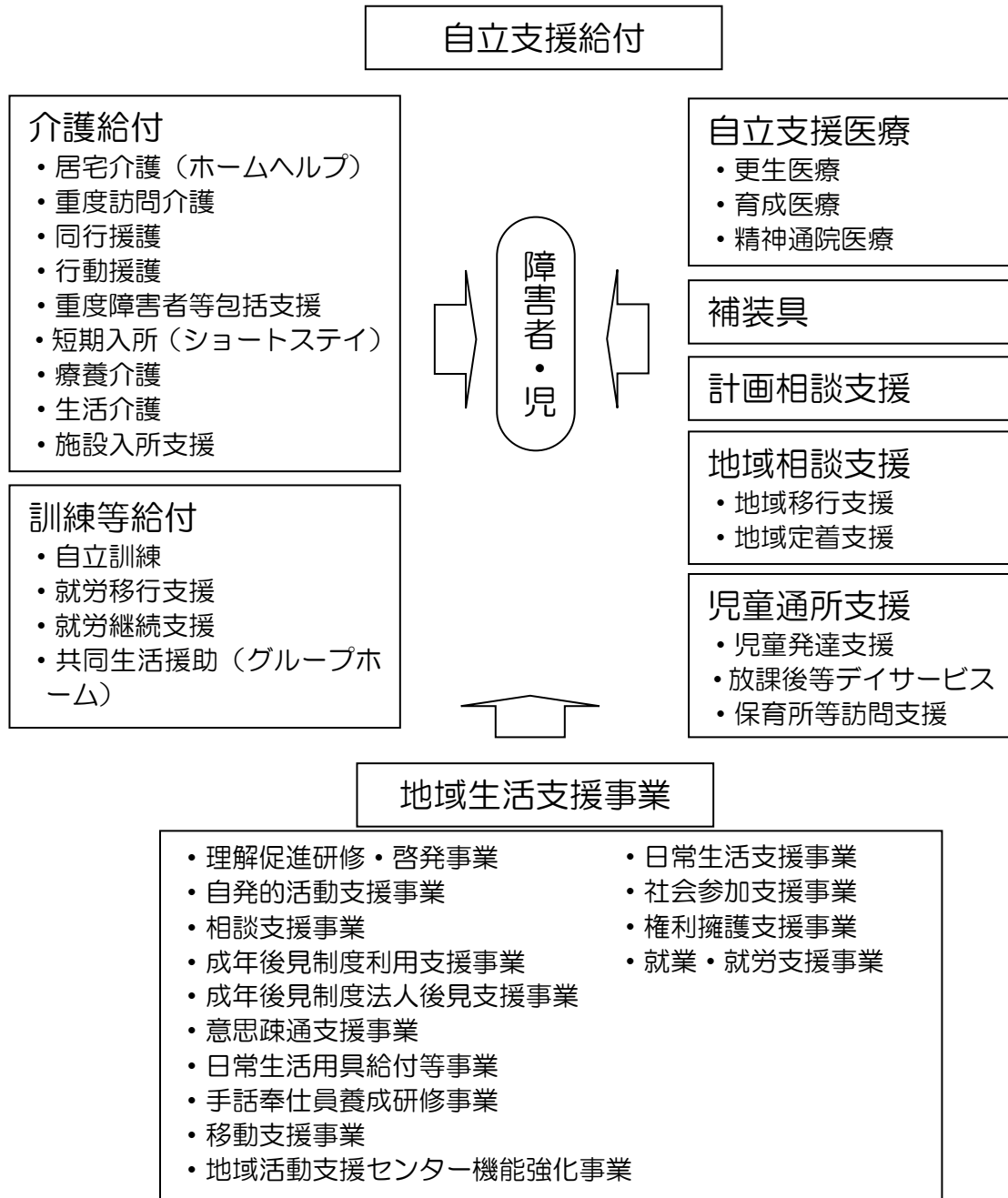
市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、三障害の制度を一元化する。また、立ち後れている精神障害者などに対するサービスの充実を図る。

###### ● 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

地域生活移行や就労支援などのサービス提供基盤を整える。また、身近な地域におけるサービス拠点づくりなど地域の社会資源を活用し、基盤整備を図る。

## (2) 障害福祉サービスについて

障害者総合支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、個々の障害のある人々の支援の必要の度合や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。また、「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられています。



### (3) 障害福祉サービス目標値について

#### ①施設入所者の地域生活への移行

##### 国の基本方針

平成 29 年度末までに、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行するとともに、平成 29 年度末時点の施設入所者数を平成 25 年度末時点から 4%以上削減することを基本とする。

平成 29 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定するにあたり、平成 25 年度末時点の施設入所者数は 83 人となっています。

平成 29 年度末までに地域生活に移行する者の人数として、25 人 (30.1%) をめざします。また、平成 29 年度末の施設入所者を 9 人 (10.8%) 削減し、平成 29 年度末における施設入所支援利用者数として 74 人をめざします。

項目	数値	考え方
平成 25 年度末時点の入所者数(A)	82 人	○平成 25 年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	78 人	○平成 29 年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込(A-B)	4 人 4.9 %	○差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	10 人	○施設入所から GH 等へ移行した者の数

#### ②入院中の精神障害者の地域生活への移行目標

##### 国の基本方針

平成 29 年度における入院後 3 ヶ月時点の退院率を 64%以上、平成 29 年度における入院後 1 年時点の退院率を 91%以上及び平成 29 年 6 月末時点における長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%以上減少とする目標を設定する。

愛媛県と連携し、退院可能な精神障がい者に対して地域生活への移行を支援する取り組みを充実させます。

#### ③地域生活支援拠点数の目標

##### 国の基本方針

平成 29 年度までに地域生活支援拠点施設を一つ整備する。

障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成 29 年度末までに少なくとも 1 つの拠点等を整備することをめざします。

項目	数値	考え方
【目標値】目標年度の地域生活支援拠点数	1 箇所	○平成 29 年度の地域生活支援拠点数

#### ④福祉施設から一般就労への移行目標

国の基本方針

平成 29 年度の福祉施設から一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上にする。

本市における平成 29 年度の福祉施設から一般就労への移行者数は 3 人となっています。なお、平成 29 年度に福祉施設から一般就労に移行する人数として、6 人をめざします。

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労移行者数	3 人	○平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	6 人 2 (倍)	○平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

#### ⑤就労移行支援事業の利用者数

国の基本方針

平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

本市における平成 25 年度末における就労移行支援事業の利用者数は 8 人となっています。なお、平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数として、13 人をめざします。

項目	数値	考え方
平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数	8 人	○平成 25 年度末における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業利用者数	13 人 162.5 (%)	○平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

## ⑥就労移行率 3 割以上の事業所の割合

国の基本方針

平成 29 年度末において、就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。

本市の平成 29 年度末における就労移行支援事業所の数は、1 箇所の見込みですが、この事業所が就労移行率が 3 割以上となることをめざします。

項目	数 値	考え方
【目標】就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合 (1) / (2)	100 %	○平成 29 年度に就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合
平成 29 年 4 月 1 日現在の就労移行支援事業所数(2)	1 箇所	○平成 29 年 4 月 1 日時点の就労移行支援事業所数
平成 29 年度において就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数(1)	1 箇所	○平成 29 年度において 4 月 1 日現在の利用者のうち、当該年度中に 3 割以上が一般就労へ移行した事業所の数

## (4) 訪問系サービス見込量

平成 27 年度から平成 29 年度までの訪問系サービス見込量をみると、年々利用時間が増加していくものと見込まれます。

増加を見込んでいる要因としては、サービス利用者の増加及び障害者の地域移行を見込み、在宅サービスの充実を図る方向性と合わせ、訪問系サービスの増加を見込んでいます。

### ■訪問系サービス見込量一覧

	サービス名	実績値			推計値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問系サービス	居宅介護						
	重度訪問介護						
	行動援護	726 時間分	767 時間分	800 時間分	840 時間分	880 時間分	920 時間分
	同行援護	36 人	38 人	40 人	42 人	44 人	46 人
	重度障害者等 包括支援						



## (5) 日中活動系サービス見込量

### ①生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間における入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

平成 27～29 年度において、それぞれ 100 人分を見込んでいます。

平成 26 年度まで利用者、日数共に増加していますが、平成 27 年度以降は横ばいと見込んでいます。

#### ■生活介護

	実績値			推計値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人分	95	98	100	100	100	100
人日分	1,948	2,015	2,100	2,100	2,100	2,100

### ②自立訓練（機能訓練）

理学療法士や作業療法士による身体的リハビリテーションや日常生活上の支援等を実施する事業です。

平成 27～29 年度において、利用者を 1 人分見込んでいます。実績値を踏まえ、1 人程度の利用者と日数を見込んでおります。

#### ■自立訓練（機能訓練）

	実績値			推計値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人分	1	0	1	1	1	1
人日分	1	0	8	8	8	8

### ③自立訓練（生活訓練）

食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の支援を実施します。

平成 27～29 年度において、利用者を 8 人分見込んでいます。実績値を踏まえ、8 人程度の利用者と日数を見込んでおります。

#### ■自立訓練（生活介護）

	実績値			推計値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人分	8	7	8	8	8	8
人日分	215	172	200	200	200	200

#### ④就労移行支援

一般就労等への移行に向けて事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場定着のための支援等を実施します。

平成 27 年度に 10 人分、平成 28 年度に 11 人分、平成 29 年度には 13 人分を見込んでいます。平成 27 年度から毎年 1 名程度の利用者の増加を見込み、日数については実績値を参考に増加させています。

##### ■就労移行支援

	実績値			推計値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人分	21	8	9	10	11	13
人日分	390	163	180	200	220	260

#### ⑤就労継続支援（A型）

通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援します。

平成 27 年度に 23 人分、平成 28 年度に 24 人分、平成 29 年度には 25 人分を見込んでいます。平成 27 年度から毎年 1 名程度の利用者の増加を見込み、日数については実績値を参考に増加させています。

##### ■就労継続支援(A型)

	実績値			推計値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人分	17	21	22	23	24	25
人日分	289	350	352	368	384	400

#### ⑥就労継続支援（B型）

就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。

平成 27 年度に 74 人分、平成 28 年度に 76 人分、平成 29 年度には 78 人分を見込んでいます。平成 27 年度から毎年 2 名程度の利用者の増加を見込み、日数については実績値を参考に増加させています。

##### ■就労継続支援(B型)

	実績値			推計値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人分	45	70	72	74	76	78
人日分	834	1,276	1,296	1,332	1,368	1,404

### ⑦療養介護

病院等への入院による医学的管理のもと、食事や入浴等の介護を提供します。  
平成 27～29 年度においては、12 人を見込んでいます。

#### ■療養介護

	実績値			推計値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人分	12	12	12	12	12	12

### ⑧短期入所

入浴、排せつまたは食事等の介護や日常生活上の介護や支援を提供します。  
平成 27～29 年度において、利用を 46 人日分見込んでいます。実績値及び事業所状況等も踏まえ、6 人程度の利用者5と日数を見込んでいます。

#### ■短期入所

	実績値			推計値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人分	6	6	6	6	6	6
人日分	44	46	46	46	46	46

## (6) 居住系サービス見込量

### ①共同生活援助（グループホーム）

食事の援助、掃除、洗濯、買い物等日常生活関連動作の支援、緊急時の応急対策、健康管理、服薬管理、金銭管理の援助、地域生活のルール、コミュニケーション支援、余暇活動の支援などを提供します。

平成 26 年 4 月より、共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）は統合されました

「親亡き後」への対応を含め、グループホームはまだニーズに対して不足しています。また、様々な障害のニーズに対応したグループホームの整備も課題です。

入所施設や精神科病院への入院等からグループホームへの地域移行を進めるため、また、障害者が住み慣れた地域で生活し続けられるように、グループホームの利用拡大を見込みます。平成 27 年度に 44 人分、平成 28 年度に 46 人分、平成 29 年度には 48 人分を見込んでいます。平成 24 年度から毎年 2 名程度の利用者の増加を見込んでいます。

#### ■共同生活援助

	実績値			推計値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人分	34	41	42	44	46	48

## ②施設入所支援

夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を提供します。

平成 27 年度に 80 人分、平成 28 年度に 79 人分、平成 29 年度には 78 人分を見込んでいます。なおこの中には、18 歳以上の障害児施設継続入所者 8 人を含みます。施設入所者の地域生活への移行等の目標値、事業所の状況等も踏まえ、利用者が減少するものと見込んでいます。

### ■施設入所支援

	実績値			推計値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人分	83	82	81	80	79	78

## (7) 相談支援サービス見込量

計画相談支援は、相談支援専門員が、生活全般に関する相談や、障害福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画（プログラム）の作成などを行います。

サービスを利用する全ての障害者・障害児が計画相談支援・障害児相談支援を利用することが原則とされていることから、サービス全体の利用者数を勘案して必要量を見込みます。平成 27～29 年度でそれぞれ 35 人分の利用を見込んでいます。

地域移行支援は、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。平成 27～29 年度でそれぞれ 1 人分の利用を見込んでいます。

地域定着支援は、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。平成 27～29 年度でそれぞれ 1 人分の利用を見込んでいます。

### ■相談支援

		実績値			推計値		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人分	16	39	35	35	35	35
地域移行支援	人分	0	0	0	3	3	3
地域定着支援	人分	0	0	0	3	3	3

## (8) 障害児サービス見込量

### ①障害児通所支援

児童発達支援は、未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導を行ったり、個別プログラムに添った集団療育を行います。

放課後等デイサービスは、学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。平成26年12月に市内に1事業所の開設があり、利用しやすくなったことから利用者の増加が見込まれます。

保育所等訪問支援は、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

#### ■障害児通所支援

		実績値			推計値		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
児童発達支援	人分	30	31	32	32	32	32
	人日分	112	101	110	110	110	110
放課後等デイサービス	人分	2	4	20	20	20	20
	人日分	4	20	220	220	220	220
保育所等訪問支援	人分	0	0	1	5	5	5
	人日分	0	0	2	10	10	10

### ②障害児相談支援

障害児相談支援は、相談支援専門員が、生活全般に関する相談や、障害福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画（プログラム）の作成などを行います。

平成27～29年度でそれぞれ5人分の利用を見込んでいます。

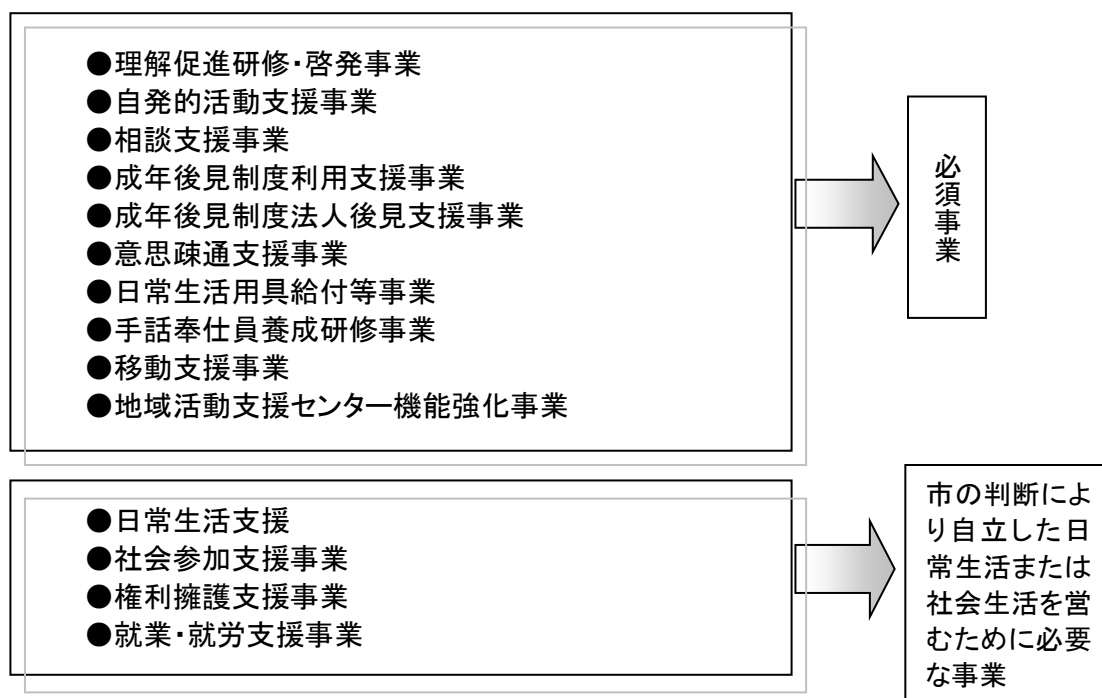
#### ■相談支援

		実績値			推計値		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障害児相談支援	人分	6	0	5	5	5	5

## 第2項 地域支援サービスの充実

### (1) 地域生活支援事業について

障害者及び障害児が個人の能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するための事業となります。



### (2) 実施見込み地域生活支援事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行います。

講演会などの啓発事業やSOSカード事業などにより障害への理解促進・啓発に取り組みます。

#### ■ 理解促進研修・啓発事業

単位：年

	実績値			推計値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有

## ② 自発的活動支援事業

障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようになるための活動に対する支援を行います。当事者活動などに対し支援をしていますが、今後も支援を継続します。

### ■ 自発的活動支援事業

単位：年

	実績値			推計値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有	有

## ③ 相談支援事業

障害者等の福祉に関する問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整・その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

実績値を踏まえ、平成27年度以後も同程度の利用を見込んでいます。

### ■ 相談支援事業

単位：年

	実績値			推計値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
相談支援事業(箇所)	4	4	4	4	4	4

## ④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる方に、成年後見制度の利用に要する費用(申立費用、後見等報酬)を支給し、必要な援助を行います。

成年後見制度の利用が必要な方は増加していくと見込まれ、制度の周知や制度説明会などを開催して、成年後見制度の利用を必要とする人が確実に制度を利用できるように取り組んでいきます。

### ■ 成年後見制度利用支援事業

単位：年

	実績値			推計値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
成年後見制度利用支援事業(利用者数)	0	0	1	1	2	3

## ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

障害者に係る民法に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業です。

八幡浜市では、八幡浜市社会福祉協議会が法人による後見事務等を実施しています。今後も八幡浜市社会福祉協議会と連携し、法人後見支援に取り組んでいきます。

### ■ 成年後見制度法人後見支援事業

単位：年

	実績値			推計値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有	有	有	有

## ⑥ 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能・視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。（コミュニケーション支援事業から名称変更）

実績値を踏まえ、平成27年度以後も同程度の利用を見込んでいます。

### ■ 意思疎通支援事業

単位：年

	実績値			推計値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
手話通訳者設置事業 (箇所)	2	2	2	2	2	2
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業利用者数(件)	225	178	130	200	200	200

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付等することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進を図ります。

実績値を踏まえ、平成27年度以後も同程度の利用を見込んでいます。

### ■ 日常生活用具給付等事業

単位：年

	実績値			推計値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
日常生活用具給付等事業 (件)	1,022	1,065	1,080	1,100	1,100	1,100



### ⑧手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援を行う者（手話奉仕員）を養成する事業です。  
実績値を踏まえ、平成27年度以後も同程度の利用を見込んでいます。

#### ■手話奉仕員養成研修事業

単位：年

	実績値			推計値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
養成講習終了見込者数 (人)	7	7	10	10	10	10

### ⑨移動支援事業

障害者等の移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加への支援を行います。

実績値を踏まえ、平成26年度と同程度の利用を見込んでいます。

#### ■移動支援事業

単位：月

	実績値			推計値		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用者数(人)	6	4	5	6	6	6
利用時間(時間)	223.5	269.0	396.7	400.0	400.0	400.0

### ⑩地域活動支援センター機能強化事業

障害者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的として支援を行います。

実績値を踏まえ、平成27年度以後も同程度の利用を見込んでいます。

#### ■地域活動支援センター事業

単位：月

		実績値			推計値		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
地域活動支援 センターⅠ型	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	30	30	30	30	30	30
地域活動支援 センターⅡ型	実施箇所	0	0	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0	0	0
地域活動支援 センターⅢ型	実施箇所	2	2	2	2	2	2
	利用者数	27	35	35	35	35	35

## ⑪日常生活支援事業

福祉ホーム事業は、住居を求めている障害者に対して、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的として支援を行います。平成 27 年度以後、毎年 1 人の利用者の増加を見込んでいます。

訪問入浴サービス事業は、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的として支援を行います。実績値を踏まえ、平成 27 年度以後も同程度の利用を見込んでいます。

日中一時支援事業は、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として支援を行います。実績値に、平成 26 年 12 月に事業所が 1 箇所増加したことから、6 人の増加を見込んでいます。

巡回支援専門員事業は、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的として支援を行います。

### ■日常生活支援事業

単位：月

		実績値			推計値		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
福祉ホーム事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	2	2	3	3	4	5
訪問入浴サービス事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	2	2	2	2	2	2
日中一時支援事業	実施箇所	1	1	2	2	2	2
	利用者数	16	19	20	23	23	23
巡回支援専門員事業		有	有	有	有	有	有

## ⑫社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進することを目的として支援を行います。

自動車運転免許取得・改造助成事業は、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成するものです。実績値を踏まえ、2 件の利用を見込んでいます。

視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業は、視覚障害者に対してガイドヘルパーを派遣し、コミュニケーション及び異動等を支援するものです。実績値を踏まえ、平成 27 年度以後も同程度の利用を見込んでいます。

### ■社会参加促進事業

単位：年

		実績値			推計値		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業(箇所)		1	1	1	1	1	1

自動車運転免許取得・改造助成事業	3	1	1	2	2	2
視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業	2	2	1	2	2	2

**⑬権利擁護支援事業**

成年後見制度利用促進のために必要な啓発活動、研修会、説明会などを開催します。また、後見業務を担う新たな担い手として、市民が後見人としてその役割が担えるように、市民後見人を育成します。

平成27年度以後も引き続き取り組みます。

■権利擁護支援事業

単位：年

	実績値			推計値		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度普及啓発事業	有	有	有	有	有	有

## 第3項 相談支援体制の充実

### ■現状及び課題について

障害のある人が日常生活を送るうえでかかえているさまざまな問題や悩みを解決し、自立と社会参加を促進するためには、相談体制の整備・充実を図る必要があります。

アンケート調査によると、困りごとの相談をする際の主な相談先は、「家族」という人が多く、相談支援機関などはまだまだ少ないのが現状です。

今後は相談支援機関や医療機関、障害福祉サービス事業所等と連携を図りながら、総合的かつ専門的な相談体制の充実に努める必要があります。

### ■施策の方向について

#### (1) 相談事業の充実

障害者が安心して地域で暮らしていくことのできる体制を整えるため、情報提供、相談活動等の推進を図ります。

情報提供・相談体制の充実にあたっては、相談支援機関や障害福祉サービス事業所、保健センター等と連携を図り、身近な相談支援体制の充実にめざします。

#### (2) 情報提供の充実

県と連携を図り、字幕入りビデオカセットライブラリー事業や広報等発行事業等、障害者へわかりやすい情報の提供体制の充実に努めます。

また、インターネット等IT技術を用いた的確な情報提供にも努めていきます。

#### (3) 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の場として設置し、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる協議を行い、障害者の地域で自立した豊かな暮らしを実現することを目的としています。八幡浜市地域自立支援協議会は、15人の委員を委嘱し、定期的に協議をしています。

## 基本施策2 保健・医療の充実

### 第1項 障害の予防と健康の増進

#### ■現状及び課題について

住民が体や心の健康づくりに努めていくことが大切といえます。

障害の予防のためには、早い時期から障害が発見され、早期に療育を受けることのできる体制を整え、障害の発生予防の充実を図ることが大切であり、これまで、妊娠期からの健康診査や健康相談など各種保健事業を推進してきました。また、介護保険事業及び保健事業と連携を図り、高齢者の生活習慣病予防のための対策や健康診査、介護予防事業にも取り組んでいます。

また、アンケート調査によると、障害者の方の現在の悩みや将来について不安に思うことは、「健康や体力のこと」が最も多く、障害者や家族、介助者の健康面へのサポートが必要といえます。

#### ■施策の方向について

##### (1) 健康づくりの推進

各種健康づくりを総合的に推進し、健康的な生活スタイルの確立をめざしていきます。また、障害の発生について啓発活動を推進し、健康の保持増進を図っていきます。そのため、各種健康相談や健康教室の活動の充実に努めます。

##### (2) 障害及び生活習慣病予防と早期発見

生活習慣病の早期発見、早期治療による障害の発生予防、軽減を図るため、健康教育や健康診査、健康相談等の周知と普及促進に努めます。

##### (3) 母子保健事業の充実

妊娠期からの健康診査や育児相談等、健康管理対策を推進するとともに、育児相談や乳幼児の成長段階における各種健康診査事業の充実など、母子の育児支援と適切な療育指導に努めていきます。

##### (4) 保健・医療・福祉の連携強化

障害を軽減し、障害をもつ人の自立を促進するため、障害をもつ人が適切な医療・リハビリテーションを安心して受けることができるよう、保健・医療・福祉の連携による整備体制づくりを推進します。

## 第2項 精神保健福祉施策の充実

### ■現状及び課題について

近年の社会・経済情勢により、ストレスや悩みをかかえて暮らしている方が多くなっています。本市においても、精神障害者保健福祉手帳を所持する方が年々多くなっており、精神的に悩んでいる方を支えていく地域社会の形成が必要となっています。

精神障害への偏見や差別は依然としてあることから、住民への精神障害及び精神障害者への理解を深めることが大切です。そのためにも、行政窓口、保健所・保健センター、病院機関等が連携を図り、精神保健福祉施策の充実を図っていくことが必要です。

また、今後、退院可能精神障害者の退院促進を図るためにも、退院後、安心して暮らしていくことのできる環境整備を進めていくことが大切です。

### ■施策の方向について

#### (1) 障害に対する知識の普及・啓発

社会生活環境の複雑化によるストレスの増大に伴い、神経症、うつ病等の精神疾患が増加していることから、精神保健知識の普及啓発や精神保健相談の充実に努めます。

また、学習会や講演会を開催し、精神障害者への差別等についての正しい知識の普及に努めます。

#### (2) 相談窓口の充実

精神障害者及びその家族のニーズに対応した多様な相談体制を医療機関など関係機関と連携を図りながら充実していきます。また、地域生活支援事業の相談支援事業の充実を図り、身近な地域で相談ができる相談窓口の体制の充実に努めます。

### (3) 生活支援対策の充実

市民の精神的健康の保持・増進、精神障害の発生予防から社会復帰、リハビリテーションまで、精神保健福祉に関して、幅広く、総合的な支援の充実を図ります。また、医師や保健師等との連携を図り、生活支援対策の充実を図ります。

### (4) 社会復帰対策の充実

精神障害者ができる限り地域で生活していけるようにするため、訪問系サービスの充実、ショートステイやグループホームの各居宅生活支援を推進します。また、退院可能精神障害者の退院・社会復帰をめざすため、県・近隣市町及び医療機関と連携を図り必要なサービスの整備に努めます。賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整などについての相談支援を行います。

### (5) 家族会への加入促進

精神障害者保健福祉手帳所持者、通院治療者に対し、広く家族会を紹介、加入を促進し、本人、家族を支援していきます。

## 第3項 医療サービスの充実

### ■現状及び課題について

高齢化に伴い、医療機関へかかる方が多くなっており、年々、国や地方自治体に占める予算中、医療費の占める割合が多くなっています。健康の保持に努めていくことが重要であるとともに、障害のある人の健康の保持、障害の軽減、心身機能の維持・回復を促進するため、身近な地域で受けることのできる医療サービスの充実を図っていくことが大切です。また、障害者が医療機関に通院している割合が多いことから、医療機関との連携をより一層図ることが必要です。

## ■施策の方向について

### (1) 医療機関との連携

---

医療機関と連携して、障害のある人に配慮した診療内容・体制の充実等を図ります。

### (2) 医療費の助成

---

障害の除去・軽減に向けた適切な医療を確保するため、自立支援医療制度等により、助成を行います。

### (3) 医療・在宅におけるリハビリテーションの充実

---

保健、医療、福祉の連携のもとに、身近な医療機関で医学的リハビリテーションを受けることのできる体制を整えていきます。また、在宅におけるリハビリテーションの充実に努め、寝たきり等の防止を図っていきます。



## 基本施策3 障害者（児）教育の充実

### 第1項 障害児支援の充実

#### ■現状及び課題について

障害のある子どもがそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障害の早期発見・早期療育から、一人一人の特性に応じた適切な教育を行う、一貫した療育・教育体制を整えることが大切です。

#### ■施策の方向について

##### (1) 相談体制の充実

保護者の子どもの成長段階における悩みや不安を解消し、障害のある児童一人ひとりに最も適切な保育・教育の場が提供できるよう、相談窓口の充実、関係機関との連携強化により、相談体制の充実に努めます。

##### (2) ライフステージに応じた育成の充実

一貫した指導・支援ができるよう、子供の成長記録や指導内容等に関する情報を、必要に応じて関係機関の間で共有・活用します。

### 第2項 障害児保育・療育の充実

#### ■現状及び課題について

「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある人もない人も、ともに生活しともに生きる社会を実現するためには、幼少時から活動を共有し、ともに学び、ともに育ち合い、障害に対する正しい理解と認識を深めることが重要です。

次世代育成支援地域行動計画に基づき、要支援児へのきめ細やかな取り組みとして、保育所や幼稚園での障害児保育の充実に努めています。

通所・通学している障害児や要支援児にとって、休日等に活動できる仲間や施設がほしいという要望が多く、休日でも交流・ふれあえる場が求められています。

今後は障害のある幼児と障害のない幼児が一緒に活動する統合保育を推進するとともに、それに向けての人的・物的体制を整備していくことが課題となります。

## ■施策の方向について

### (1) 保育所・幼稚園の受け入れ体制及び療育の推進

---

身近な地域における療育の場を確保するため、障害児保育に取り組んでいきます。また、集団保育を通じて健やかな発達を促すことができるよう、次世代育成支援地域行動計画の内容に沿いながら、障害等のある幼児の保育所・幼稚園での受け入れ体制を整えていきます。

### (2) 交流保育の充実

---

障害のある子どもと障害のない子ども等との交流を積極的に進めることによって、相互理解を図ります。

### (3) 保育施設・設備の改善

---

障害等のある子どもが保育所・幼稚園で安全に保育・教育を受けることのできる体制を整えるために、関係施設の整備・改善を図ります。

### (4) 児童発達支援の充実

---

児童発達支援のサービスの充実に努めます。

### (5) 巡回保育相談の充実

---

市内の保育所・幼稚園に通園する障害等がある幼児に対して、巡回保育相談体制の充実に努めます。

### (6) 放課後や夏休み中等の支援の充実

---

居場所づくりや健全育成の観点から、日中一時支援や放課後等デイサービスなどのサービスの充実に努めます。

## 第3項 学校教育の充実

### ■現状及び課題について

障害に応じて「特別の場」で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人一人の教育的「ニーズ」に応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」へと転換しました。

また、平成17年度に発達障害者支援法が施行されたことを踏まえ、通常学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）、高機能自閉症の児童生徒に対する総合的な支援体制として、特別支援教育推進体制の整備を進め、乳幼児期から就労にいたる長期的な視点から、一貫した支援体制の整備が進められています。

今後は、障害のある人とない人がともに学び合い、生活のなかに障害のある人もない人もともに生きているという当然の状況を認識し、豊かな人間性ややさしさを育むことができるよう、条件整備の推進が課題となります。

### ■施策の方向について

#### （1）就学指導・相談の充実

障害者を育てる親の悩みや不安の解消を図るため、専門職員による相談体制を強化していきます。また、障害児個々の健康状態や適性、あるいは、成長段階に応じた適切な教育を受け入れることにより、その能力を最大限に発揮することができる教育指導の充実に努めながら、保護者や本人の考え方や意見を十分に聞き入れ、適切な就学に向けての支援の推進に努めます。

#### （2）特別支援教育の推進

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、適切な指導及び支援が行えるよう、幼小中学校等における特別支援教育を推進します。

特に、校内委員会の機能を高め、特別支援教育コーディネーターの実践力の向上を図るとともに、保護者や各関係機関との連携を深めながら、校内支援体制の充実に努めます。

#### （3）福祉教育の充実

学校教育のなかで、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流・ふれあいを深め、思いやりの心を育む教育の充実に努めます。

## (4) 教職員の資質の向上

幼児・児童・生徒の多様な教育的ニーズに対応するために、指導力向上のための各種研修会に積極的に参加するとともに、校内研修の充実に努めます。

## (5) 学校施設・設備の改善・充実

幼児・児童・生徒の実態に合わせ、安全で安心できる教育環境を確保するために、計画的な校内の段差解消やトイレの改修など、施設設備の整備・充実を図ります。

# 第4項 生涯学習等の推進

## ■現状及び課題について

障害のある人もない人も、能力を高めて自ら成長し、生きがいを感じながら自分らしく生きることは当然の権利といえます。そのため障害のある人の一人ひとりの可能性を引き出し、健やかな成長と将来、主体的に自立した生活を送るための能力と社会生活の基礎を養うことが重要になります。

しかしながら、障害のある人の社会活動への参加は依然として少ないのが現状であり、これからはボランティアなどの社会活動へ積極的に参加することのできる環境づくりが大切です。そのため、年齢や障害の有無に関係なく市民がともに学習する場を確保し、ニーズにあった多様な学習の場・機会を創出していくことが必要です。また、外出の際に地域住民との交流が行えるような外出機会が増えていくことも大切です。

さらに、生涯学習施設のバリアフリー化を進め、障害をもつ人ももたない人と同じように生涯学習等に気軽に参加することができるよう、環境づくりを進める必要があります。

## ■施策の方向について

### (1) 生涯学習の充実

障害者のニーズに応じた生涯学習活動を推進し、障害がある人とない人との交流を促進していきます。

また、障害者が生涯学習に参加しやすいよう、講演会等の開催やふれあいの場を提供していきます。

## (2) 生涯学習施設の整備

障害者が生涯学習に気軽に参加できるよう、生涯学習関連施設のスロープの設置あるいは身体障害者の利用が可能なトイレの新設等、バリアフリー化を進めます。

## 基本施策4 就労支援の促進

### 第1項 就労支援の促進

#### ■現状及び課題について

障害のある人が就労し、その能力を發揮し収入をえることは本人の社会参加につながり、経済的な自立をもたらすのみならず、生活の質を高め、生きがいを見出すことにもつながります。

しかし、就労の状況としては福祉施設等から障害者の一般就労への移行は難しく、障害のある人の就労率は依然として低いのが現状です。

今後は、障害のある人の就労の機会の拡大や就労継続を支援する相談支援体制を充実させるとともに、各関係機関との連携を図りながら、企業に対して障害のある人の就労への理解を深めるための啓発も重要な課題となります。

また、障害の多様化や精神障害者の就労希望者が多いなど地域の特性に応じた就労支援が求められています。

#### ■施策の方向について

##### (1) 就労支援の促進

県やハローワーク等の関係機関と連携を図り、障害者雇用率制度の周知・啓発を図るとともに、企業等に対して、法定雇用率の達成に向けた障害者雇用への取り組みを推進するよう働きかけていくとともに、障害者雇用に関する正しい知識の啓発に努めるため、ハローワークや関係機関と連携を図り、事業者等に働きかけていきます。

また、障害者就業・生活支援センター「ねっと work ジョイ」（八幡浜・大洲圏域）の活用による障害者への就労支援を進めていきます。

##### (2) 障害特性に応じた就労支援

障害者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、短時間雇用、在宅就業等に対応した障害者の雇用機会の拡大を図るとともに、情報通信技術（ICT）を活用した働き方について、必要な支援、環境づくりに取り組みます。

### (3) 就労支援に関するネットワークの構築

障害者の就労支援施策を積極的に推進していくためにも、ハローワークや障害福祉施設、愛媛障害者職業センターや保健医療機関など、関係機関が連携を図り、各障害者にあった就労支援施策を推進していきます。

そのためにも、障害者就業・生活支援センター「ねっとwork ジョイ」を中心として、就労支援に関する情報交換や施策の検討を行っていくネットワークの構築に努めます。

## 第2項 福祉的就労の充実

### ■現状及び課題について

一般企業への就労が困難な重度障害者であっても、地域社会で自立した生活を実現するためには、日中の就労の場を確保し、職業を通じた社会参加を果たすことが重要です。

身体障害者の就労先としては民間企業が多く、知的障害者の就労先は福祉的就労（就労継続支援B型など）が多いという現状があります。

今後は、福祉的就労施設等の整備促進と製品の開発、販売促進及び受注促進の支援を行うことも大切です。

### ■施策の方向について

#### (1) 福祉的就労施設等の充実

障害者一人ひとりが障害の状態や状況に応じた就労の場を確保・充実できるような施設や作業所等との連携強化、支援を図ります。

#### (2) 製品の開発、販路の拡大

福祉的就労への支援を図るため、就労継続支援B型や小規模作業所等の自主製品の開発、販売促進及び受注促進の支援に努めます。

市で調達する物品等については、福祉的就労施設等の指名・選定の機会を増やすよう配慮します。

# 基本施策5 まちづくりと防災・防犯対策の推進

## 第1項 生活環境の整備

### ■現状及び課題について

住宅は日常生活の基盤であり、障害のある人が快適な家庭生活を営むためには、それぞれの障害にあった住宅環境が整備される必要があります。障害のある人は、自宅での生活を望んでおり、地域での適切な住まいを確保するための支援が求められています。

今後は、障害のある人の在宅での自立生活の促進と、障害のある人のいる家族の介護負担の軽減を図るため、住宅改造費用の助成制度の利用啓発に努めるとともに、住宅供給に対する働きかけを行い、個々の障害をもった人の特性やニーズに応じた住まいづくりに努める必要があります。

### ■施策の方向について

#### (1) 地域における生活場所の確保に向けた支援

障害のある人が住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進する観点からも、グループホーム等の整備、民間賃貸住宅や空き家の活用等、地域における居住の場の確保に努めます。また、相談支援事業所と連携し、地域定着支援事業などを活用して、入居を支援します。

#### (2) 公営住宅の整備

障害者が安心して暮らしていくことのできる居住の場を確保するため、公営住宅の整備にあたって、ユニバーサルデザインに配慮した住宅整備に努めます。

#### (3) コミュニケーション支援の充実

手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を養成し、派遣事業の推進を図るとともに、さまざまな場や機会にできる限り手話通訳者を設置し、支援を行っていきます。また、ボランティア等との連携を図り、点字・朗読・手話・要約筆記等のボランティア育成に努めていきます。



## 第2項 交通・移動施策の推進

### ■現状及び課題について

障害のある人が障害のない人と同じように積極的に社会活動に参加するためには、障害をもった一人ひとりに適した移動手段の確保が必要です。また、公共施設等の建物における物理的障壁（バリア）や道路の段差の解消等、障害をもった人にとって社会的阻害要因を取り除き、誰もが安心して利用できる環境の整備も必要です。

本市ではこれまで、歩行が困難な方や車いす利用者を対象に外出支援サービスを実施してきました。また、ハード面については市庁舎や病院など公共施設に車いす使用者用のトイレの設置、歩道には視覚障害者誘導用ブロックの敷設の整備等を行っていますが、外出環境の整備は十分とはいえません。

### ■施策の方向について

#### （1）広報活動の推進

公共施設の設置にあたって、障害者が利用しやすいよう配慮された整備を推進していきます。また、民間事業者が設置する施設についても、県や関係機関と連携を図り、障害者にやさしいまちづくりを広報していきます。

なお、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）に基づき、整備・改善を進めます。

#### （2）障害者にやさしい空間の確保

道路などの整備にあたって、歩道の幅員の確保と段差の切り下げ、視覚障害者誘導用ブロック、音声案内設備や案内標識の効果的な設置など、障害者等にやさしい空間の確保に努めます。

#### （3）外出支援の充実

障害者が地域で安心して暮らしていくまちづくりを進めるためにも、外出支援の充実を図り、障害者と地域住民との交流・ふれあいの場を増やしていきます。

なお、外出支援の充実にあたっては、障害者用に改造された自動車への助成、運転免許取得に対する助成、身体障害者補助犬の給付、ガイドヘルパーの養成・派遣など、移動対策の充実を図ります。

また、地域生活支援事業の移動支援事業の充実を図るため、事業者等との連携を図ります。

## (4) 交通安全施設の整備

障害者にやさしく安全な交通環境を整えるため、県や関係機関と連携を図り、障害者に配慮した信号機の整備に努めるとともに、障害特性に対応した見やすくわかりやすい道路標識及び道路標示の整備を図ります。

## 第3項 防犯・防災体制の整備

### ■現状及び課題について

平成23年3月11日の東日本大震災をはじめ、台風被害など自然災害が頻発していることから、災害時要援護者への支援体制の確立が急務となっています。

障害のある人が住みなれた環境のもとで、安心して生活していくためには、地域における防犯・防災体制が障害のある人に配慮されたものでなければなりません。

本市ではこれまで、防犯・防災に関する意識の啓発や、高齢者や障害をもつ人の安全の確保を図るため、緊急通報システムの設置をするなど、地域ぐるみの総合的な防犯・防災対策の充実に努めてきました。今後は、障害のある人に配慮した防犯・防災体制の一層の充実を図るため、防犯・防災に関する啓発促進に努めるとともに、緊急通報システム装置の普及、災害発生時における避難誘導體制の整備など、きめ細やかな対応が課題となります。

### ■施策の方向について

#### (1) 防犯・防災意識の普及促進

障害者が犯罪に巻き込まれないまちづくりを地域住民と行政が協働により進めるとともに、地域防災計画や国民保護計画に基づき、防災意識の普及促進に努めていきます。

近年多発している振り込め詐欺等に対しては、警察と協力して、被害に遭わないよう情報提供や啓発に努めます。

消費生活センターと連携し、障害のある人の悪徳商法等の被害防止、啓発に取り組みます。

#### (2) 防災訓練への参加促進

防災訓練等において障害をもつ人の参加を促進し、基礎的な防災意識や防災技術を習得できるよう指導を行い、自主防災体制の確立に努めます。

### (3) 避難誘導體制の確立

障害をもつ人の安全を確保するため、災害時要援護者避難支援プランに基づき、地域住民、自主防災組織、関係団体等の協力をえながら、障害者に関する情報の把握や情報伝達体制を整備するとともに、避難誘導體制の確立に努めます。

### (4) 緊急時の情報提供体制の整備

災害の予知及び災害時に迅速に対応できるよう、防災関係機関との連携を密にし、障害をもつ人が安心して生活できる環境づくりに努めるとともに、ファクシミリやEメール・携帯電話等の情報通信機器の活用を検討する等、通報体制の強化に努めます。

## 基本施策6 地域社会への参加促進

### 第1項 地域づくり活動への参加促進

#### ■現状及び課題について

障害をもつ人を含め全ての人が住みなれた地域でともに生活するためには、全ての住民が障害や障害をもつ人のことを十分に理解し、差別や偏見を取り除き、正しい知識と理解を深めていくことが最も重要なことです。

これまでの啓発活動により住民の障害者に対する意識は徐々に高まってきました。

今後も啓発活動を積極的に推進していくことにより、障害をもつ人も含めた全ての地域住民が互いに理解し合えるような住みよいまちづくりに努めていく必要があります。

#### ■施策の方向について

##### (1) 広報活動の推進

市の広報誌やインターネット等を活用し、障害者団体等の活動を紹介したり、障害及び障害者に関する理解・認識を深めるため、広報活動を推進していきます。

また、障害者の障害程度にあったわかりやすいパンフレットなどの発行に努め、障害に関する情報について入手しやすい体制を整えていきます。

##### (2) 障害に関する啓発事業の実施

県及び関係機関と連携をとりながら、障害者週間、知的障害福祉月間、精神保健普及運動月間や障害者雇用支援月間等の諸行事、活動を充実し、障害に関する啓発事業を推進していきます。

### 第2項 スポーツ・レクリエーション・文化活動の参加促進

#### ■現状及び課題について

スポーツは障害者にとって体力の維持・増強のみならず、機能訓練や機能回復という側面からも非常に重要であり、障害者の自立や社会参加を促進し、健康な生活を営むうえで重要な役割にもなっています。

しかしながら、障害のある人の余暇時間の過ごし方の多くは「テレビ・ビデオ」が多く、スポーツ活動や文化活動に参加している人は少なく、障害のある人が余暇活動としてスポーツやレクリエーション等を気軽に楽しめるような環境はまだ整備されていないのが現

状だといえます。

障害のある人もない人と同じように気軽に参加することができるような環境づくりのため、諸活動への参加の機会を増やすとともに、スポーツ施設のバリアフリー化など物的整備及びスポーツ指導員の養成など人的整備も今後の課題となります。

## ■施策の方向について

### (1) スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興

各障害者団体など関係機関と連携を図り、スポーツ・レクリエーション・文化活動を推進していきます。

推進にあたっては、障害者に配慮したスポーツ・レクリエーション・文化活動を行っていきます。

### (2) 参加機会の創出

県や関係機関と連携を図り、障害者が参加しやすいスポーツ・レクリエーション・文化活動の場を提供していきます。

また、障害者に配慮した新しい場を設けるためにも、住民参加による参加機会の創出に努めます。

### (3) スポーツ・レクリエーション・文化活動に携わる人材の養成及び確保

スポーツ・レクリエーション・文化活動に携わる人材の育成に努めるため、研修会や講習会を県や関係機関と連携を図り進めていきます。

また、スポーツ・レクリエーション・文化活動に携わる人材を確保し、参加活動の場を広げていくことに努めます。

## 第3項 交流・ふれあい活動の推進

### ■現状及び課題について

近年ボランティアに対する住民の意識が高まり、着実に参加者は増加しています。しかしながら潜在的にボランティア活動に対する参加意識をもちながら、参加するきっかけをつかめないため、実行に移すことのできない人も多く存在すると考えられ、今後はボランティア活動の普及啓発や参加機会の拡充が課題になります。

障害のある人の多くは、地域での当たり前の生活を望んでおり、通所・通学している障害児・要支援児では、休日等に活動できる仲間や場を求めており、障害のある人との交流やふれあい活動の機会が求められています。

交流・ふれあい活動の推進にとって、重要な役割を担う、ボランティア活動やNPO活動への支援と、人材の確保育成が今後の課題となります。

### ■施策の方向について

#### (1) 交流・ふれあい活動の推進

障害者の自主的な社会参加を促進し、地域生活への移行を支援していきます。また、交流・ふれあい活動を推進していくためにも、NPO・ボランティア活動への支援を行うとともに、活動に携わる人材の育成・確保に努めていきます。

市職員をはじめ、障害福祉関係者との交流や意見交換の機会を確保していきます。

## 基本施策7 差別の解消及び権利擁護の促進

### 第1項 障害を理由とする差別の解消の推進

#### ■現状及び課題について

全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害者差別解消法」等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

#### ■施策の方向について

##### (1) 障害者差別解消への取組の充実

「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念について普及を図ります。

平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向けて、国や県と連携して障害のある人への差別解消に関わる啓発に努めるとともに、法制度等に基づく取組を推進します。また、法の施行後においても国の策定する基本方針に基づき、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。

### 第2項 権利擁護の推進

#### ■現状及び課題について

障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律を踏まえ、平成24年10月に社会福祉課に設置した「八幡浜市障害者虐待防止センター」を中心に、関係機関とのネットワークのもと、虐待防止、早期発見、早期対応、再発防止等の体制を整備していく必要があります。

判断能力が十分でない人が自己の権利・利益を守り、人間らしい生活を営むためには、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等の支援を受けることが必要です。そのため、事業・制度として、成年後見制度などがあります。

アンケート調査によると、成年後見制度について、「聞いたことがある」が32.7%、「全く知らない」が31.0%となっており、十分な周知がされていない状況です。

利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、苦情の受け付けや処理ができる体制づくり、成年後見制度などの周知・普及と利用の促進を図ることが今後の課題といえます。

#### ■施策の方向について

##### (1) 障害者（児）虐待の防止

障害者虐待防止法の適切な運用を通じ、八幡浜市障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。

## (2) 成年後見制度等の周知・普及と利用促進

障害者の人権に関する実態を踏まえ、判断能力が不十分な者に対応する成年後見制度など障害者の権利擁護に関する事業及び財産管理を支援するシステムについて、利用の促進を図っていきます。

八幡浜市権利擁護センターにおいて、適切なサービス支援を行っていきます。

## 第3項 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進

### ■現状及び課題について

障がい者がそれぞれの障がい特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい者理解の促進に努める必要があります。

障がい者がその権利を円滑に行使することができるように、障がい者に対して、選挙等における配慮を行う必要があります。

### ■施策の方向について

#### (1) 市職員等の障害者理解の促進等

事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

窓口等における障害者への配慮マニュアルを関係部署の職員に周知して、障害者に関する理解を促進することにより、窓口等における障害者への対応の充実を図ります。

行政情報の提供等に当たっては、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。



## 資料編

### 1 障害者アンケート調査

#### (1) 障害者アンケート調査について

本計画を策定するにあたって、障害のある方やそのご家族の状況、意見、要望を把握するため、手帳所持者を対象に、愛媛県及び県内各市町と合同でアンケート調査を実施しました。

#### (2) アンケート調査対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人の中から350人を無作為に抽出し、対象者としてしました。

対象者	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳所持者	276人	183人	66.3%
療育手帳所持者	44人	31人	70.5%
精神障害者保健福祉手帳所持者	30人	14人	46.7%
回収数のうち手帳不明数	—	8人	2.3%
計	350人	226人	64.6%

#### (3) アンケート調査方法

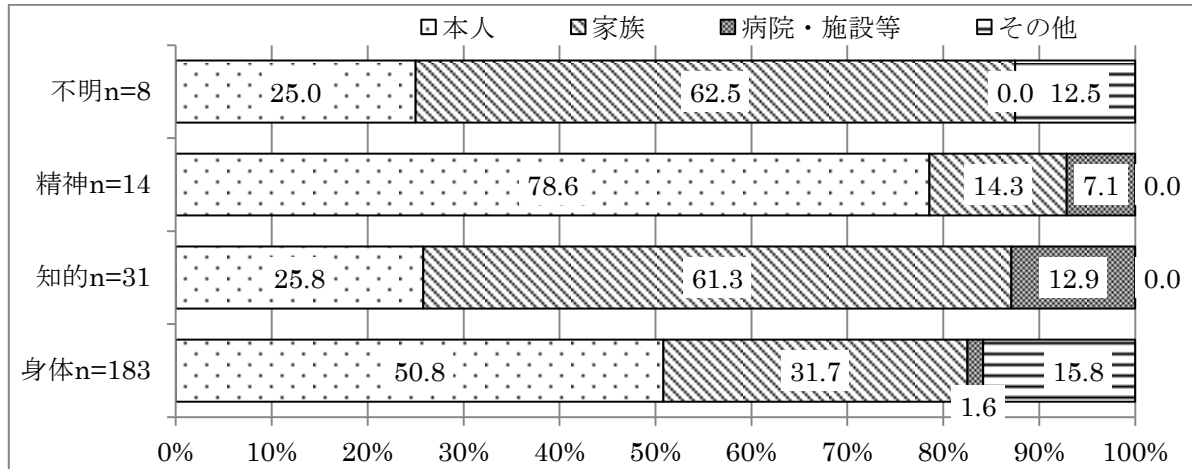
郵送配布及び郵送回収により実施しました。

- ・アンケート発送日 平成26年6月10日
- ・アンケート返送締切日 平成26年6月27日

## (4) アンケート調査結果の概要

### 1 障害のある方で本人等の状況（基本事項）

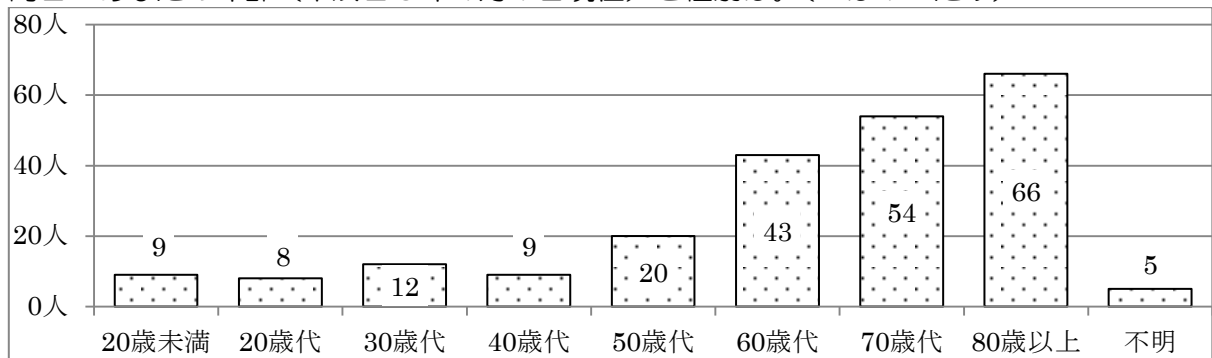
問1 お答えくださる方は、どなたですか。（〇は1つだけ）



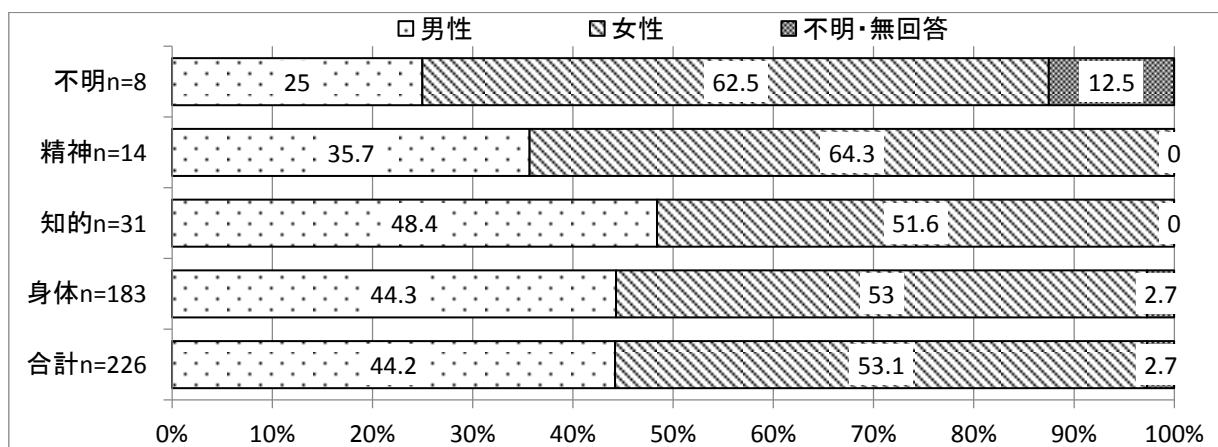
身体障害者手帳所持者は、50.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者は78.6%の方は、「本人」が回答しています。

療育手帳所持者では、74.2%の方が本人以外の方が回答しています。

問2 あなたの年齢（平成26年4月1日現在）と性別は。（〇は1つだけ）



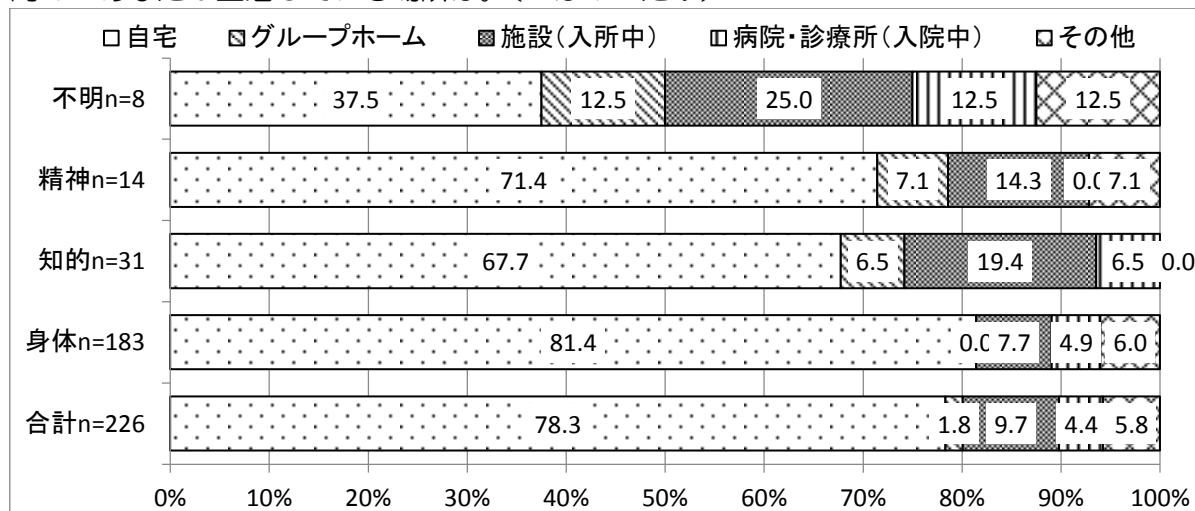
年齢については、80歳以上が最も多く、次いで70歳代となっています。



性別は「男性」44.2%、「女性」53.1%となっています。

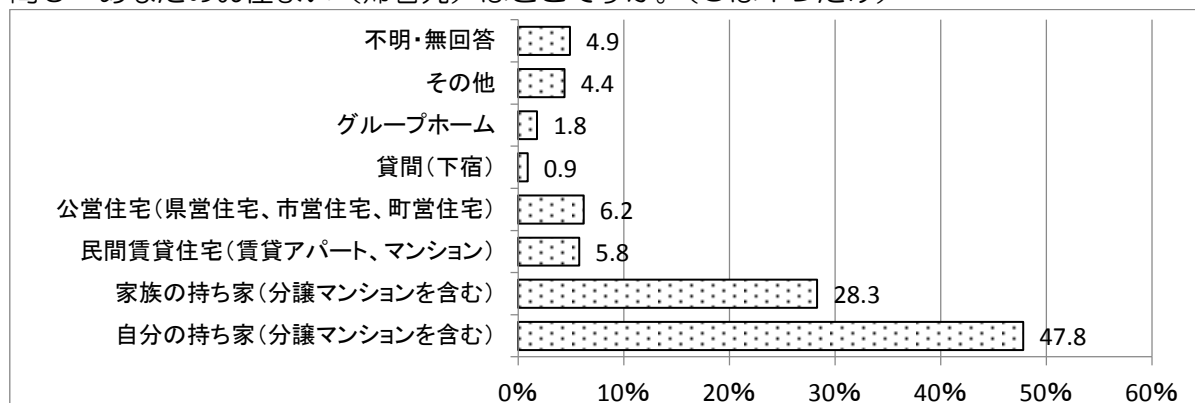
問3 あなたのお住まいの市町は。（省略）

## 問4 あなたが生活している場所は。(〇は1つだけ)



生活をしている場所は、自宅が78.3%と最も多く、次いで施設の9.7%となっています。

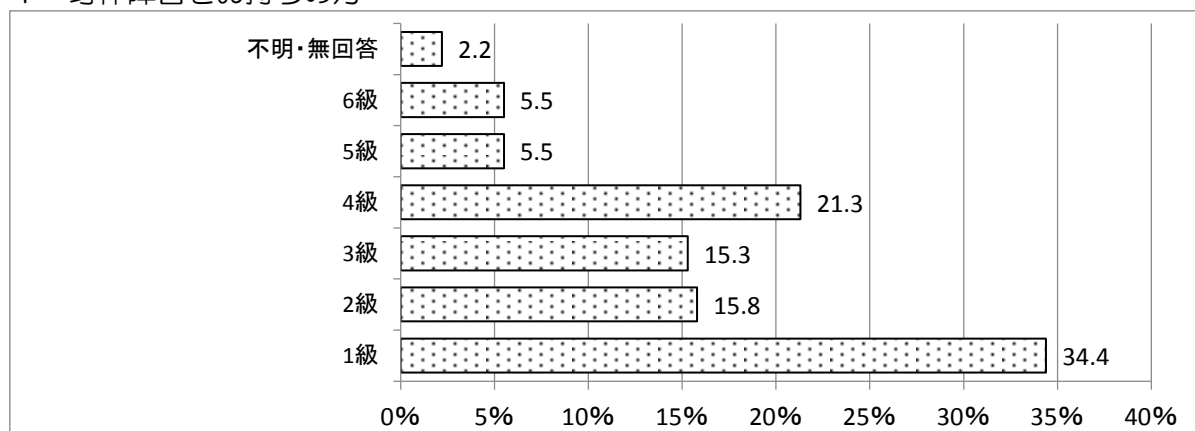
## 問5 あなたのお住まい(帰省先)はどこですか。(〇は1つだけ)



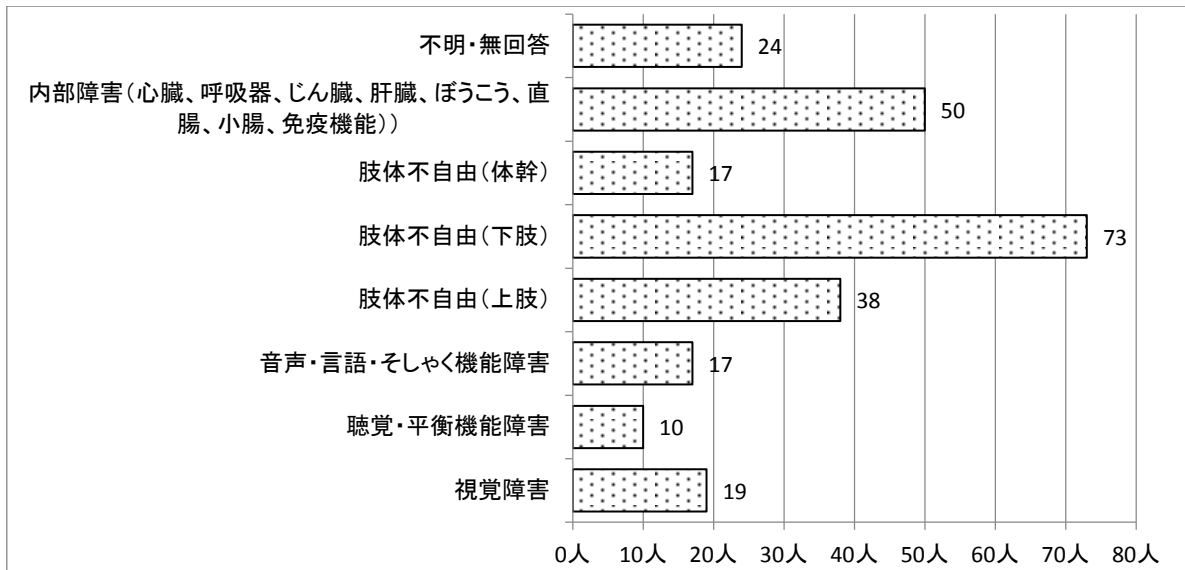
住まい(帰省先)は、「自分の持ち家」が47.8%と最も多く、次いで「家族の持ち家」となっています。

## 問6 あなたの障害について。

## 1 身体障害をお持ちの方

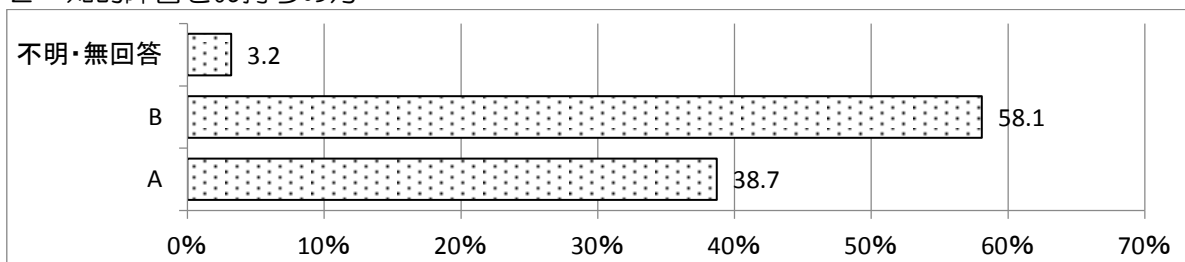


身体障害者手帳の内容については、「1級」が34.4%と最も高くなっています。



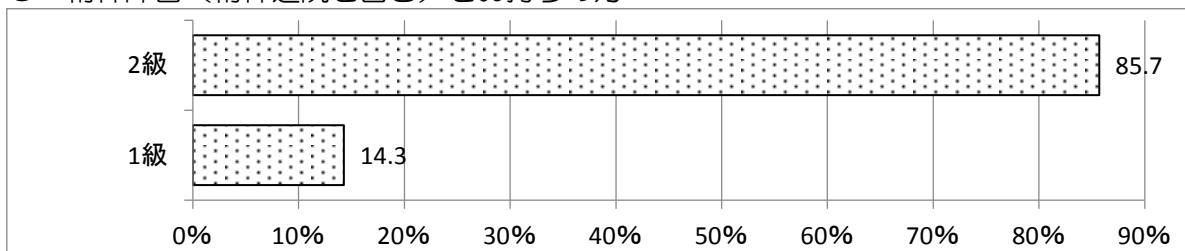
身体障害者手帳をお持ちの方の障害の区分については、「肢体不自由（下肢）」が最も多くなっています。

## 2 知的障害をお持ちの方



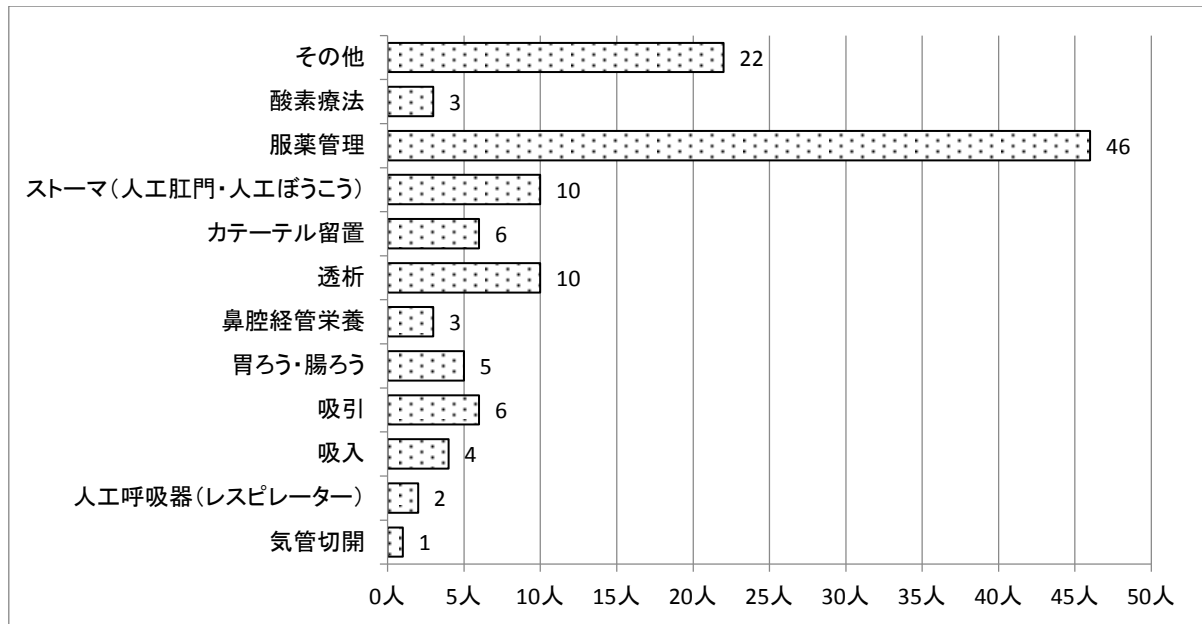
療育手帳をお持ちの方の内容については、「A」が38.7%、「B」が58.1%となっています。

## 3 精神障害（精神通院を含む）をお持ちの方



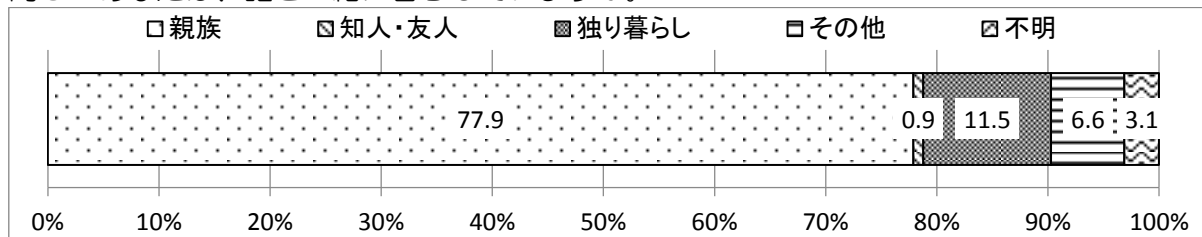
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の内容については、「1級」が14.3%、「2級」が85.7%となっています。

問7 あなたが現在受けている医療的ケアは何ですか。（あてはまるものすべてに○）



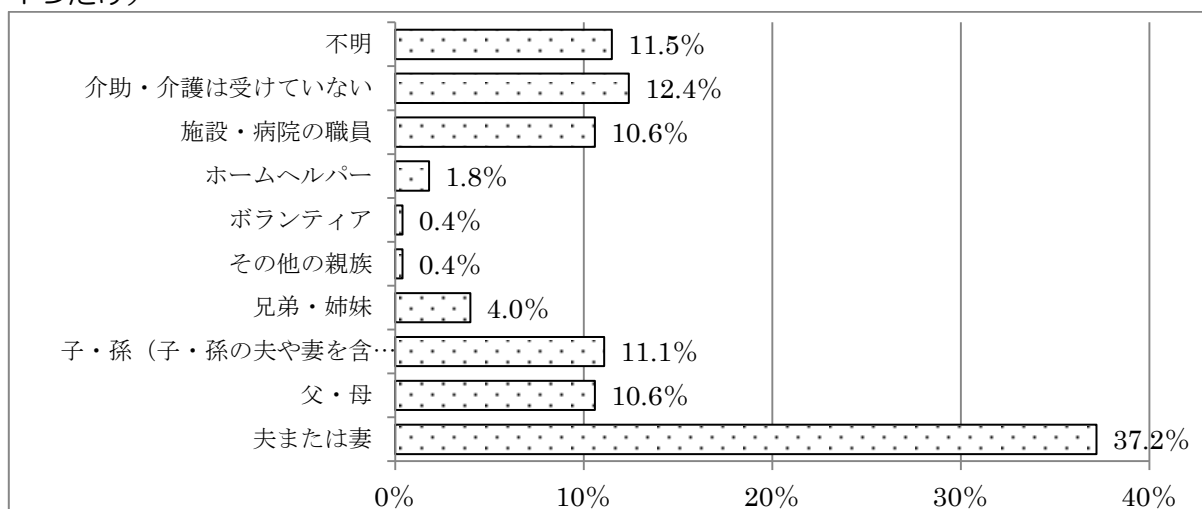
現在受けている医療的ケアについては、「服薬管理」が46人と最も多くなっています。

問8 あなたは、誰と一緒に暮らしていますか。



一緒に暮らしているのは、「親族」が77.9%となっています。

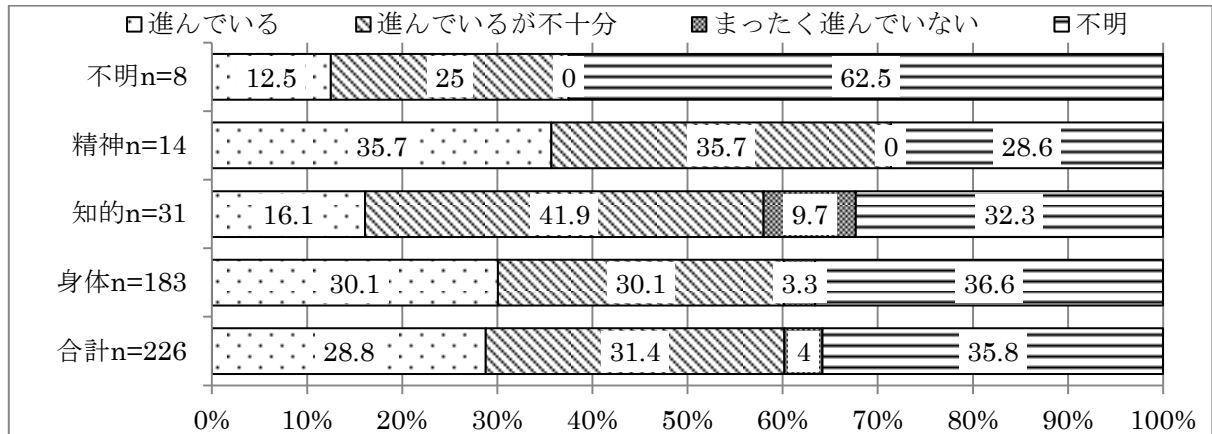
問8の2 あなたは、どなたからの援助、手助け、介護、看護を受けていますか。(○は1つだけ)



主に援助、手助け、介護、看護をしている方について、「夫または妻」が37.2%と最も高く、次いで「子・孫」「父・母」が多くなっています。

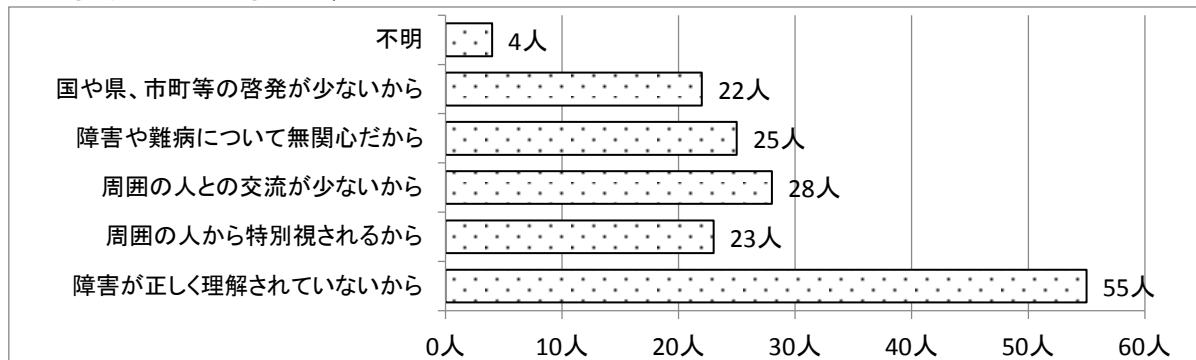
## II 共生社会（障害（者）に対する周囲の理解）

問9 障害や障害のある人に対する周りの人の理解は、進んでいると思いますか。（○は1つだけ）



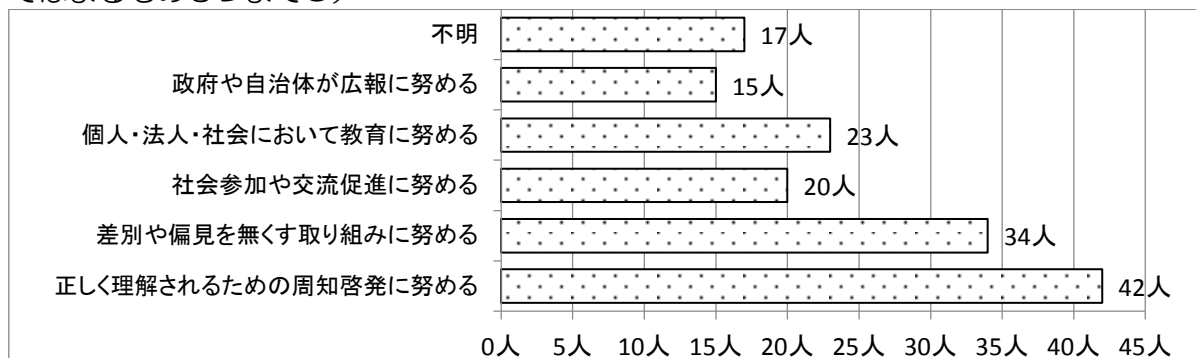
障害などに対する回りの理解は、「進んでいる」、「進んでいるが不十分」を合わせると60.2%、「全く進んでいない」は4.0%となっています。

問9の2 障害や障害のある人に対する周りの人の理解が進まない理由は何ですか。（あてはまるもの3つまで○）



理解が進まない理由は、「障害が正しく理解されていないから」が最も多くなっています。

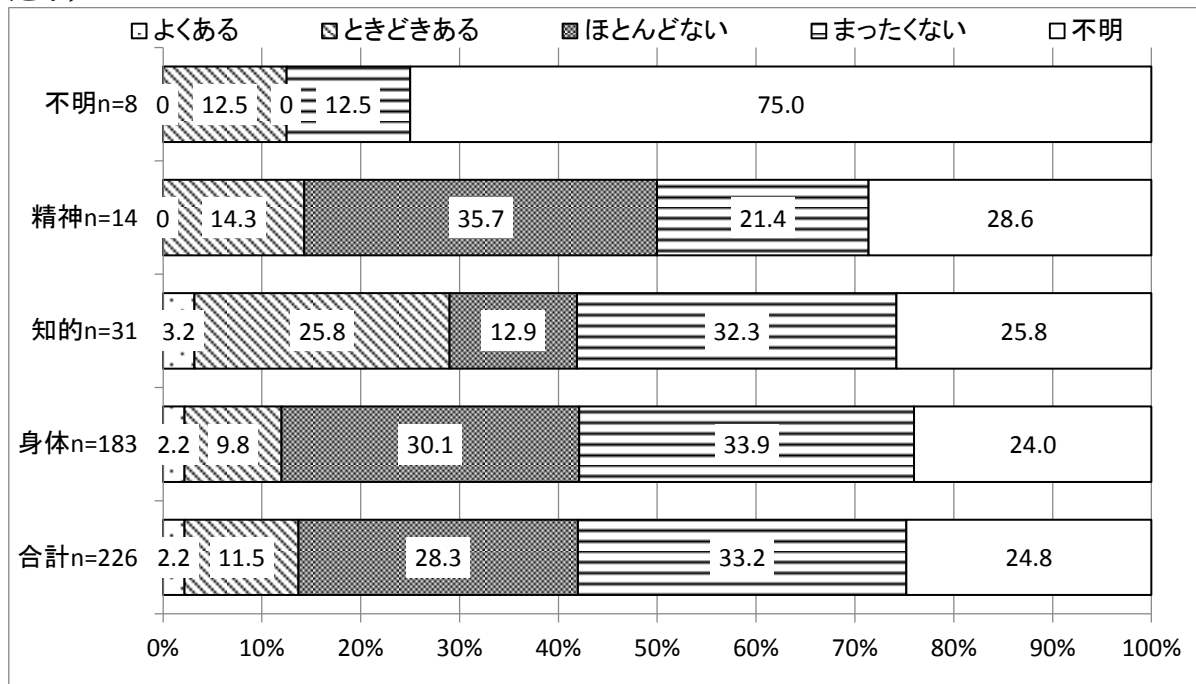
問9の3 理解を深めるためには社会全体としてどう取り組むべきだと思いますか。（あてはまるもの3つまで○）



理解を進めるための改善案について、「正しく理解されるための周知啓発に努める」が最も多く、次いで、「差別や偏見を無くす取り組みに努める」となっています。

### Ⅲ 共生社会（障害者の権利）

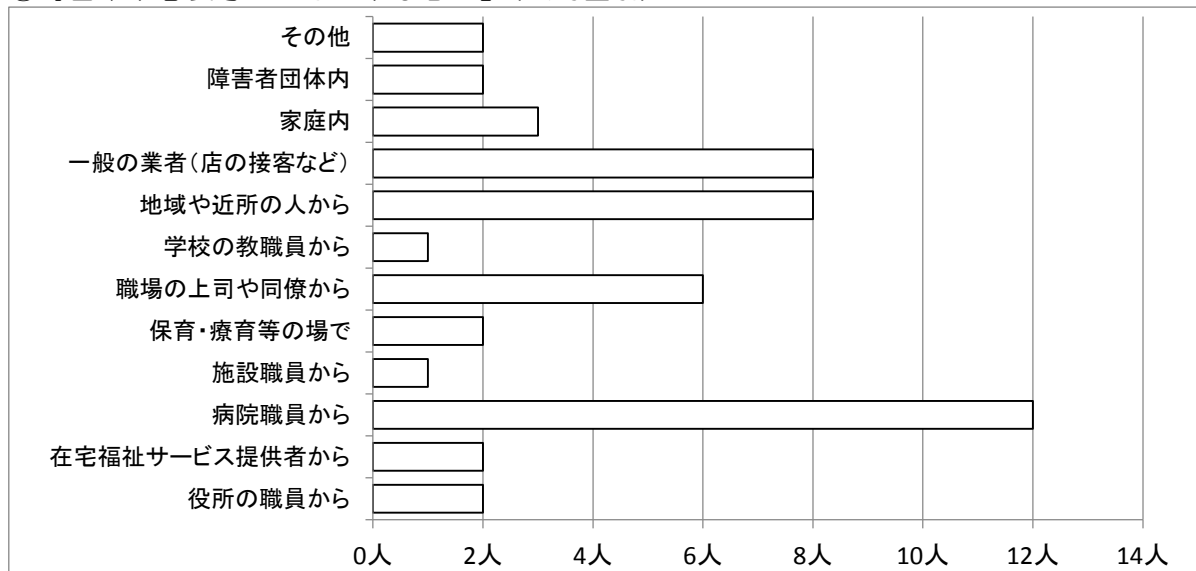
問 10 あなたは、障害を理由とした差別的扱いをされたことがありますか。（○は1つだけ）



障害を理由とした差別的扱いを受けた経験について、「よくある」、「とくときある」を合わせると 13.7%となります。障害別では、知的障害者の割合が高くなっています。

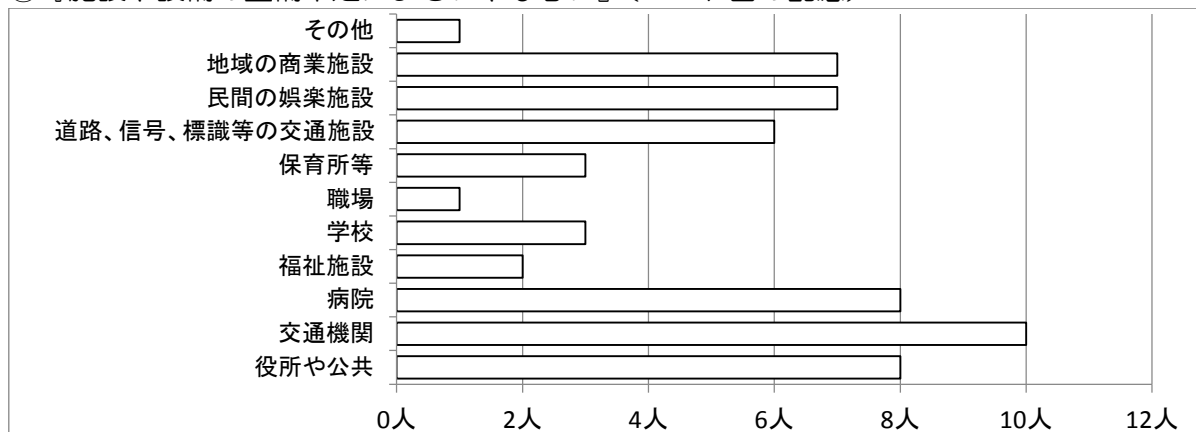
問 10 の2 いやな思いは、どのような方から又はどのような場面で感じましたか。（あてはまるものすべてに○）

① 『言葉や態度等によるいやな思い』（人的差別）



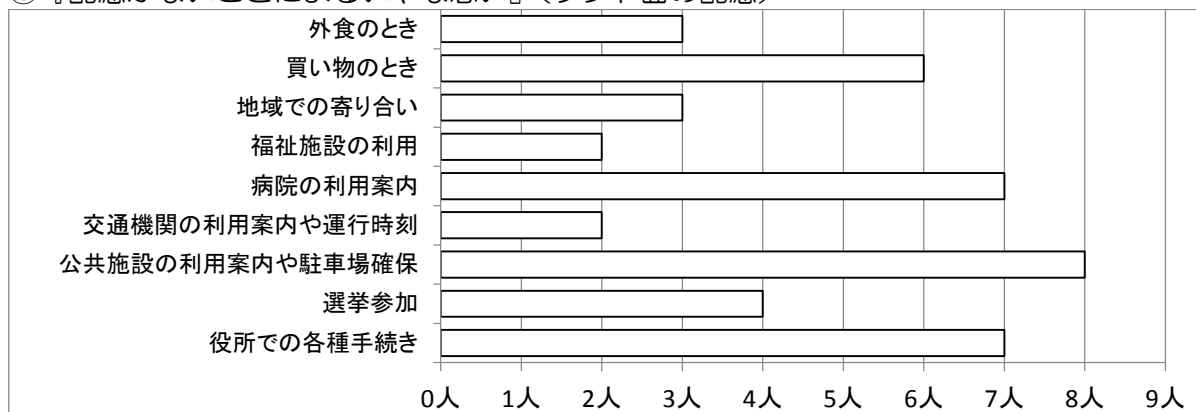
人的差別は、「病院職員から」が 12 人と最も多く、次いで、「地域や近所の人から」、「一般の業者」が多くなっています。

②『施設や設備の整備不足によるいやな思い』（ハード面の配慮）



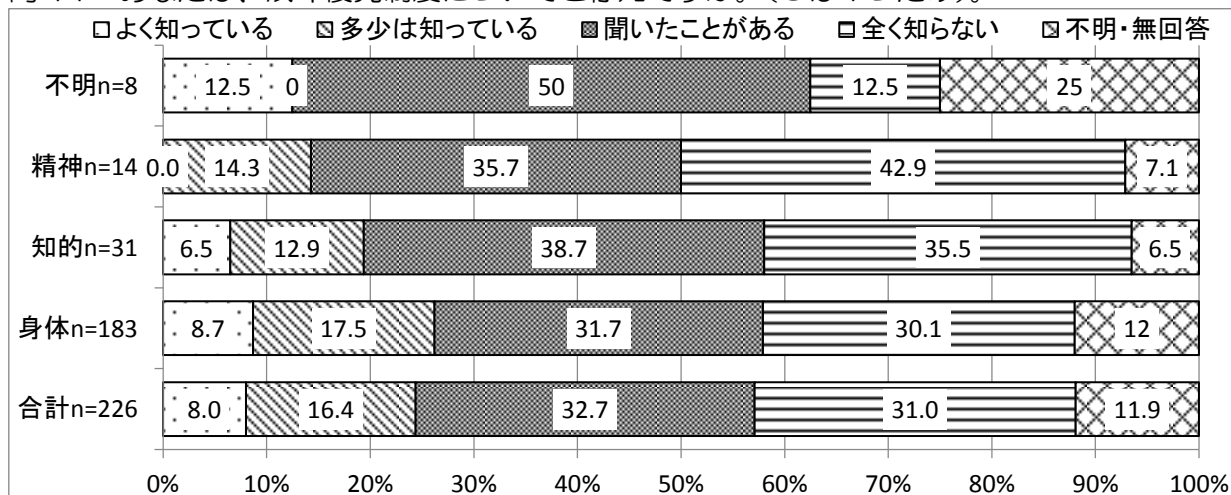
ハード面の配慮では、「交通機関」、「役所や公共」、「病院」が多くなっています。

③『配慮がないことによるいやな思い』（ソフト面の配慮）



ソフト面では、「公共施設の利用案内や駐車場確保」が 8 人、次いで、「役所での各種手続き」、「病院の利用案内」となっています。

問 11 あなたは、成年後見制度についてご存知ですか。（○は1つだけ）。



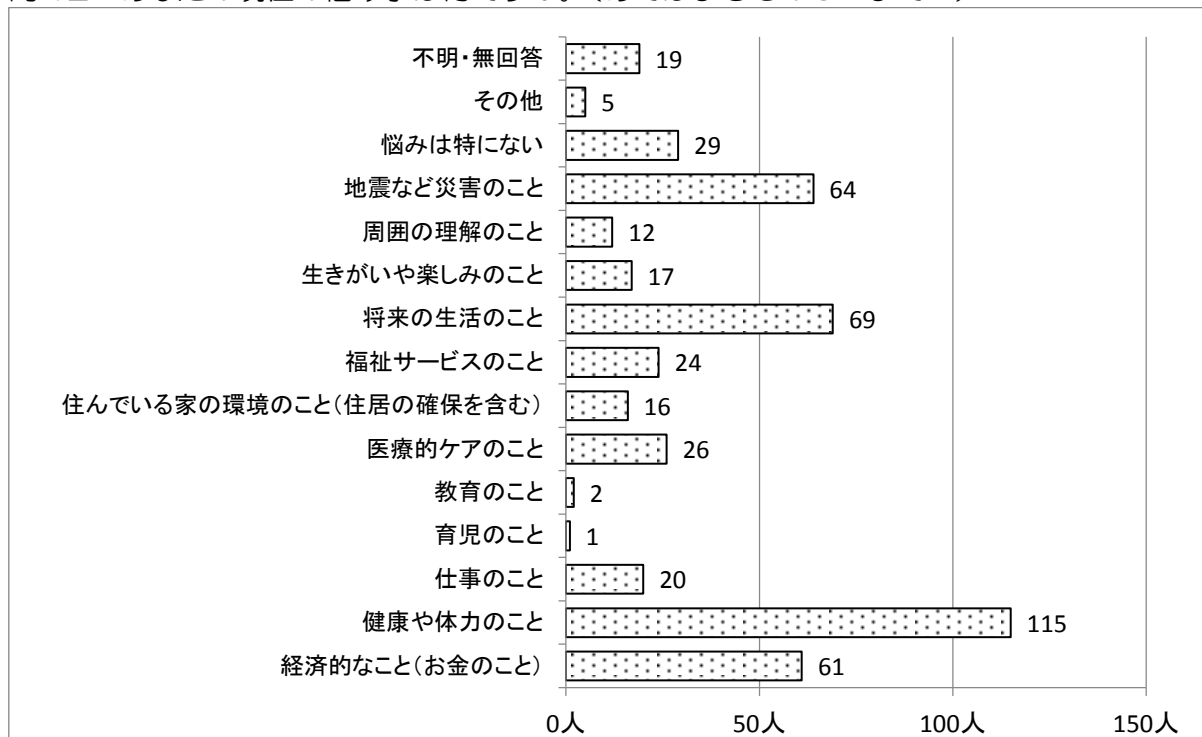
成年後見制度を知っていたかについて、「よく知っている」、「多少は知っている」を合わせると 24.4%、「聞いたことがある」は 32.7%、「全く知らない」は 31.0%となっています。

障害別では精神障害のある方の認知率が低くなっています。



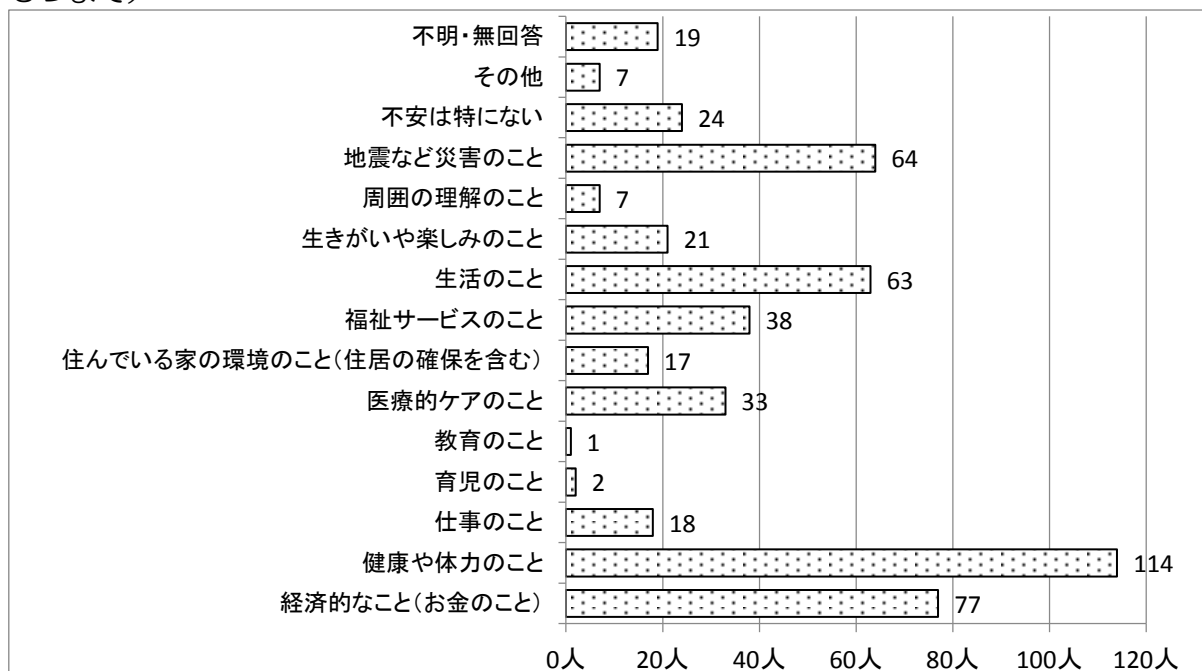
## IV 悩み事、困り事

問 12 あなたの現在の悩み事は何ですか。(あてはまるもの3つまで)



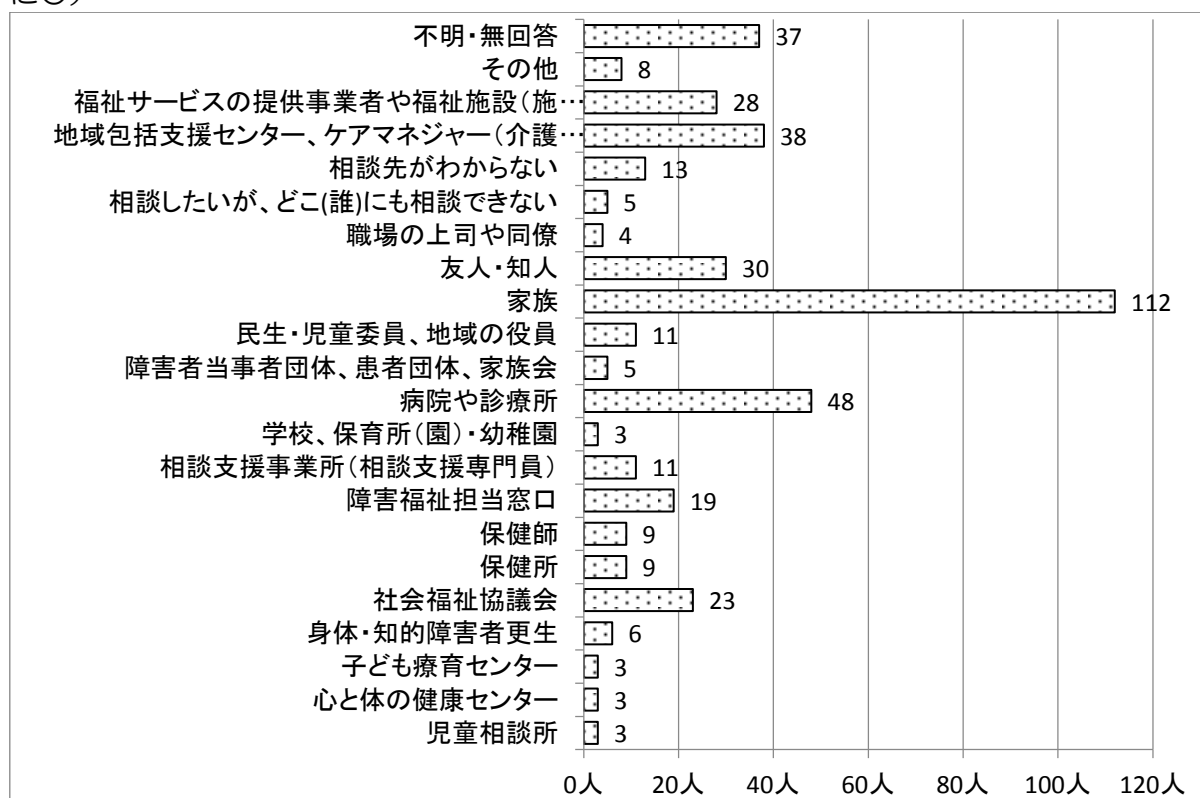
現在の悩み事について、「健康や体力のこと」が最も多く、次いで「将来の生活のこと」、「地震など災害のこと」、「経済的なこと」となっています。

問 13 あなたが障害のある方ご本人の将来について不安に思うことは何ですか。(〇は3つまで)



将来について不安に思うことは、「健康や体力のこと」が最も多く、次いで「経済的なこと」、「地震など災害のこと」、「生活のこと」となっています。

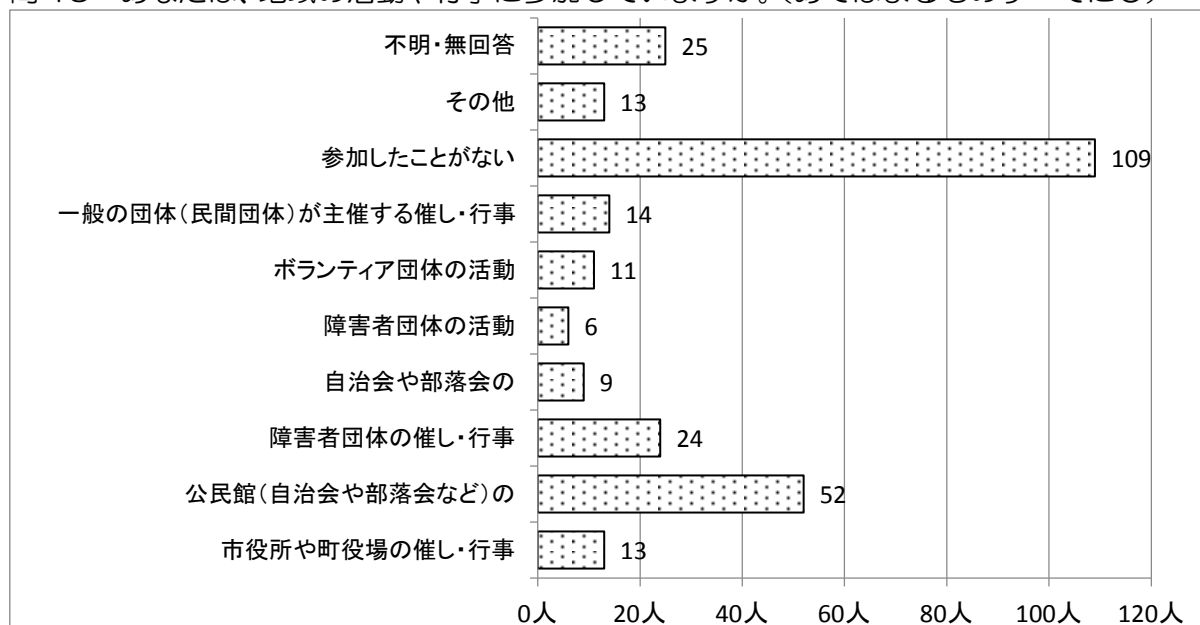
問 14 あなたは、困りごとがある時、誰に相談していますか。(あてはまるものすべてに○)



相談する相手については、「家族」が最も多く、次いで「病院や診療所」となっています。

## V 共生社会(社会参加)

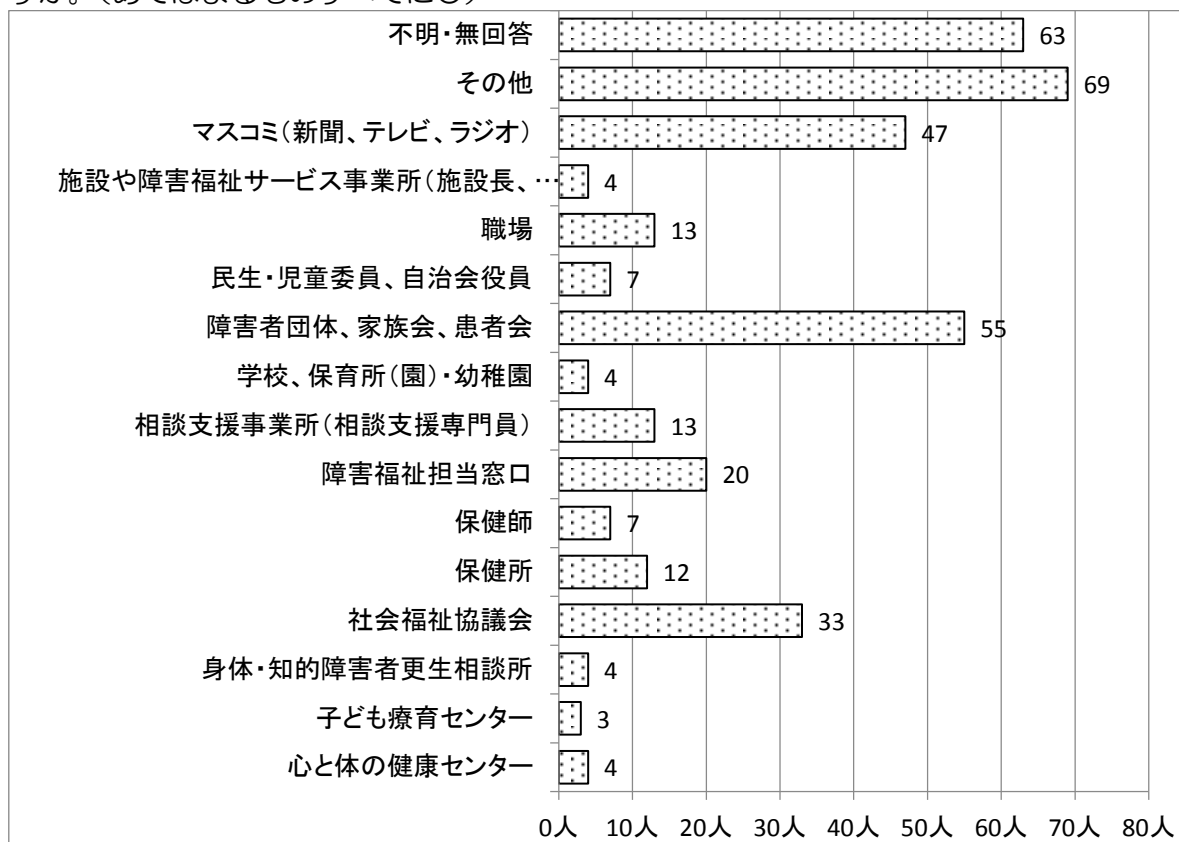
問 15 あなたは、地域の活動や行事に参加していますか。(あてはまるものすべてに○)



地域の活動や行事への参加については、「参加したことがない」が 109 人となっています。次いで「公民館」、「障害者団体の催し・行事」となっています。

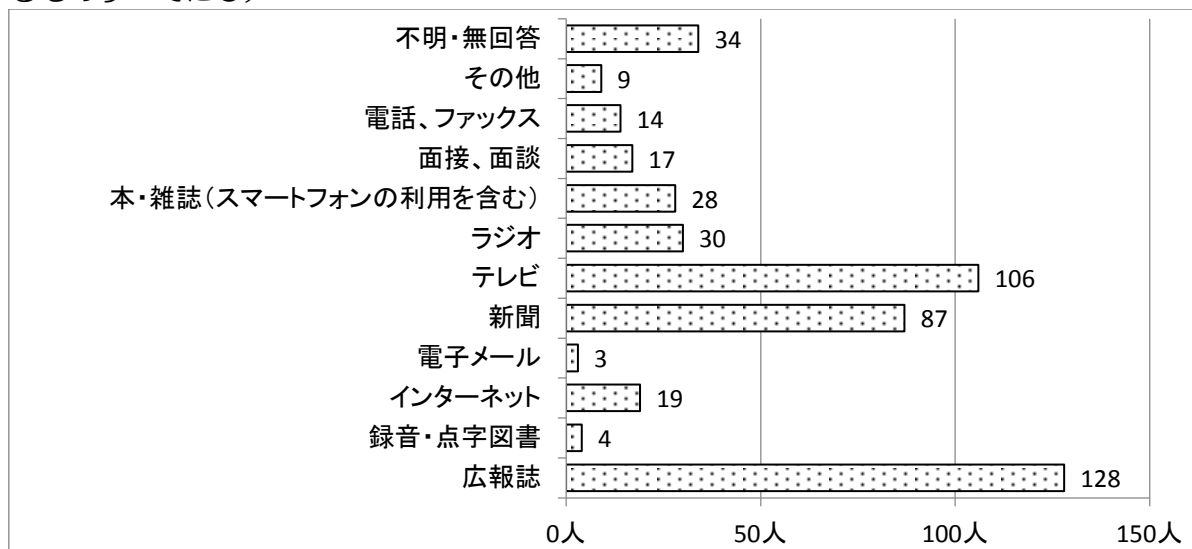
## VI 情報提供・取得

問 16 あなたが日頃必要としている生活や福祉に関する情報は、どこが発信する情報ですか。(あてはまるものすべてに○)



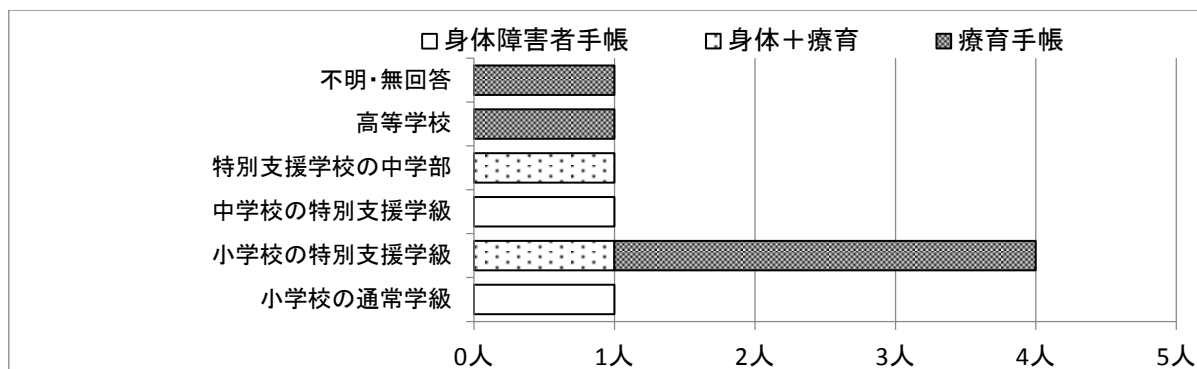
必要としている情報の発信元は、「障害者団体、家族会、患者会」が最も多く、次いで「社会福祉協議会」、「障害福祉担当窓口」となっています。

問 16 の2 あなたは、生活や福祉に関する情報をどうやって得ていますか。(あてはまるものすべてに○)



情報を得る手段については、「広報誌」が最も多く、次いで「テレビ」、「新聞」となっています。

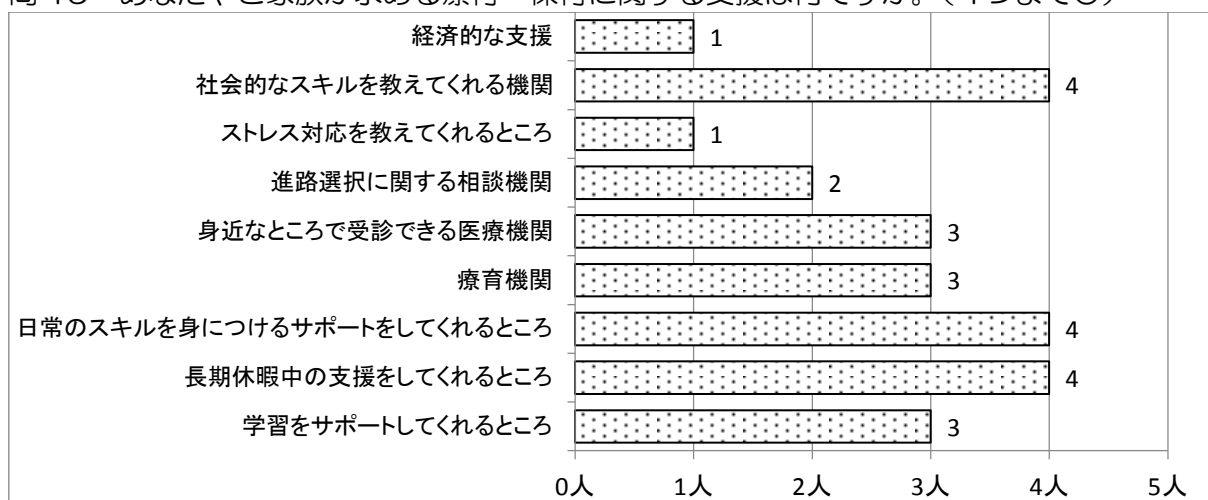




通園・通学しているところについて、全9人のうち、「小学校の特別支援学級」が4人となっています。

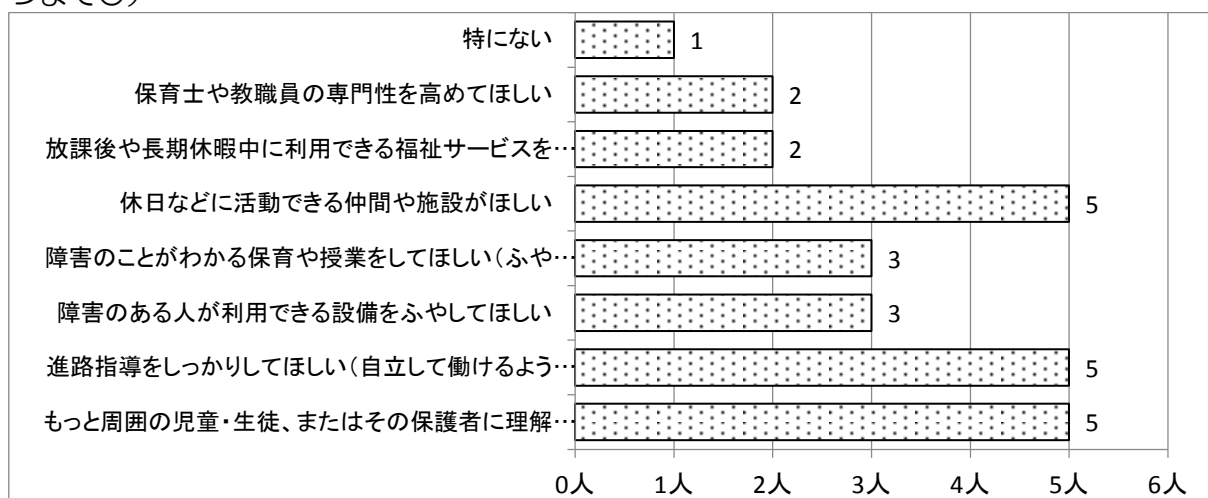
現在、通園・通学している方及び18歳未満の方にお伺いします

問19 あなたやご家族が求める療育・保育に関する支援は何ですか。(4つまで○)



療育・保育に関する支援に求めるところについては、「長期休暇中の支援をしてくれるところ」、「日常のスキルを身につけるサポートをしてくれるところ」、「社会的なスキルを教えてくれる機関」が多くなっています。

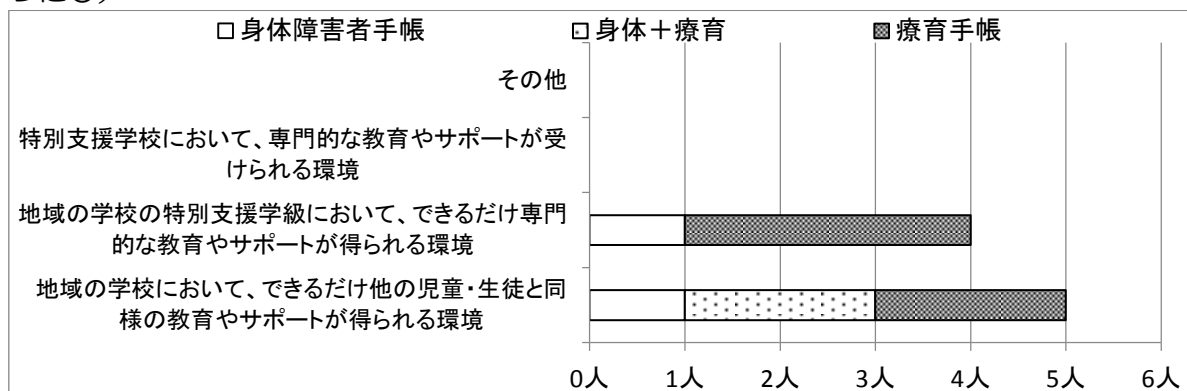
問20 あなたは、保育や教育について今後、どのようなことが必要だと思いますか。(4つまで○)



保育や教育について今後必要なことについては、「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」、「進路指導をしっかりしてほしい(自立して働けるような力

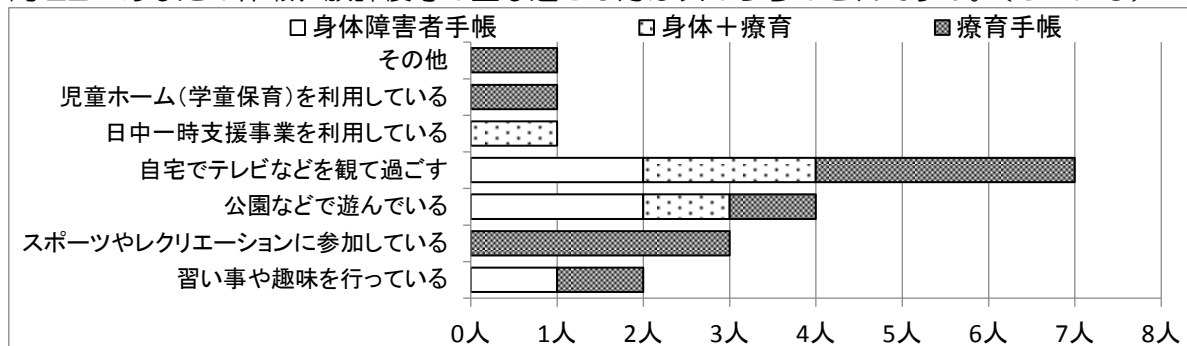
をつけさせてほしい)」、「休日などに活動できる仲間や施設がほしい」などとなっています。

問 21 あなたにとって、望ましい就学環境とはどのような環境だと思われますか。(1つに○)



望ましい就学環境については、「地域の学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが得られる環境」、「地域の学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートが得られる環境」となっています。

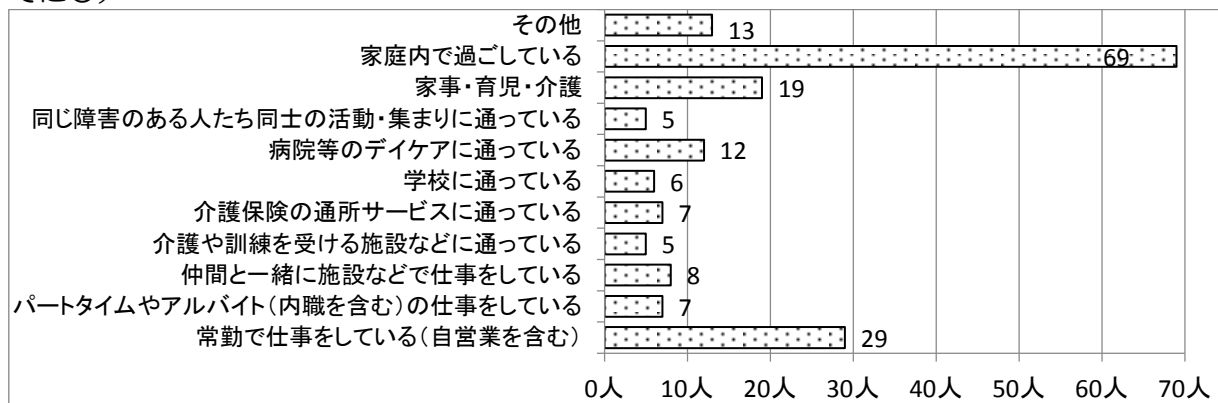
問 22 あなたの休暇、放課後等の主な過ごし方は次のうちのどれですか。(3つに○)



放課後等の主な過ごし方については、「自宅でテレビなどを観て過ごす」が最も多く、次いで「公園などで遊んでいる」、「スポーツやレクリエーションに参加している」となっています。

## IX 就労

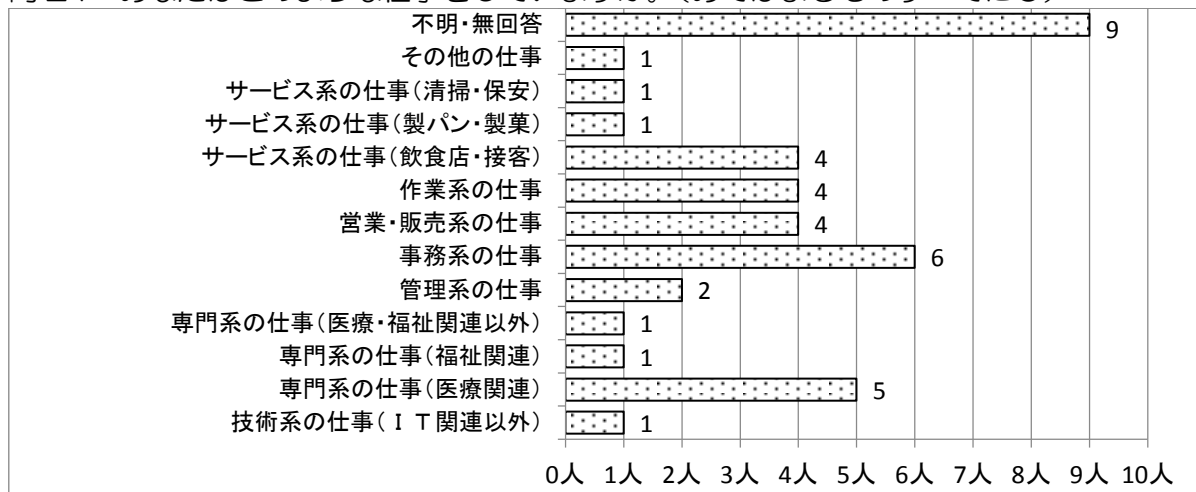
問 23 あなたは、日中の生活をどのように過ごされていますか。(あてはまるものすべてに○)



日中の過ごし方について、「家庭内で過ごしている」が最も多く、「常勤で仕事をしてい

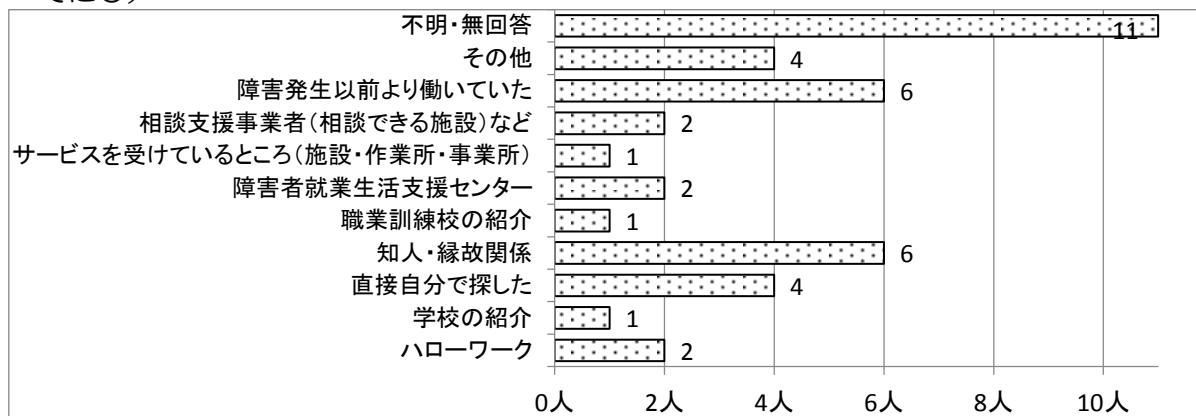
る」方は226人中、29人12.8%となっています。

問24 あなたはどのような仕事をしていますか。(あてはまるものすべてに○)



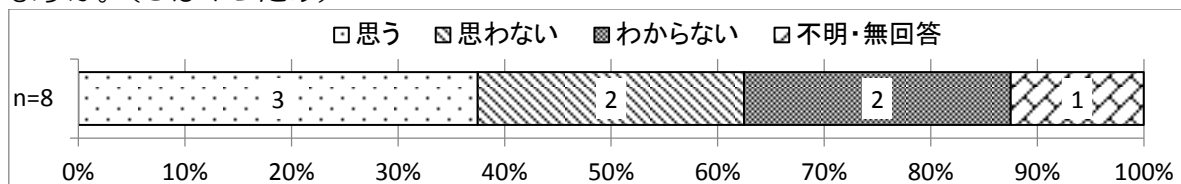
どのような仕事をしているかについては、「事務系の仕事」が6人、「専門系の仕事(医療関連)」が5人、「営業・販売系の仕事」と「作業系の仕事」と「サービス系の仕事(飲食店・接客)」が4人となっています。

問25 あなたは現在の仕事をどのようにして見つけれましたか。(あてはまるものすべてに○)



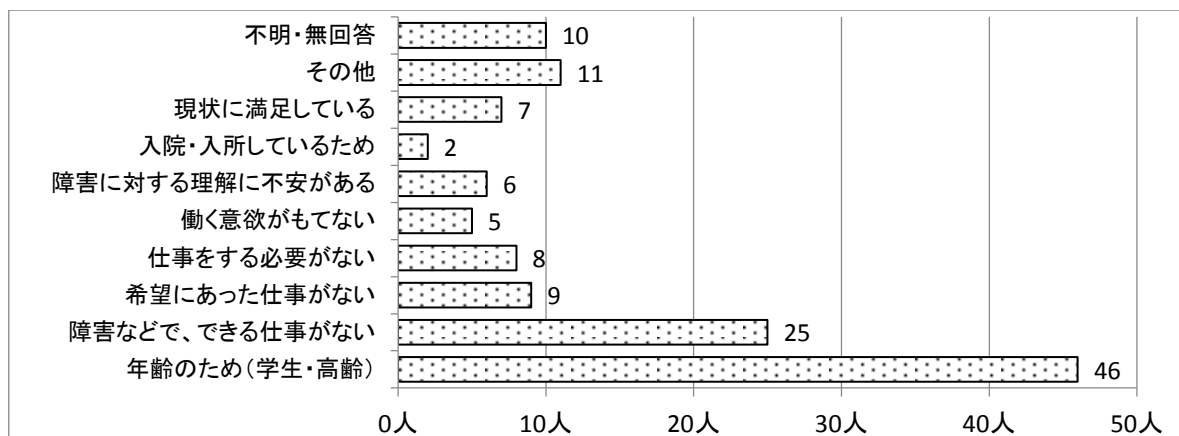
仕事をどのようにして見つめたかについては、「知人・縁故関係」と「障害発生以前より働いていた」が6人となっています。

問26 「仲間と一緒に施設などで仕事をしている」あなたは、一般就労をしたいと思いますか。(○は1つだけ)



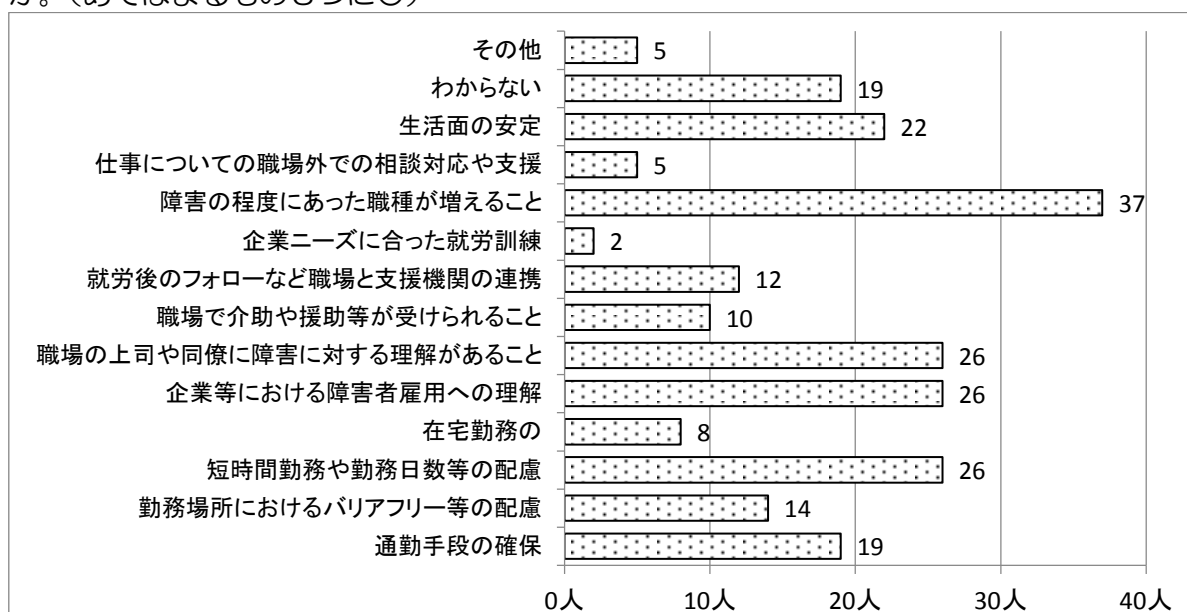
施設などで仕事をしている8名のうち、3名が一般就労したいと思っています。

問27 あなたが仕事をしていないのはどのような理由によりますか。(あてはまるものすべてに○)



仕事をしていない理由は、「年齢のため」が最も多く、次いで「障害などで、出来る仕事がない」となっています。

問 28 あなたは、障害のある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるもの3つに○)

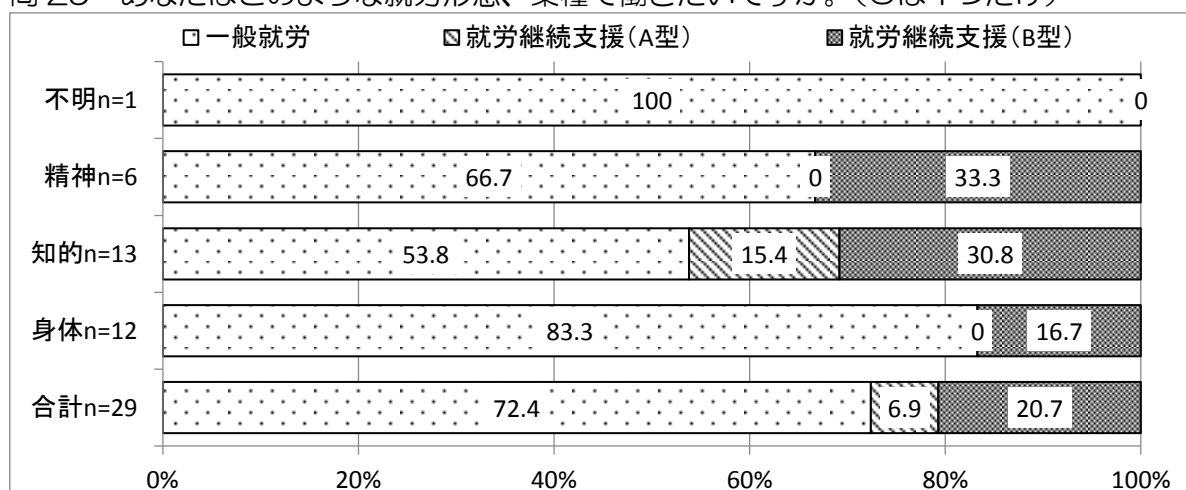


障害のある人の就労支援として、どのようなことが必要かについては、「障害の程度にあった職種が増えること」が37人と最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」と「企業等における障害者雇用への理解」と「職場の上司や同僚に障害に対する理解があること」が26人となっています。



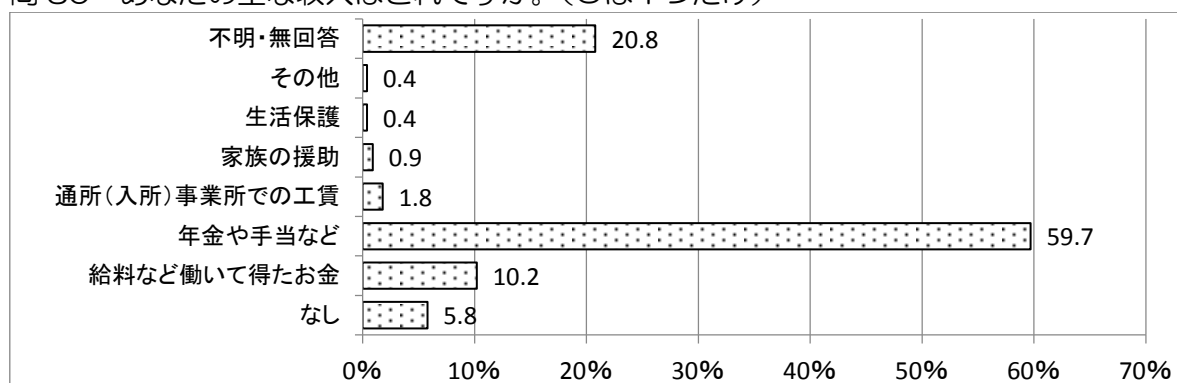
就職されている方、将来就職したいと考えている方がお答えください

問 29 あなたはどのような就労形態、業種で働きたいですか。(〇は1つだけ)



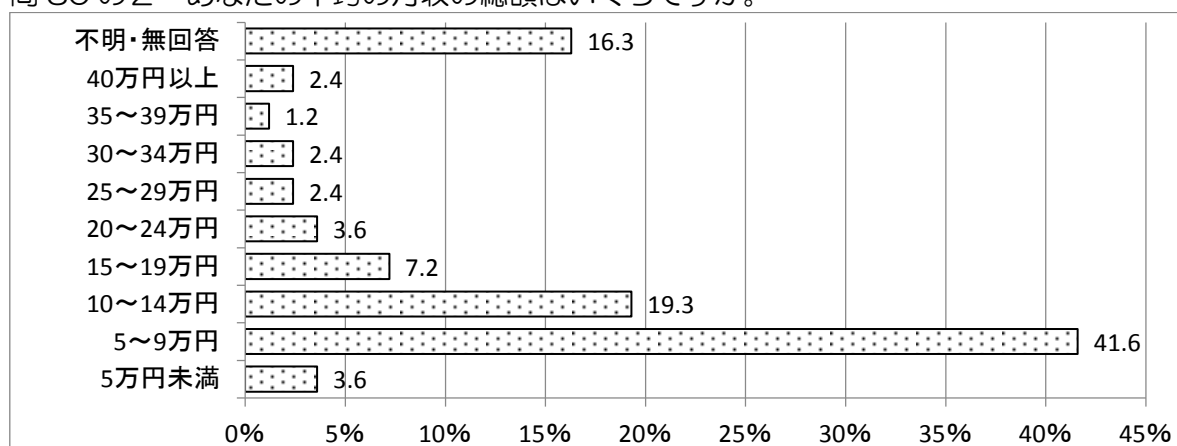
就職されている方、将来就職したいと考えている方がどのような就労形態で働きたいかについては、一般就労を希望されている方が72.4%となっています。

問 30 あなたの主な収入はどれですか。(〇は1つだけ)



主な収入については、「年金や手当など」が59.7%となっています。

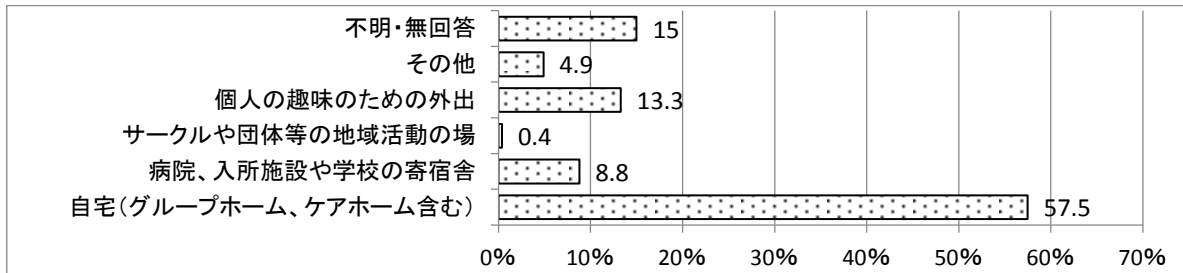
問 30 の2 あなたの平均の月収の総額はいくらですか。



平均月収は、「5から9万円」が41.6%、「10~14万円」が19.3%となっています。

## X 外出等（移動及び文化・芸術・スポーツ参加）

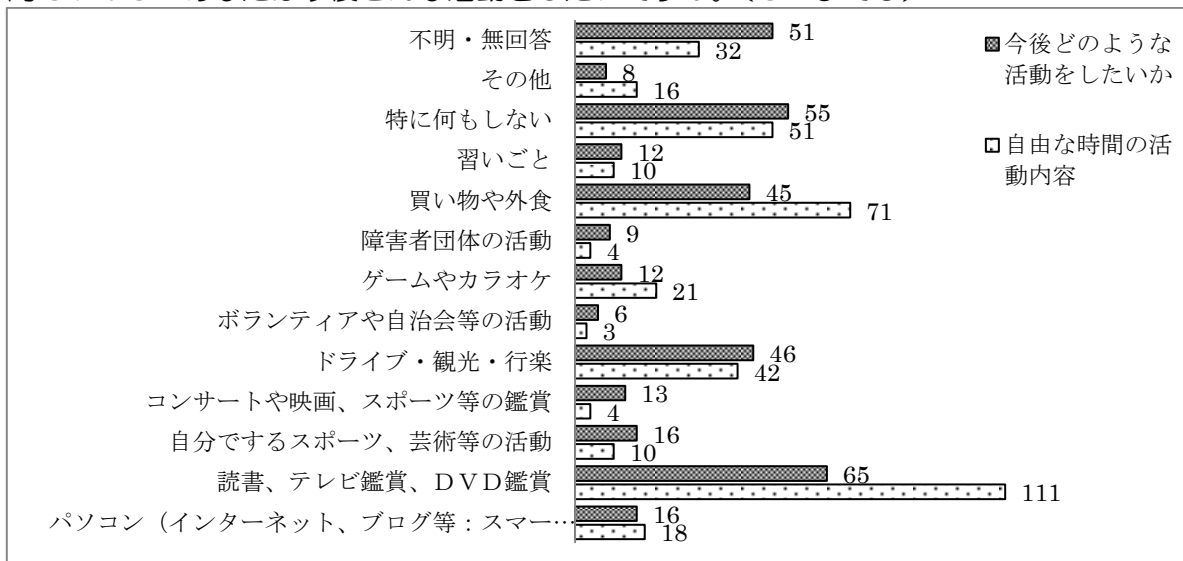
問 31 あなたは、自由な時間を主にどこで過ごしていますか。（〇は1つだけ）



自由時間の過ごし方については、「自宅」で過ごす方が57.5%となっています。

問 31 の2 あなたの自由な時間の活動内容について（3つまで〇）

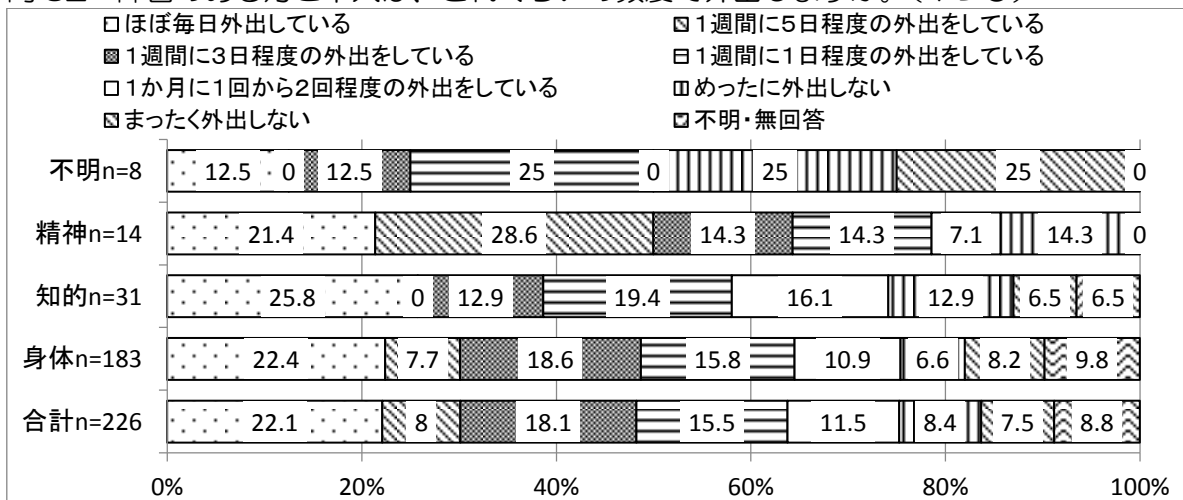
問 31 の3 あなたは今後どんな活動をしたいですか。（3つまで〇）



自由な時間の活動内容については、「読書、テレビ鑑賞、DVD鑑賞」が最も多く、次いで「買い物や外食」となっています。

今後どんな活動をしたいかについては、「読書、テレビ鑑賞、DVD鑑賞」が最も多く、次いで「ドライブ・観光・行楽」、「買い物や外食」となっています。

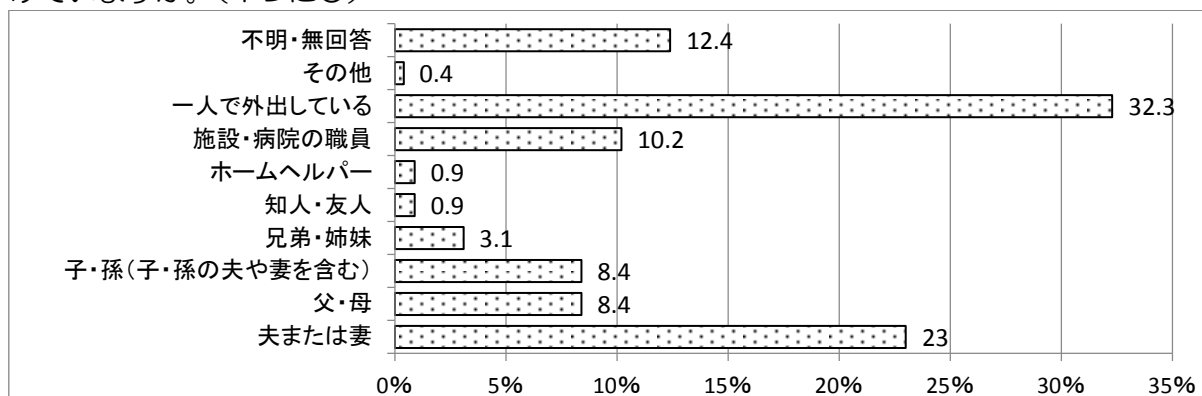
問 32 障害のある方ご本人は、どれくらいの頻度で外出しますか。（1つ〇）



外出する頻度について、「ほぼ毎日外出している」が22.1%と最も多く、次いで「1週

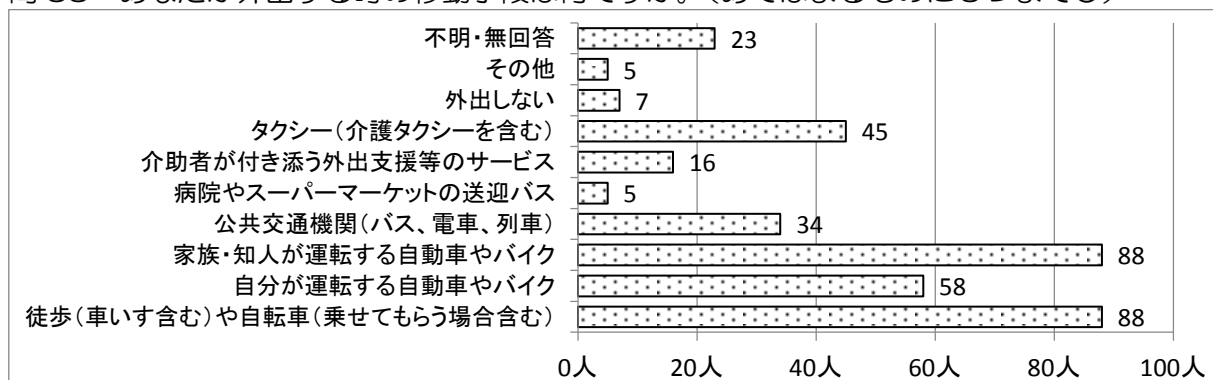
間に3日程度の外出をしている」が18.1%となっています。

問32の2 あなたは、外出するときに主にどなたからの援助、手助け、介護、看護を受けていますか。(1つに○)



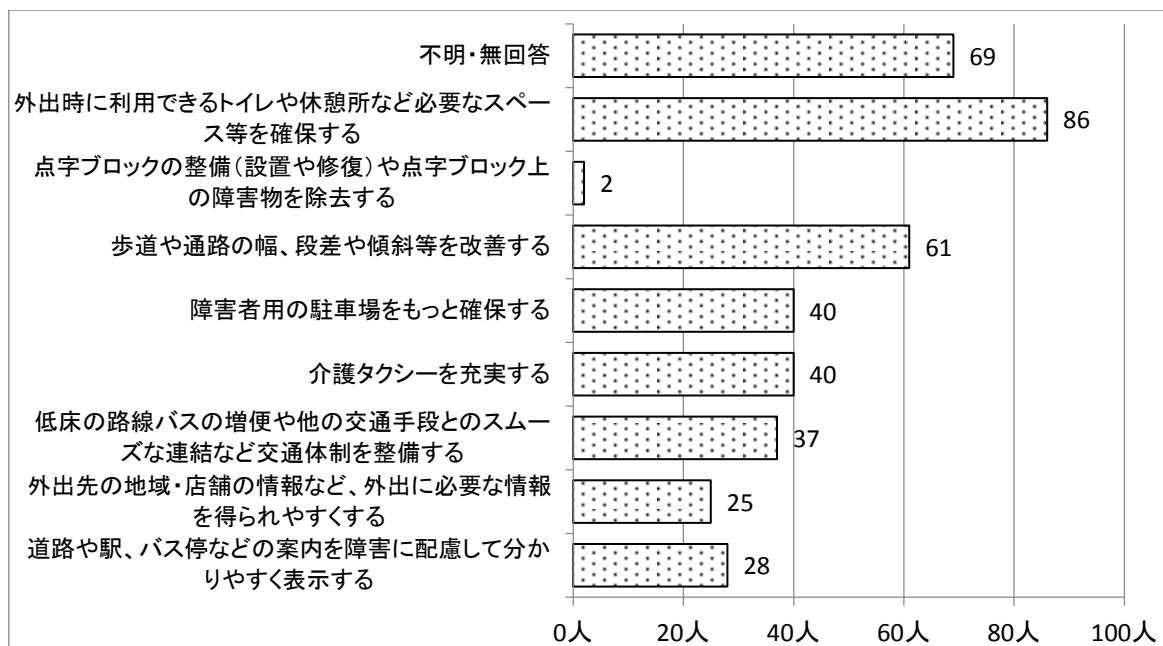
外出する時にだれから援助を受けているかについては、「一人で外出している」が32.3%と最も高く、次いで「夫または妻」の23.0%となっています。

問33 あなたが外出する時の移動手段は何ですか。(あてはまるものに3つまで○)



外出する時の移動手段については、「徒歩や自転車」が最も多く、次いで「家族・知人が運転する自動車やバイク」となっています。

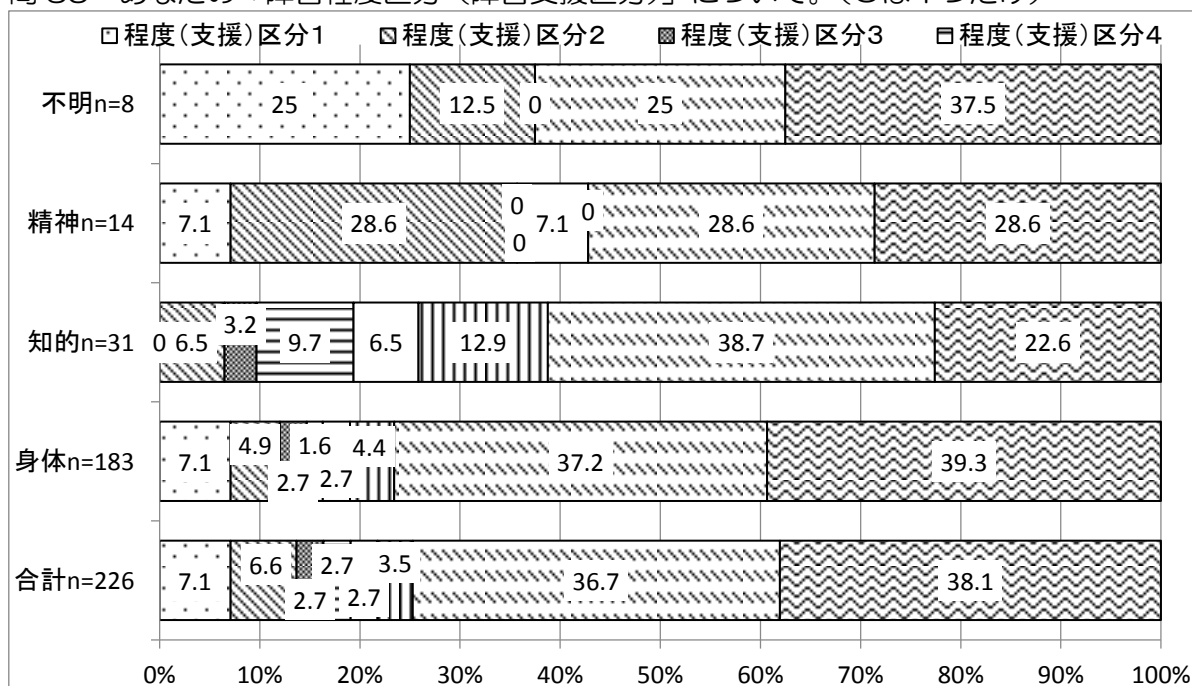
問34 あなたは、外出する時に、街中の施設等をどのようにすれば外出しやすくなると思いますか。(あてはまるものに3つまで○)



外出しやすくする方法については、「外出時に利用できるトイレや休憩所など必要なスペース等を確保する」が最も多く、次いで「歩道や通路の幅、段差や傾斜等を改善する」となっています。

## Ⅹ 障害福祉サービス等（障害者支援）

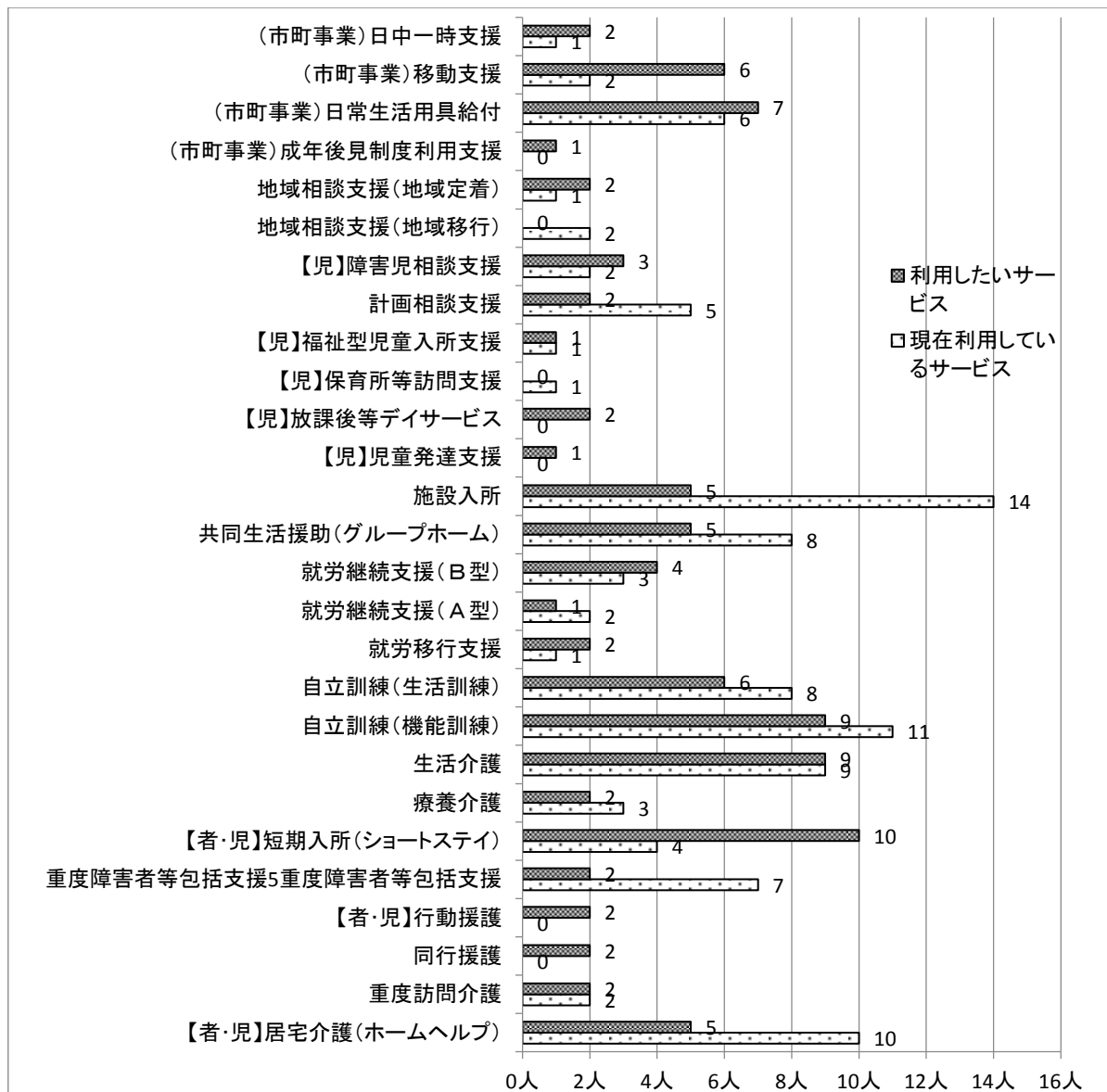
問 35 あなたの「障害程度区分（障害支援区分）」について。（○は1つだけ）



「障害程度区分（障害支援区分）」については、全体の74.8%が「認定を受けていない」または「不明・無回答」となっています。

障害種別では、知的障害のある方、精神障害のある方の割合が高くなっています。

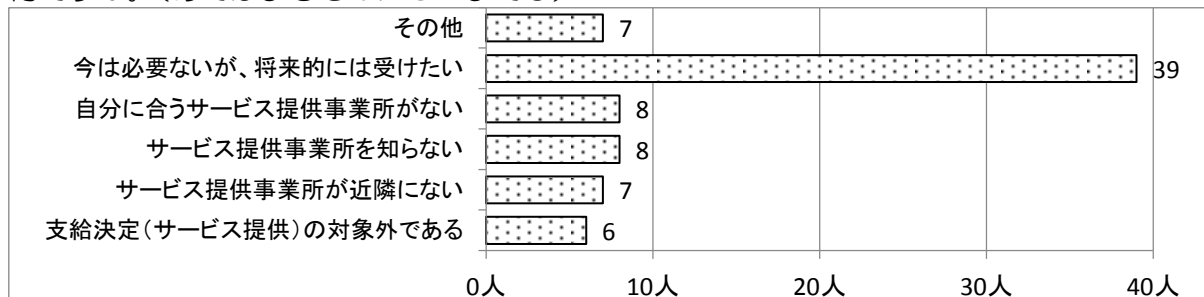
問 36 あなたは、どのような障害福祉サービス（障害児支援）を利用していますか。また、どのようなサービスを希望しますか。（あてはまるものすべてに○）



現在利用している障害福祉サービスについては、「施設入所」が最も多く、次いで「自立訓練（機能訓練）」、「居宅介護（ホームヘルプ）」などとなっています。

希望する障害福祉サービスについては、「短期入所（ショートステイ）」が最も多く、次いで「生活訓練」、「自立訓練（機能訓練）」などとなっています。

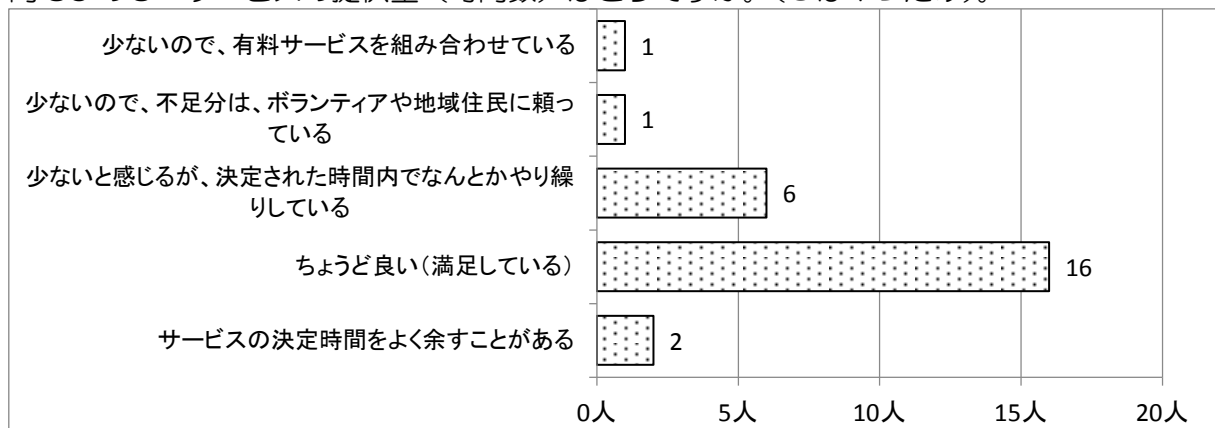
問 36 の 2 「利用しているサービス」と「利用したいサービス」が異なる場合の理由は何ですか。（あてはまるものに3つまで○）



「利用しているサービス」と「利用したいサービス」が異なる場合の理由については、「今は必要ないが、将来的には受けたい」が最も多くなっています。

在宅福祉サービスを利用している方がお答えください

問 36 の 3 サービスの提供量（時間数）はどうか。（〇は1つだけ）。



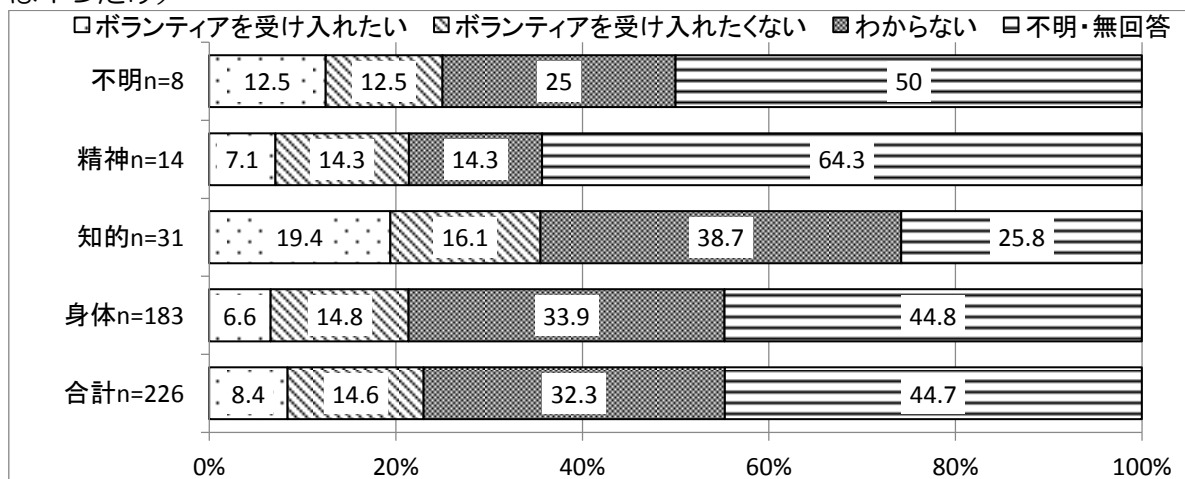
サービスの提供量については、「ちょうど良い」が最も多くなっています。

問 36 の 4 サービスの質はどうか。（〇は1つだけ）。



サービスの質についても、満足されている方が多くなっています。

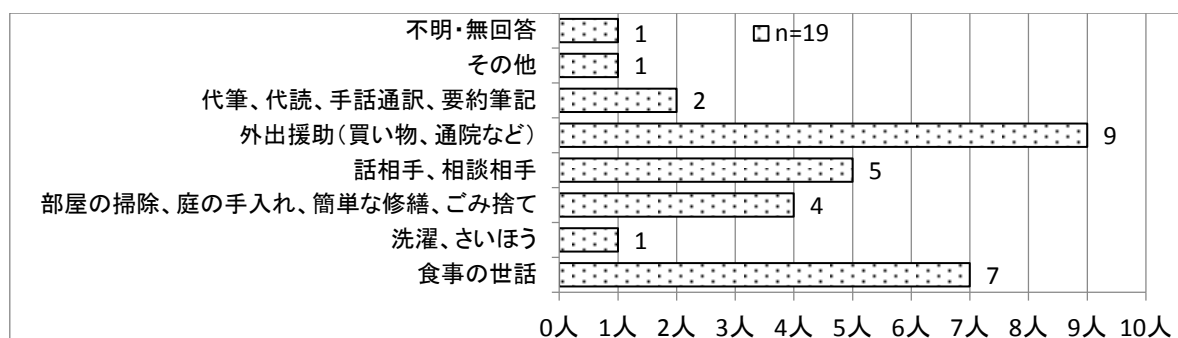
問 37 あなたは、ボランティアによる日常の援助などを受け入れたいと思いますか。（〇は1つだけ）



ボランティアによる日常の援助などを受け入れたいかについては、「わからない」と「不明・無回答」が多くなっています。

障害種別では、知的障害の方の「受け入れたい」の比率が高くなっています。

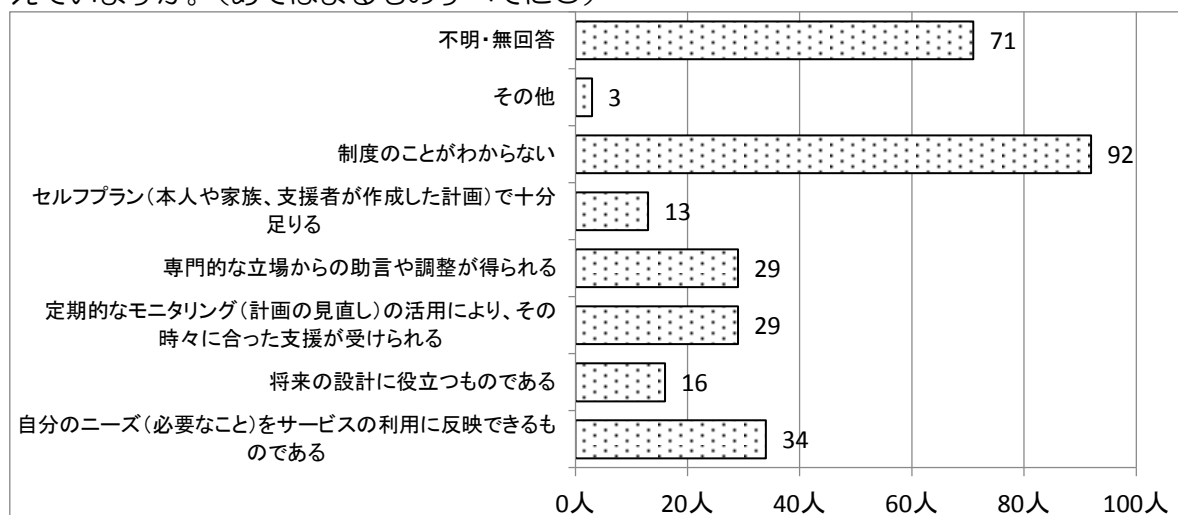
問 37 の 2 「ボランティアを受け入れたい」方がボランティアにお願いしたい支援は。（あてはまるものすべてに〇）



ボランティアにどのような支援をお願いしたいかについては、「外出援助」が最も多く、次いで「食事の世話」となっています。

## X II 相談支援（計画相談支援）

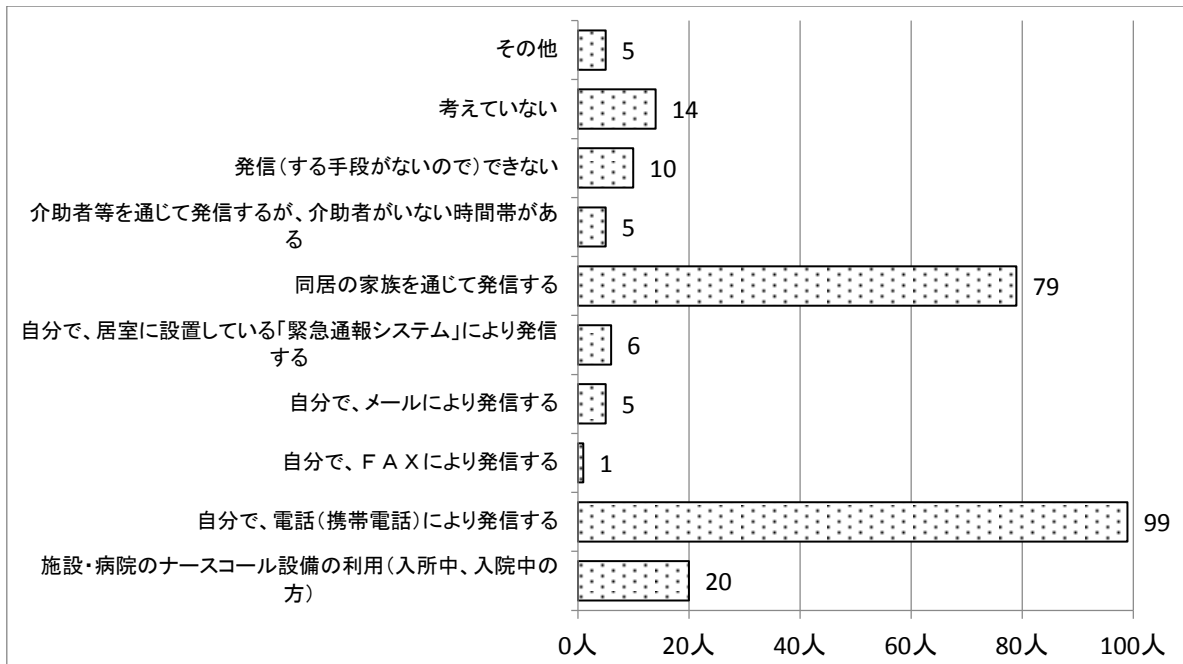
問 38 あなたは、「計画相談支援」、「障害児相談支援」の利用について、どのように考えていますか。（あてはまるものすべてに○）



「計画相談支援」、「障害児相談支援」の利用について、「制度のことがわからない」が最も多くなっています。

## X III 防犯・防災（緊急通報）

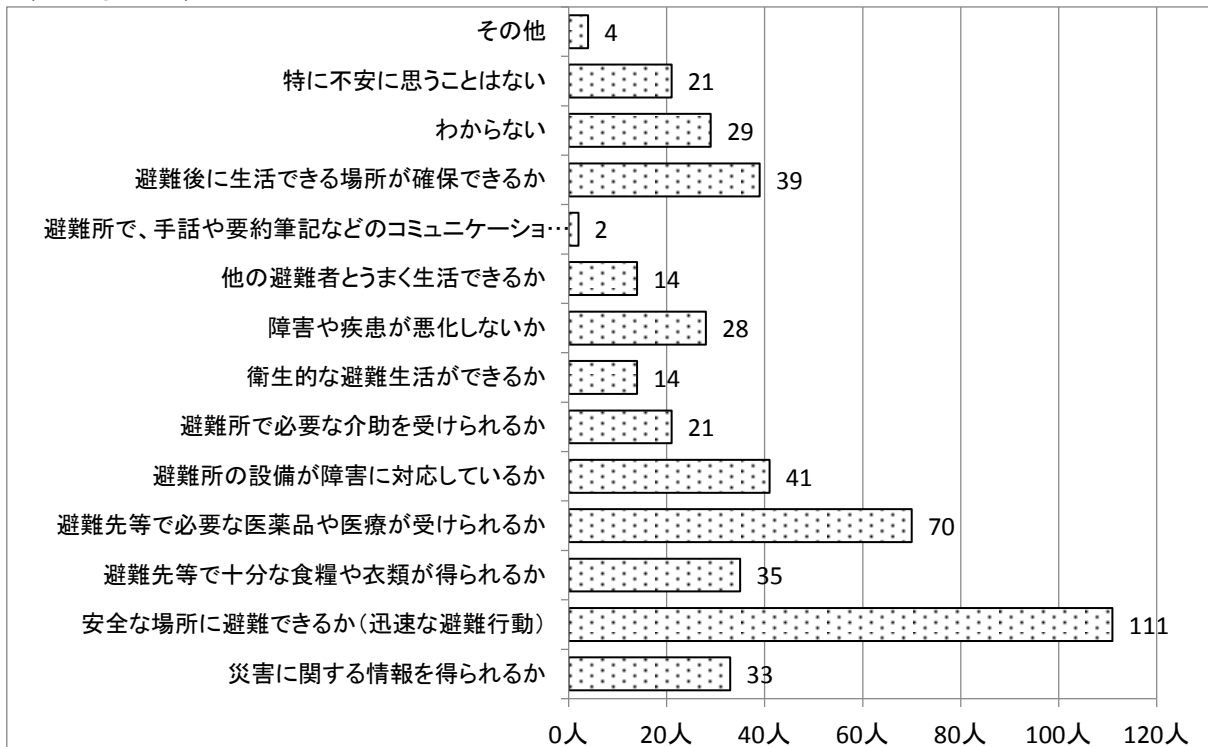
問 39 あなたは、緊急時の連絡や通報（110番、119番）をどのように発信することとしていますか。（あてはまるものすべてに○）



緊急時の連絡や通報の発信方法については、「自分で、電話（携帯電話）により発信する」が最も多く、次いで「同居の家族を通じて発信する」となっています。

#### XIV 防犯・防災（震災対応）

問 40 あなたは、地震等の災害が起きた時について、どんなことを不安に思いますか。（3つまで○）



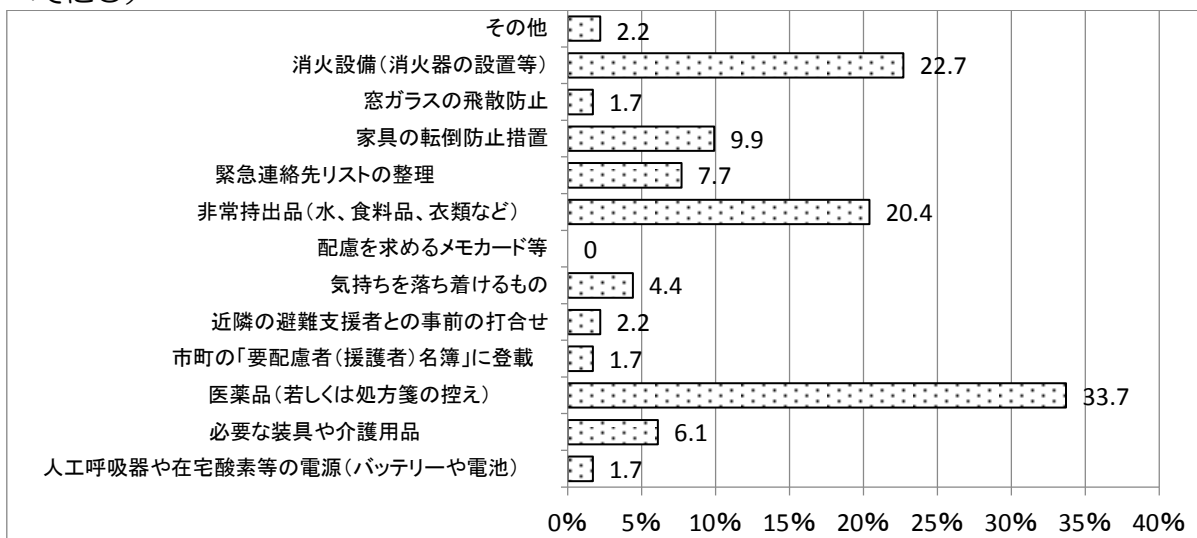
災害が起きた時、どんなことを不安に思うかについて、「安全な場所に避難できるか(迅速な避難行動)」が最も多く、次いで「避難先等で必要な医薬品や医療が受けられるか」が多くなっています。



## XV 防犯・防災（避難対策）

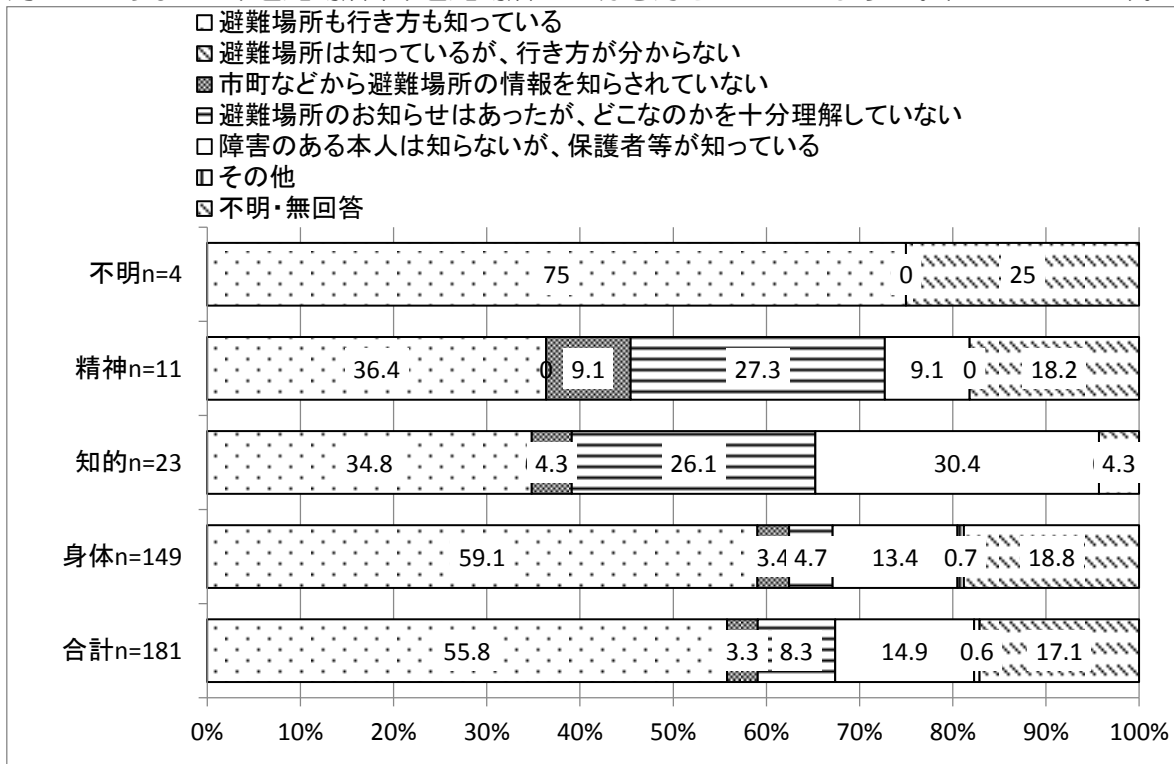
在宅で生活されている方がお答えください

問 41 あなたが、災害時のために備えができているものについて。（あてはまるものすべてに○）



災害時のために備えができていないものについては、「医薬品」、「非常持出品」、「消火設備」などを備えている割合が高くなっています。

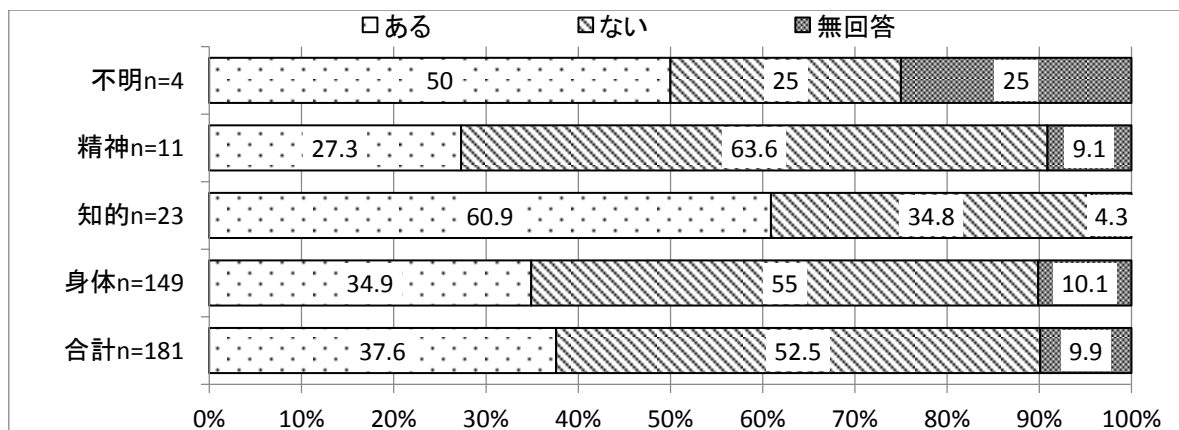
問 42 あなたは、避難場所や、避難場所への行き方を知っていますか。（○は1つだけ）。



避難場所や、避難場所への行き方を知っているかについては、「知っている」と「保護者等が知っている」を合わせると70.7%となっています。

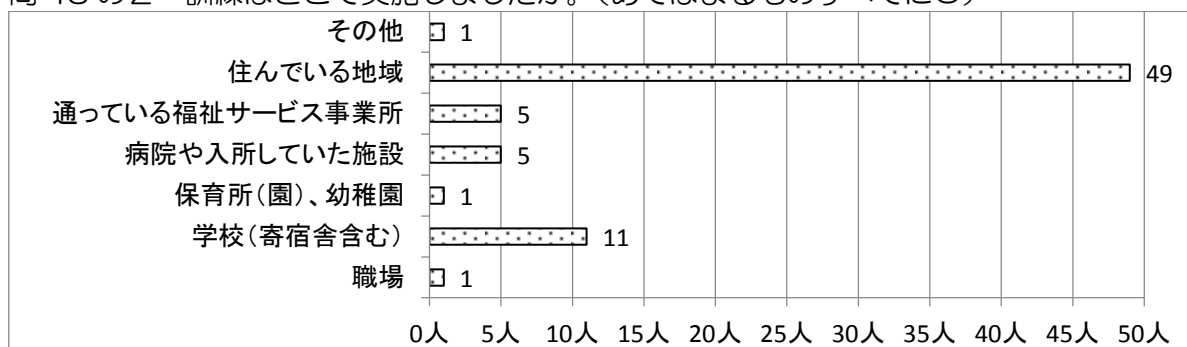
障害種別で見ると、知的障害のある方は、「知っている」と「保護者等が知っている」を合わせると、65.2%になりますが、精神障害のある方は45.5%と低くなっています。

問 43 あなたは、避難訓練に参加したことがありますか。（○はひとつだけ）



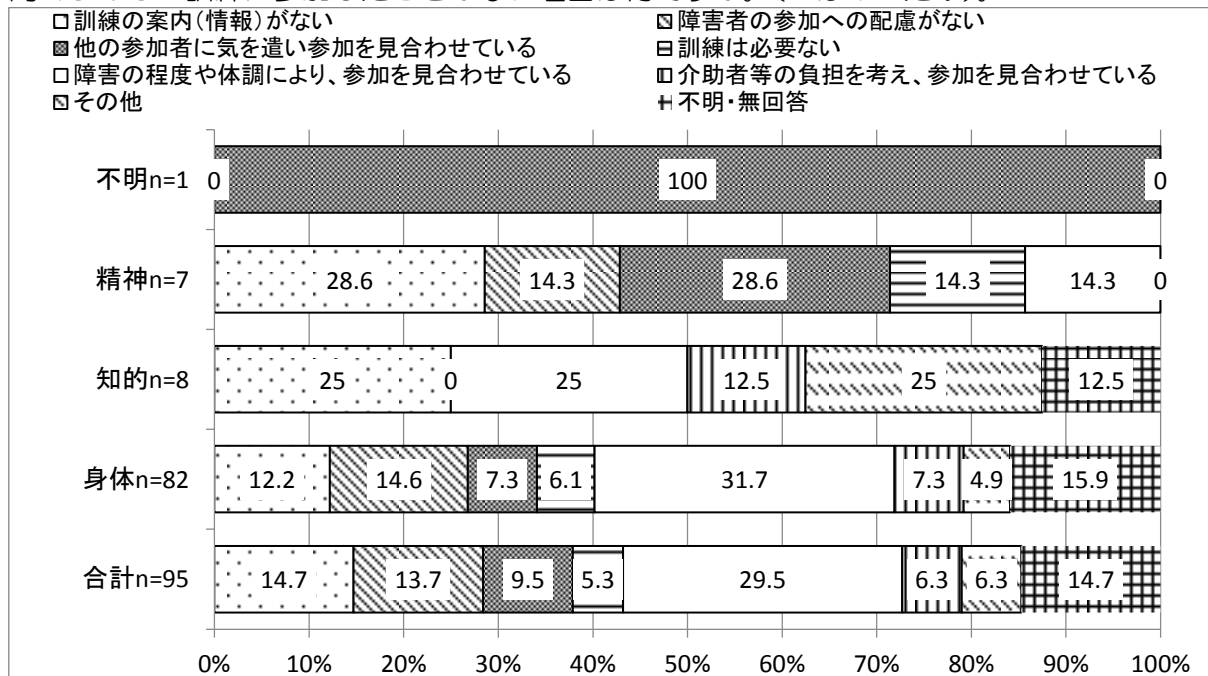
避難訓練への参加については、「ある」が37.6%、「ない」が52.5%となっています。

問 43 の 2 訓練はどこで実施しましたか。(あてはまるものすべてに○)



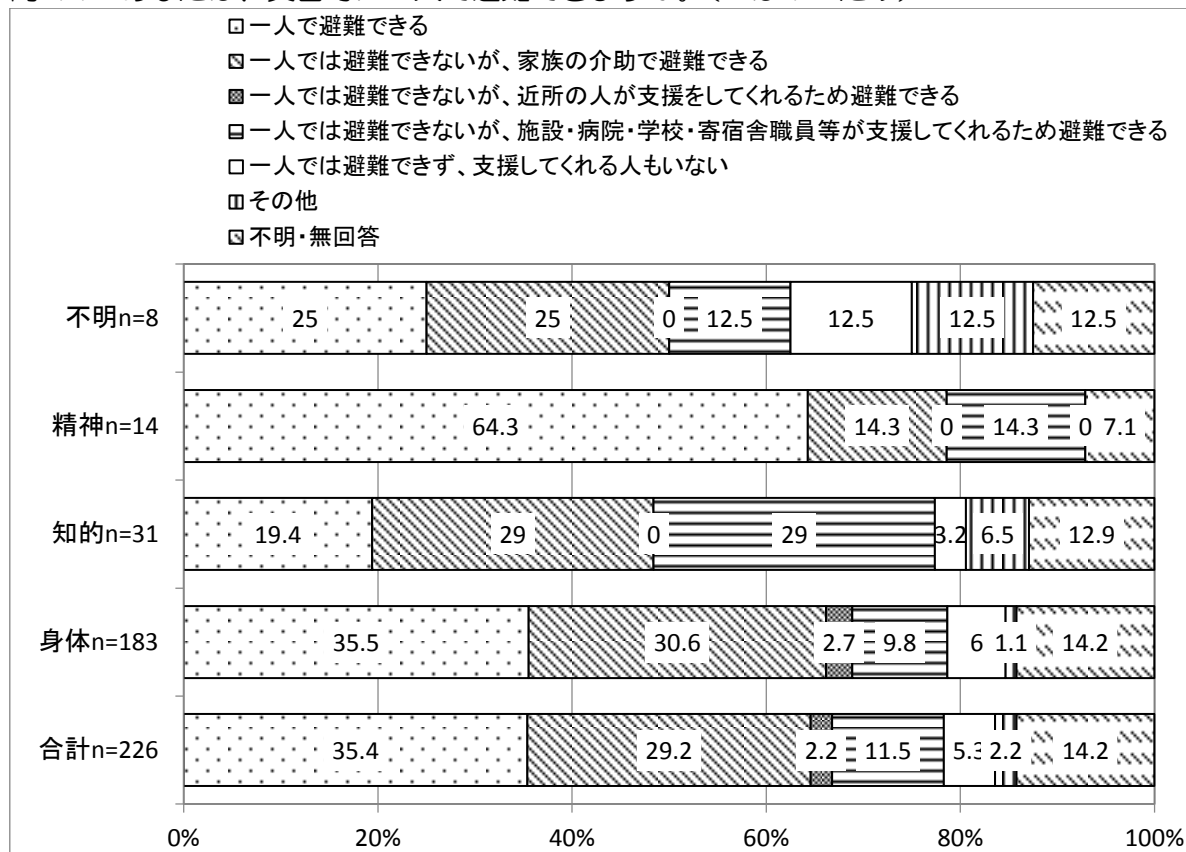
訓練の実施場所については、「住んでいる地域」が最も多くなっています。

問 43 の 3 訓練に参加したことがない理由は何ですか。(○は1つだけ)。

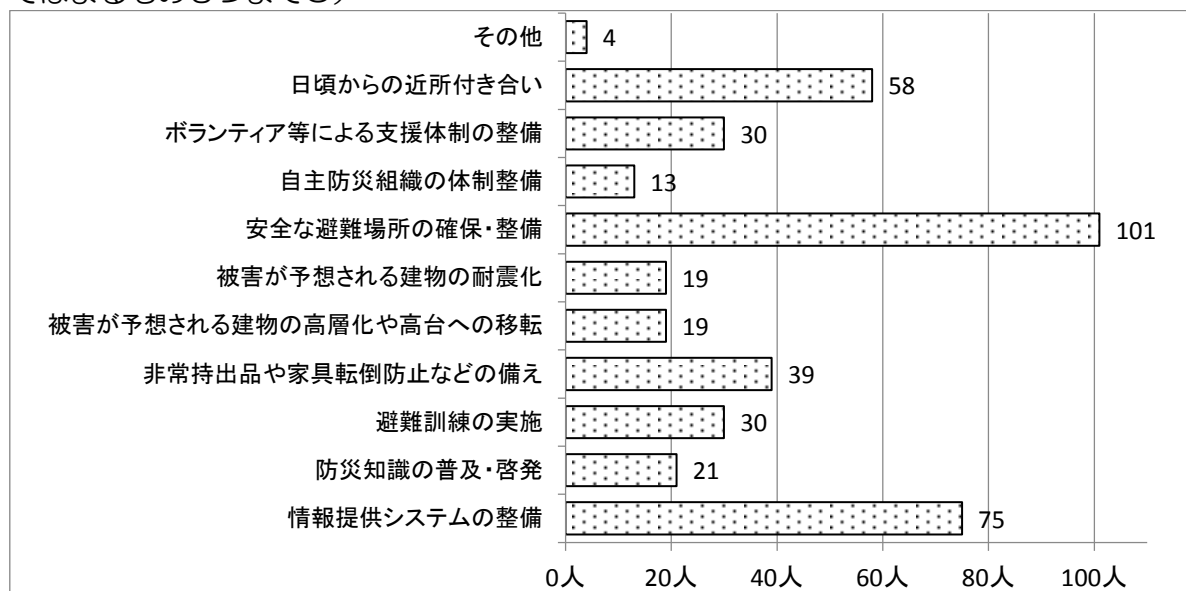


訓練に参加したことがない理由については、「障害の程度や体調により、参加を見合わせている」が29.5%と最も多くなっており、次いで「訓練の案内(情報)がない」が14.7%、「障害者の参加への配慮がない」が13.7%となっています。

問 44 あなたは、災害時に一人で避難できますか。(〇は1つだけ)

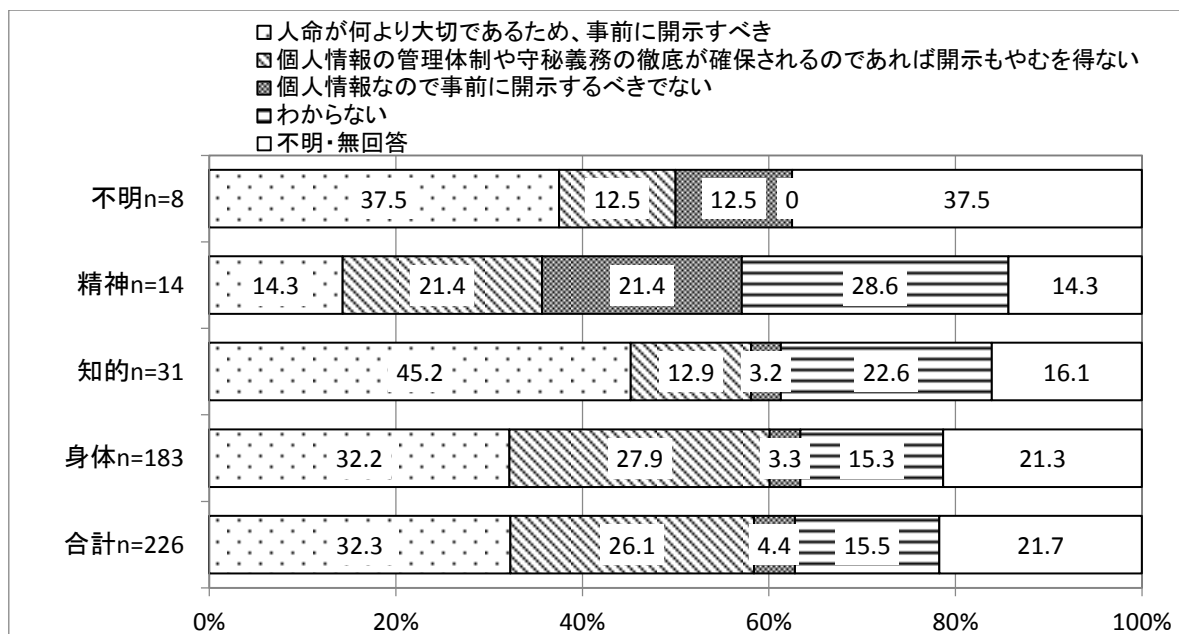


問 45 あなたは、大規模災害などの緊急時のために必要な対策は何だと思えますか。(あてはまるもの3つまで〇)



大規模災害などの緊急時のために必要な対策については、「安全な避難場所の確保・整備」が最も多く、次いで「情報提供システムの整備」、「日頃からの近所付き合い」などが多くなっています。

問 46 あなたは、地域の支援団体（消防団や自主防災組織など）に要配慮者（援護者）名簿を事前に提供することについてどう思いますか。(〇はひとつ)

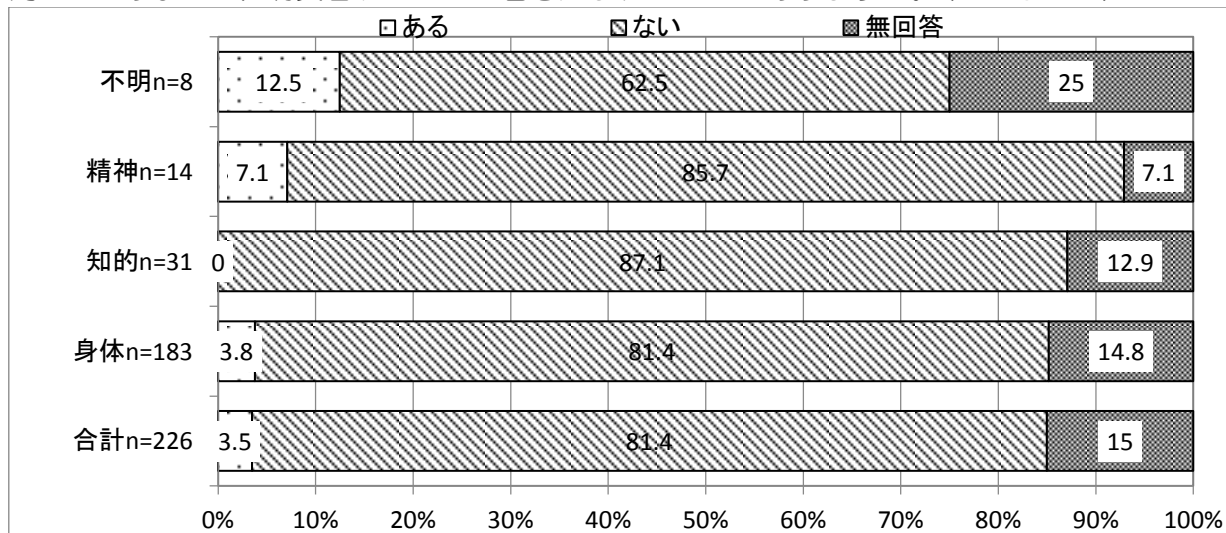


要配慮者（援護者）名簿を事前に提供することについては、「事前に開示すべき」と「開示もやむを得ない」を合わせると58.4%となっています。「開示すべきでない」は4.4%となっています。

障害種別で見ると、精神障害のある方は「開示すべきでない」が21.4%と高くなっています。

## XVI 防犯・防災（消費者被害）

問 47 あなたは、消費者トラブルに巻き込まれたことがありますか。（○はひとつ）

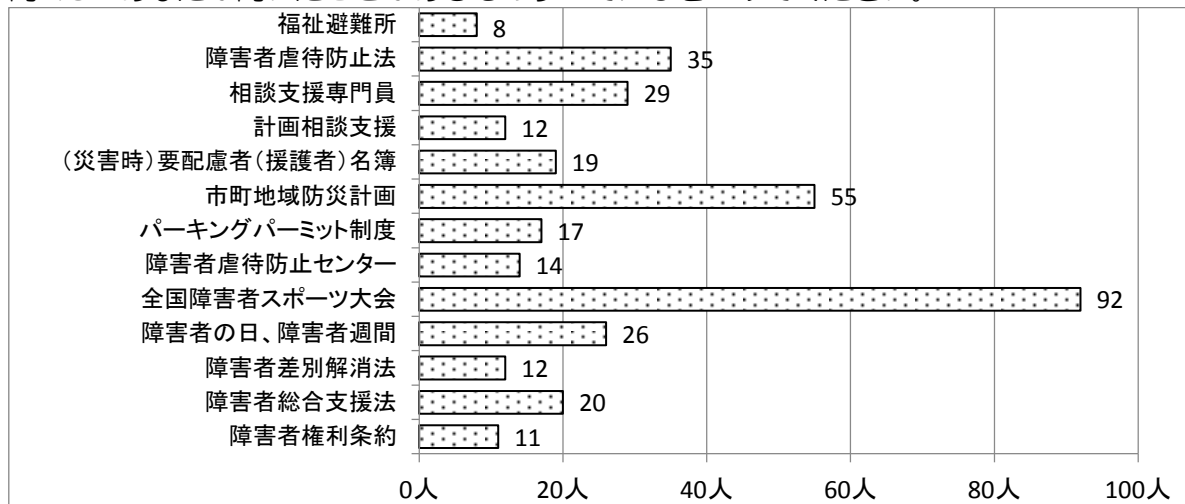


消費者トラブルに巻き込まれた経験については、「ある」が3.5%、「ない」が81.4%となっています。

障害種別では、精神障害の方が7.1%と高くなっています。

## XVII 障害福祉施策等の認知

問 48 あなたが聞いたことがあるものすべてに○をつけてください。



障害福祉施策等のうち、聞いたことがあるものについては、「全国障害者スポーツ大会」が最も多く、次いで「地域防災計画」、「障害者虐待法司法」などとなっています。

## XVIII その他（意見）等

問 49 障害福祉に関するご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

（アンケートへの意見）認知病の障害者にはこのアンケートは不向き。面談にして実情を知るべき。

（アンケートへの意見）高齢者にかかる広範囲の質問は無理。この終末整理結果については、市民に周知さすと共に本政に活かしてほしい。

（礼）日常生活支援等、バス券、タクシー券等、利用させていただき助かっております。

（教育）老いと障害は共通点が多い。子どもの頃からしつけ、教育の中で、実際にその人達との交流の中で学ぶべき事が多い。現在の大人が自己中心的な考えの人が多いため、その子どももそのように育つ。

（施設整備）いま行っているプチファームにピアノかエレクトーンがあったらいいと思います。

子どもが一人になった場合などを考えて、いろんな体験をさせてやりたいけれども、そういうことを体験させる設備などがありません。どんな小さなことでもいいので、ボランティア的な仕事ができるように訓練をさせてほしいです。

（交通）交通費の件、バス代増額出来ないか。

（社会の理解）障害者用駐車スペースの理解が数年前に比べれば、幾分良くなってきたと思いますが、まだまだ守ってくれない人が多いのを目にします。人間の良心に期待するのにも限界があるという事です。もう少し重要に考えてほしいところです。

（社会の理解）防災避難訓練について、過去に要支援者として申請したことがあります。普段の会話の中で「障害者を助けよって自分の生命をなくしたらもともとも無くなる」と言われているのを家族が聞き、もっともなことと思い、それからは申請登録もしません。家族1人では避難もようしませんし、ベッドの側でいつも祈っています。他の障害者の方も「そうしてる」と言う人もあります。

（障がい者自身の意識）障害者が法に頼らず個人個人の努力が必要。

（情報）平成15年に障害者手帳を受けましたが、それ以来検査を受けていませんが、どうしたら良いのでしょうか。お知らせください。

（将来）まだ小学5年の娘。将来の事が不安です。今より娘が大きくなった時、困らないよう色々考えていってほしいです。

(制度) 障害者支援についてまだまだ聞いた事のない種目が多い事にビックリしました。障害を持っている人は多いと思いますが、今後利用出来る事がすみやかに利用出来る事を望みます。

(制度) ストーマーで4級の手帳を持っているのですが、経済的に厳しく、仕事も制限され、2級にさせていただくと本当に助かります。

(制度) 要支援の介護を受けて、掃除を手伝って頂いていますが、国の制度で、やがてそれが難しい状態になるかも知れないとのこと、情報などで知りましたが、国のお金が足りないと言って、まず先にこういう事を切り捨てる福祉の在り方に不安を感じます。

(生活支援) 障害年金が情報も前もってなかったので2千円も1ヶ月につき削減されていて、憤りを感じました。障害者に対しては昼、夕の院食サービスが5千円のないであればいいと思います。デイケアを毎日にしてほしい。

(防犯・防災) インターフォンセンサーカメラがほしい。

(災害・避難) 防災受信機

(生活支援) 災害時の身の振り方が確定できず不安な日々を送っています。民生委員の方にお尋ねした事もありますが、何のお返事もいただけません。はっきりとしたご指導をお願いし、お待ちしております。

(生活支援) 何かあった時に手助けしてほしい。C型肝炎の患者は定期的に注射が必要だが、歩けなくなった時に病院に行けなくなり困る。看護師が家に来て注射を打ってくれると助かる。

(生活支援) 難病初期は精神的に非常に辛かった。初期における精神的なケアをサポートしてもらっていたら、病気の進行状態ももっと緩慢になっていたと思う。難病と告知され、意欲も持てなくなり、家の中に閉じこもりがちとなり、うつ状態で人が変わったようになり、主人が私の知っている主人でなくなった時は本当に辛かった。

(生活支援) 時々家に訪問して様子を見たり、話を聞いてほしいです。心のケアが足りないと思います。

(生活支援) 外出が1人で出来なくなったら何でも相談して色々サービスも受けたいと思いますが、夫と二人でいる間は心配はありません。

(生活支援) 各サービス支援の件は何も知らなかった。年齢と共に目で見える範囲が少なくなり、援助が必要となりました。

(生活支援) 弟を施設に入れてほしい。

## 2 団体・事業所等アンケート調査

### (1) 団体・事業所等アンケート調査について

本計画を策定するにあたって、施策の現状・課題、事業所等の方向性等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、障害者関係団体と障害者施設・作業所に対し、アンケート調査を実施しました。

### (2) 実施状況

種類	調査対象者	調査時期
障害者関係団体調査	八幡浜市の障害者関係団体	平成 26 年 10 月
障害者施設・作業所調査	八幡浜市の障害者施設・作業所	

### (3) 調査実施団体及び障害者施設・作業所

障害者関係団体調査	障害者施設・作業所調査
<ul style="list-style-type: none"> <li>○八幡浜身体障害者協議会</li> <li>○保内町身体障害者協議会</li> <li>○八幡浜聴覚障害者協会</li> <li>○八幡浜手をつなぐ育成会</li> <li>○愛媛県視覚障害者協会八幡浜支部</li> <li>○スマイル</li> <li>○八幡浜地域家族会</li> <li>○巢立ちの会</li> <li>○手話サークルあゆみの会</li> <li>○精神保健ボランティアグループ はまかぜ</li> <li>○朗読ボランティア どんぐり</li> <li>○八幡浜市社会福祉協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域活動支援センター くじら</li> <li>○生活訓練施設 ハーブハウス</li> <li>○短期入所施設 ハーブハウス</li> <li>○グループホーム ラベンダー</li> <li>○福祉ホーム アロマホーム</li> <li>○就労継続支援A型 KOHOLA</li> <li>○発達支援センター 巢立ち</li> <li>○地域活動支援センター 浜っ子共同作業所</li> <li>○いきいきプチファーム</li> <li>○サンワーク松柏共同作業所</li> <li>○コスモス共同作業所</li> <li>○王子共同作業所</li> </ul>

### (4) 障害者関係団体調査結果

#### ①現在、行っている活動における課題

会員等の関係や後継者
<ul style="list-style-type: none"> <li>○行事に参加者が少ない（高齢、無関心）</li> <li>○新しい若い会員の入会が少ない</li> <li>○会員の高齢化が進んでいる○後継者育成に努めている</li> <li>○会員が年老いた後のことが心配、子どもがどうやって生きていくのか頼める人がほしい</li> <li>○各々ができる分野で活動</li> <li>○会員の高齢化も考え少しずつ若手に協力してもらう</li> <li>○若い会員の入会を呼びかける</li> <li>○毎年開催されるボランティア養成講座の修了者から2、3名の入会があるので現状維持ができています</li> </ul>

- 今年新たに入って下さった方もあるが、後継者については難しいのではないかと考えている
- 介護職員不足
- 地域福祉事業に関わられている地域住民の高齢化

#### その他の課題

- 参加者が同じような人になる
- ヘルパー（付き添い人）に対する金銭的な負担
- 高齢化が進み、大会参加時などの交通手段が課題
- 個人情報等の管理の仕方の難しさ
- 年齢、家庭環境等、発生した時点で対応している
- 精神障害の方との自然な交流ができる人がまだまだ少ない、共に遊んだりしながら時間をかけていくことだと思っている
- 財源確保と有効な使いみち
- 生活圏域（広域）での事業展開を考えていくことも重要

## ②今後の活動方針

#### 活動内容

- 一生懸命努力を続ける
- 身障連での活動が多くなってきていて、大きな組織で活動できることは良い方向になっている
- 維持しつつ、内容を見直していく
- 維持していこうと思います
- 現在の活動を続けてみようと思っています
- 今のままでいきます
- 社協全体での経営改善検討中

#### 新たな取り組み

- 障害者と地域の人とのつながりの方法を計画
- 定期的な行政との懇談
- NPO法人の立ち上げ、子どもたちが地域の中で生活していけるような居場所を作りたい
- 会員から意見が出れば考える
- 来年が20周年の年にあたるので何かイベントをと考えている
- 各個人とのふれあいを増やしたい
- 身近に相談できる体制、しくみづくりを考え中

## ③活動をする上での行政への要望

- 障害者手帳を交付する時、会の案内をできないか
- 民生委員さんなどを通して加入依頼のパンフレットの配布をできないか
- 障害者をとりまく行政間の密な連携（特に福祉と教育）
- 西予市に比べると遅れている障害者の居場所を老人介護の要支援者事業等と組合せ（例えば、川之内小学校は移行後の活用方法として）土地建物の有効利用として示してほしい
- 年一回の交流会に参加される方はいつも決まっているのでせめて声の広報発送している視覚障害者の方達の住所と電話番号教えていただきたい
- イベントが具体化したらご支援をお願いします
- 市の担当の方や保健センターの方々にいろいろご協力いただいている
- 先駆的な取り組みへの支援（情報提供、財源助成等々）
- 相談体制の一本化が図られたらよい
- 市役所職員の聴覚障害の理解と手話学習をしてほしい、1か月に1回、回数を5回でも良いので、講師2名の予算もつけて実施計画を作ってほしい



○3年後の国体、障スポの委員会が開催されていると思うが、情報保障として、傍聴でもよいので参加させてほしい

#### ④福祉サービスのあり方

特に取り組みが弱い点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○歩道の段差などの改善</li> <li>○障害者用トイレの表示等</li> <li>○障害者に対する防災時の対応</li> <li>○各行事についての連絡が遅い</li> <li>○職員の意識と知識不足</li> <li>○松山市にある「どうご清友寮」のような宿泊型自立訓練事業所が市内にあればよい</li> <li>○グループホームがあればよい</li> <li>○障害者スポーツ大会に精神障害者も声をかけてみてはどうか</li> <li>○相談事業（包括的な相談に対応できる体制づくりが必要）</li> </ul>
今後必要なサービス、見直すべきサービス
<ul style="list-style-type: none"> <li>○JRの乗車場所など車いすで自由に移動できるよう改善</li> <li>○施設（入所、グループホーム）が必要</li> <li>○放課後等デイサービス、グループホーム、自立訓練施設が必要</li> <li>○地域内に障害者就労支援サービス事業所を作ることへの許可</li> <li>○地域内に障害者宿泊施設を作ることへの許可</li> <li>○老人介護施設とちがい、障害者は学校卒業後から死亡するまでの期間が長いので施設の定員が満員になるとなかなか欠員が出ないため、他市町への移住を余儀なくされているため、生まれ育った地域で暮らせるサービスの支援がほしい</li> <li>○高齢者が増えると思われるので家庭内にこもらず外に出て楽しめることを増やす</li> <li>○気軽に集える場所等、居場所づくりなど必要になってくる</li> <li>○利用料負担の軽減など</li> <li>○八西TVに手話通訳者のワイプ導入を希望、以前から要望が出ており、新年のあいさつ以外にも定期的に導入してほしい</li> <li>○障害者の避難所に、災害用バンダナとSOSカードを設置</li> <li>○聴覚障害者宅に、災害時の文字情報が入るシステム導入</li> <li>○手話指導者養成と手話学習者養成の充実</li> </ul>

#### ⑤地域生活支援のあり方

理解を深める方策
<ul style="list-style-type: none"> <li>○イベントなどで地域の人々との交流を進める</li> <li>○広報などによる障害者団体の活動の紹介</li> <li>○地域啓発を学校から積極的に発信してもらう</li> <li>○学校行事などを利用</li> <li>○市の広報に特別支援教育の取組みを紹介してもらう（市立病院の紹介のような感じ）</li> <li>○本人から発信することは、考え次第で何かと問題点があろうかと思えます。やはり民生委員の方が目配りしていただきたいと思う</li> <li>○いろいろな方とのふれあいを増やし、少しでも障害者のことを知ってもらうこと</li> <li>○小中学校での福祉教育プログラムを作り、理解を深めること</li> <li>○意見交換の場づくり</li> </ul>
社会参加促進の方策
<ul style="list-style-type: none"> <li>○グループホーム等の活用など、人の集まる場所を作してほしい</li> <li>○八幡浜市には入所型、グループホーム等の施設がなく、障害者が地域で暮らすには難しい</li> <li>○福祉の集いのように限られた場所ではなく、さまざまなイベントや行事に参加しやすいように取組みを行ってほしい</li> <li>○障害者が他市よりも住みやすい環境を整えて、実際に障害者が当市で生活すること</li> </ul>

- 障害者の皆さんが参加できる行事や催事、事あるごとにPR
- 精神障害者がなかなか退院できない、進まない理由の一つに住居の問題がある、空家の活用など行政の方から推進していただきたい
- 外出しやすい環境づくり（バリアフリー化）
- ちょっとした手助け、支援、見守りなどのサービス

#### 地域との連携

- ボランティア協議会などの協力を感謝
- 福祉のつどいは少しマンネリ化しているように思えるので、場所を変えてみるとか工夫が必要
- 行政主体の交流できる場を設けてほしい
- 発達障害児に対するボランティアの理解（見た目ではわからない子もいる）
- 障害者の生きがいを感じられる活動の支援
- 一人暮らしの方とか高齢者家庭には関連のボランティア団体があることを知ってもらう
- 年末の「もちつき交流会」にはボランティアの方たちに手伝ってもらっている
- 地域の活動をより広く情報提供していくこと
- 普段の生活の中でのふれあい、つながりを作っていくこと（イベントだけでなく）

## ⑥障害福祉計画への意見

#### 人的面

- ヘルパーの育成、有資格者（手話）を増やしてほしい 市立病院など公的な場所で特に欲しい
- 有資格者の育成、増員
- 担当者が変わっても変わらない支援（引継ぎをきちんと）
- 障害者の立場に立って考えられる人を窓口に
- 障害係以外の市職員の人にも理解を持ってほしい
- 他市で行われているような支援への取り組み方法、行政へのアプローチの仕方を教える人が欲しい
- 計画策定にあたり、企業、農業、漁業関係の方々との意見交換など協議の場が必要
- スーパーバイザーによる助言、指導など必要

#### 経済面

- 年金に関する件
- 障害者の生活保障、障害者年金の充実
- 地域啓発のための講演会やイベントの予算をもっと増やしてほしい
- 障害者就労支援、生活支援施設の設置場所の提供
- 障害者各々にとって何が必要か目的をしっかりと把握して見極め、必要な方には援助を
- 雇用の創出、起業など「働く」ことの施策

#### 社会面

- 人とのつながりを大切にしよう
- 障害者が安心して地域で暮らせるよう施設等の充実
- 市の広報に特別支援教育の取組みを紹介してもらおう（市立病院の紹介のような感じ）
- 障害者の取組みを広く知ってもらうための広報活動
- 人とのつながりが一番大切
- 気軽に集える場所や機会を作ることへの施策
- 相談窓口の一本化など体制整備

## ⑦その他

#### 自由意見

- 6年前からお願いしている発達支援センターの設立を早急を実現してほしい
- 八幡浜市で障害者が働ける場を市が積極的に増やすよう努力してほしい

- 障害者支援において、学童支援までは療育支援から始まって地域内でできていると思われるが残念ながら養護学校を出た後の居場所は他市に比べ少なすぎる 生まれ育った地域の中で生きがいを持って生活できるような支援を求める
- 障害があっても他人の力を借りないで出来るだけ本人の力で思うように生活していけることが最高だと思う やはり隣近所の助け合い、目配り、心配りが日々出来るように顔合わせたら言葉をかわしていくように心がけたい
- 他の計画や施策など関連することや重なることもあるので、協働して策定していくことが大切

## (5) 障害者施設・作業所調査結果

### ①回答者（運営主体）

回答者における運営主体をみると、「医療法人」が5件、「市」が3件、「社会福祉法人」が2件、「特定非営利活動法人（NPO）」「その他」が各1件となっています。

運営主体	件数
社会福祉法人	2
社団・財団法人	0
特定非営利活動法人（NPO）	1
医療法人	5
八幡浜市	3
その他	1

### ②回答者（関係障害種類）

（複数回答）

回答者における関係障害種類の状況をみると、「精神」が9件で、「身体」が5件、「知的」が4件、「障害児」が3件となっています。

種類	件数
身体	5
知的	4
精神	9
障害児	3

### ③経営動向

経営動向についてたずねたところ、「生活介護」、「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」、「児童発達支援」については、利用者が増加しているため、定員を増やしたい。「就労移行支援」は減少しているため、定員を減らしたいとなっています。

### ④各分野における問題点、課題等

#### 介護給付について

- 生活介護の利用対象者は増えていく傾向にあるので現在の定員数 10 人を増員する必要がある。生活介護を利用している方は、将来的には入所施設利用やケア付きのグループホームの利用が必要になってくる。身近な地域である八幡浜市内に居住できる施設が増えてほしい。ショートステイが必要な対象者が増えているので、身近な地域内にショートステイができる施設が増えてほしい。
- 短期入所事業所に夜間支援がとれる体制づくりとそのための人件費補助を検討してはどうか。

#### 訓練等給付について

- 就労継続支援B型の利用対象者も増えていく傾向にあるので、現在の定員数 20 人を増員する必要がある。就労移行支援は、期限付き（最大2年）でなので、利用者就労や利用期限の過ぎた場合において、安定した利用者の確保が難しい。また、利用者自身も利用期限

の過ぎた場合のことを考えて過剰に心配することもあるので、できれば利用期限がなくなってほしい。就労に結びつけるための開拓が難しい。実際と同じ現場で働く従業員の方々の障害者の特性の理解が絶対条件になる。就労継続支援B型事業での授産事業においては、障害者優先調達推進法をもっと上手に活用しなければならないと思うが、限られたものが多いように思い、どの事業所にも合うもの、近くのものがあればいい。難しい問題だ。就労移行支援、就労継続支援B型の利用者では、近い将来グループホームの利用が必要な方が数名いるが、八幡浜市内にも整備してほしい要望がある。

○親亡き後の住まい、支援があれば地域生活を希望する方も多くいるため、共同生活援助事業所を増やしてほしい。今の事業所数では少ないし、なかなか空きがない。市営住宅の優先入居等ご検討いただきたい。

#### 相談支援

○計画相談支援については、制度の理解が本人及び保護者には浸透していないと感じる。現状としては、丁寧に説明して徐々に理解してもらっている。

○特定相談支援事業所では、相談内容にショートステイ利用や入所施設利用の希望も多くなってきているので、八幡浜圏域でもショートステイ事業所等が増えてほしい。

○困難事例の場合には、八幡浜市の担当者が関わって下さるのでありがたい。

○知的、精神を主に関わってきた事業所が相談支援を担っているが、身体については弱い。三障害＋児童含めて事業所が力をつけていく必要がある。市内で二つの事業所が担っているが、事務処理に追われ、丁寧な支援が出来ていない。

#### 障害児支援

○日中一時支援事業にて障害児支援を対応させていただいている。利用希望日が土曜日、日曜日なので、対応する人員の確保が難しい状況である。

○障害児相談支援も対応するようになったので、八幡浜圏域で障害児が利用できるサービスを把握する必要がある。

○ここ数年間、発達障害児が増加の傾向にある。八幡浜市内では療育の場が巣立ちしがなく、近隣の療育機関などを利用されている方もいる。乳幼児から大人になるまでの一貫した相談の場所として発達支援センターが設立できればと思う。小学校から中学校にかけての専門的な相談員、社会の中で生きていくためのSSTなど訓練できる場、就労に向けて手作業の訓練のできる場、特性について専門的なアドバイスのできる方などが職員として配置されていることが必要。

#### 地域生活支援事業

○地域活動支援センターについては、日中活動の場としてどんどん利用してもらうよう行事などを工夫する必要がある。

○地域活動支援センターでの利用者について、対象となりそうな方と直接関わることが少ないので関係機関との連携を強化したい紹介していただければいい。

○地域活動支援センターは、まだまだ周知されていないようですのでパンフレットにて案内できるようにしたい。

○障害者で生活保護をもらっている者が作業所での15,000円余りの所得でも全額減額されるようである。働かなくても同じであれば働く意欲をなくする。所得の内何%かでも残してほしい。

## ⑤その他意見

#### その他意見

○グループホームの整備をしてほしい

○八幡浜市内で障害者雇用を考えている企業（本当に障害者を理解している企業）とのマッチングの場があれば積極的に参加したい

○保育所等の一時預かりのできる保育所を増やした方が良い。また、そこには発達障害児の受け入れができる専門性のある方を一人は配置すべき。

### 3 八幡浜市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

#### (趣旨)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第48号）に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者計画」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定するため、八幡浜市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画を策定するための基本的事項の検討及び総合的調整に関すること。
- (2) その他障害者計画及び障害福祉計画を策定するに当たって必要と認められること。

#### (組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、障害者施策に関し見識を有する者の内から、市長が委嘱する。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会の会務を総括し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

#### (関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に策定委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

#### (庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

2 この要綱は、障害者計画及び障害福祉計画の策定が完了したときに効力を失う。

附 則（平成26年2月21日制定）

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。

## 4 八幡浜市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会名簿

選出区分	役職名	氏名	備考
障害者団体 ・住民代表	八幡浜心身障害者（児）団体連合会会長	西園寺 純一	
	八幡浜市手をつなぐ育成会会長	菊池 正子	
	八幡浜地区家族会代表	若宮 宗由	
	八幡浜聴覚障害者協会会長	伊藤 佳子	
	視覚障害者協議会八幡浜支部会長	大本 一郎	
社会福祉施設関係者	知的障害者更生施設大洲育成園 相談支援専門員	橋本 哲志	
	身体障害者療養施設大洲ホーム 相談員	丸山 浩児	
	地域活動支援センターくじら 施設長	幸田 裕司	委員長
	知的障害者更生施設希望の森 相談支援専門員	三好 基文	
	八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム 施設長	中井 一恵	副委員長
	双岩病院 精神保健福祉士	島内 美月	
	八幡浜市社会福祉協議会 社会福祉士	田中 奈美	
	障害者就業・生活支援センターねっとWorkジョイ	高石 徳香	
発達支援センター巣立ち 指導員	長澤 清香		
関係行政機関の職員	八幡浜公共職業安定所 上席職業指導官	田村 愛子	